

最 重 要 項 目

1 新型コロナウイルス感染症への対応について

(1) 感染拡大防止対策と医療提供体制の整備

【提案・要望事項】

感染拡大防止対策及び医療提供体制の整備に関すること

- ① 新型コロナウイルス感染症等の発生に備えて、医療体制の抜本的な強化のための必要な措置を講じるとともに、検査体制についても、必要な体制の確保や地域の実情に応じたPCR検査や積極的疫学調査等に対する強力な財政支援を行うこと。
- ② 今後、新興感染症や再興感染症の発生時に適切な対応ができるよう、感染症に対応できる人材を育成する仕組みを整備するとともに、都道府県が育成する場合の財政的な支援を行うこと。
- ③ 重症化や集団感染のリスクが高い介護施設等での感染者の早期発見や集団感染を防止するための施設職員に対する定期的な検査に対する財政支援、また、感染が確認された場合、感染拡大防止対策を徹底してサービスを提供できるよう施設等に対する財政支援、県の衛生・防護用品の機動的な調達・供給に係る財政支援、支援チームの派遣について、引き続き支援すること。
- ④ 感染拡大地域への医師・看護師の応援派遣について、いかなる状況にも対応できるよう、国において総合調整できる仕組みを構築するとともに、感染症危機管理対策に機動的に対応できる医療チームの育成を国の責任で行うこと。
- ⑤ 保健所の体制確保の重要性を踏まえ、国としても保健師の派遣や育成も含めた体制の充実・確保を図ること。併せて、保健所業務のひっ迫に対応するため、国への報告の整理など業務の効率化・簡素化について見直しを継続して検討すること。
- ⑥ 新型コロナウイルスを完全に制圧するため、国産ワクチン製造の支援を含め、必要十分なワクチンの確保・供給を図るとともに、特効薬や治療薬の創薬を実現すること。また、治療薬の製造・研究開発を行う企業に対し、重点的な支援を行うほか、医薬品・医療機器等の産業育成を戦略的に進めること。
- ⑦ 国において、国内でのウイルスの変異を常時監視するために、全国各地の新型コロナウイルス検体の遺伝子解析・分析を行い、感染力の変化や特性、後遺症などの科学的・専門的情報を迅速に提供できる体制を強化すること。

- ⑧ 持続可能な医療提供体制の構築を目指し、新型コロナウイルス感染症などの新興感染症に対応する必要があることも踏まえ、地域医療構想の実現に向けた医療機関の再編・統合を拙速に進めることなく、都道府県と十分に協議の上、各医療機関が地域で担う役割や機能分化・連携の状況等を踏まえた施策を実施すること。
- ⑨ 新型コロナウイルスを完全制圧するとともに、新興の感染症に備えるため、令和4年度以降も、国において必要な措置を講じるとともに、各地域が行う様々な感染症対策について、引き続き財政支援を行うこと。

【現状・課題】

- 新型コロナウイルス感染症については、国においても、様々な対策に取り組まれています。本県においても、新型コロナウイルス感染症に対する香川県対処方針に基づき、県内の感染状況に応じて、飲食店に対する営業時間の短縮要請や、飲食店従業員に対する PCR 検査の実施など、必要な対策に取り組んでいるところです。
- これまで本県では、新型コロナウイルス感染症の患者用の病床の確保や、保健所に新たに PCR 検査装置を導入するなど、新型コロナウイルス感染症に対する医療体制、検査体制の充実を図ってきました。しかしながら、前述のとおり、新規感染者の急増に対応するためにも、後方支援病床の確実な確保等のための財政支援、濃厚接触者等の検査対象者の急増に備えたさらなる検査体制の充実、また、地域の実情に応じた PCR 検査や積極的疫学調査等に対する強力な財政支援が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症のような新興感染症はいつ発生するかわからず、発生時には直ちに対応する必要があります。長期的な視点も踏まえた感染症の対応に必要な専門人材の確保・育成は重要です。本県では、これまで県内医療従事者向けの研修会の開催、感染症専門医による病院への指導・助言などにより、感染症の発生に対応するための医療提供体制の確保を図ってきましたが、今年度、新たに感染症発生時に即応できる感染症分野の専門人材を育成するため、人材育成事業を香川大学に委託して行うこととしています。感染症発生時に適切な医療を提供するためには、感染症に対応できる医療従事者を日頃から確保する必要があります。こうした都道府県の取組に対する財政支援や、国においても人材を育成する仕組みの整備が必要です。
- 高齢者は、新型コロナウイルスに感染すると重症化しやすいと言われており、本県では、施設内感染を防ぐため介護施設等の従事者に対して、一斉 PCR 検査を2月から4月にかけて実施しました。こうした施設においては、ケアを行う際に身体的接触が避けられな

いことや集団で寝食を共にするなど、施設の性質上、密集がおこりやすいことから、クラスターが発生する可能性が高い状況にあります。介護施設等において感染を防止するためには、介護施設等の従事者への定期的な検査に対する財政支援や感染が確認された場合、感染拡大を防止し、サービス提供を継続するため、支援チームの派遣などについて、引き続き支援が必要です。

- 医療機関において、医師や看護師などの医療従事者の負担を軽減するための取組が行われており、本県においてもこのような医療現場での取組等を踏まえ、その経費の一部を補助する等の取組を行ってきましたが、感染者が急増した場合、その地域において、医師や看護師などの医療従事者が十分確保できず、適正な医療提供ができなくなるおそれがあります。感染拡大は急速に進むことがあり、また、予測も困難であることから、そうした事態に対応するためにも国の責任において自衛隊の活用なども含め総合調整をしっかりと行うとともに、DMAT等を参考に、感染症危機管理対策に機動的に対応できる医療チームの育成等を行うなど、広域的な応援体制を整備する必要があります。
- 本県においては、昨年度から保健所の対応能力の強化を図るため、保健師の増員や応援派遣体制を整えるなどのほか、今年度は新たに保健師等の人材バンクを創設し、保健所に対し、短期集中的に必要な人材を派遣する体制の整備に取り組んでいるところです。国としても、感染者数の急増時においても積極的疫学調査や入院勧告などの重要な機能を保健所が円滑に行うことができる体制を確保するために、保健師の派遣や育成も含めた体制の充実・確保を図るとともに、保健所業務のひっ迫に対応するため、国への報告の整理など業務の効率化・簡素化について見直しを継続して検討する必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症を収束させるためには、ワクチン接種が重要ですが、ワクチン接種を円滑に進めるためには、全国民に接種するだけのワクチンの安定供給が必要です。本県においても、4月12日より高齢者向けの優先接種が開始されたところですが、ワクチン供給が予定どおり確実に行われることはもとより、現場での準備が円滑に進むよう、国として、グランドデザインを早期に明らかにした上で、より具体的に供給スケジュールや配分量等について可及的速やかに示していただく必要があります。また、ワクチンの安定供給に支障が生じる恐れがないよう、国として、国産ワクチン製造の支援や、研究開発を行う企業に対し、重点的な支援を行うほか、医薬品・医療機器等の産業育成を戦略的に進めていただく必要があります。
- 国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針によれば、変異株スクリーニング検査での抽出を早期に40%程度まで引き上げることとされていますが、既に本県においては、県環境保健研究センターで扱った検体については、すべて検査を実施しており、

全国よりも高い割合となっています。加えて、医療機関の検査で陽性が確定された患者についても、検体の採取・提供をお願いしており、検査の割合をさらに高めているところです。こうしたなか、4月以降の検査結果では大部分が変異株であり、このことから本県の新型コロナウイルスは、変異株に置き換わったものと考えています。

- 変異株も含めた感染拡大防止策を展開することが今後の対策の根幹であり、積極的疫学調査と入院・治療の徹底を図り、都道府県・保健所が感染ルートを探知し感染の封じ込めを図れるよう国の支援が重要です。国において、全国各地での変異株の確認を踏まえ、全国において新型コロナウイルス検体の遺伝子解析を行う体制を整備し、早急に国内の新型コロナウイルスの感染力の変化や特性、世界各国で確認されている変異株との関係についての分析など科学的・専門的情報を迅速に提供いただく必要があります。
- 平成27年度以降、都道府県は、医療介護総合確保推進法に基づき、医療計画において地域医療構想に関する事項を定めるものとされ、本県においても、平成28年10月に香川県地域医療構想を策定し、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者との協議の場である地域医療構想調整会議を設け、地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行っております。
- 地域医療構想で目指すべき将来像は、急性期から、回復期、慢性期、在宅医療・介護に至るまで一連のサービスが切れ目なく、また過不足なく提供される体制の確保とされており、国においては、新型コロナウイルス感染症等の新興感染症への対応を十分考慮し、引き続き、都道府県と十分に協議のうえ、地域の実情に応じた機能分化・連携等が実現できる施策に取り組む必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症対策により、一定、医療提供体制や検査体制が整備されましたが、新興感染症などに対応するための感染症対策は一時的なものではなく、常に備えておくことが必要です。令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金にて、医療提供体制整備などに対する財政支援がされましたが、引き続き、地域が行う感染症対策のための財政支援が必要です。

【所管府省】厚生労働省（医政局、老健局、健康局、社会・援護局）

【県関係課】健康福祉総務課、長寿社会対策課、障害福祉課、医務国保課、薬務感染症対策課

【提案・要望事項】

災害対応に関すること

- ① 災害時の避難所における感染症対策に必要な財政支援を行うこと。
- ② 消防職員が救急業務を行う際に必要となる感染防止資器材（マスク等）を確保すること。

【現状・課題】

① 災害時に、避難所を開設した際、多くの方の避難に備え、感染症対策として、多くの避難所の確保のほか、間仕切りや消毒液等の資器材の事前準備など、これまで以上に衛生面を配慮した対応が必要となり、費用負担が大きくなることから、国による財政支援が必要です。

② 消防職員は、救急出動する際に、マスク、感染防止衣、感染防止手袋、ゴーグル等の感染予防策を講じた上で出動していますが、新型コロナウイルス感染症患者等の搬送により、多くの感染防止資器材が必要な状況となっています。

感染防止資器材については、現在、各消防（局）本部が各々で調達するほか、国において不足分を確保し、各消防（局）本部に配付しているところであり、引き続き国において確保のうえ、消防機関へ提供することが必要です。

【所管府省】 内閣府（政策統括官〔防災担当〕）、消防庁（消防・救急課）、
厚生労働省（健康局）

【県関係課】 危機管理課、薬務感染症対策課

【提案・要望事項】

教育環境の整備に関すること

- 新型コロナウイルス感染症の予防や拡大防止のため、保健衛生用品の安定的かつ優先的な供給体制を構築するとともに、学校現場で使用する消毒液等の保健衛生用品や校舎消毒に要する経費への財政支援措置などを継続すること。
- 学校の教育活動を安心して継続していくため、学校運営に必要な新たなPCR検査制度の整備とその財政支援等を講じること。
- 通学時におけるスクールバスの感染防止対策を図るため、スクールバスの増便に要する経費への財政支援を継続すること。
- 学校における感染症対策の充実を図るため、好事例の紹介や感染症の専門家による教職員向け研修会を開催するとともに、実践的な指導資料の作成や感染症の専門家を派遣できる体制の構築を図ること。

【現状・課題】

- 新型コロナウイルス感染症拡大時に、消毒液等の保健衛生用品の需要が急増すると想定されますが、学校における感染防止対策に必要な物資が確保できるよう、安定的かつ優先的な供給体制の構築が必要です。
- また、学校における新型コロナウイルス発生時には、校舎消毒に迅速に対応できるよう、消毒液等の保健衛生用品を継続して調達する必要があるほか、教職員の負担軽減のため、業者による消毒が可能となるような財政支援措置等の継続が必要です。
- 学校の教育活動を安心して継続していくため、教育的効果の高い修学旅行や部活動における大会参加等について、その事前事後に広くPCR検査が実施できるよう、新たな検査制度の整備とその財政的支援措置等が必要です。
- 濃厚接触者となった子どもたちが、不必要な出席停止とならないよう、最新の知見を踏まえながら、適宜、出席停止期間の見直しも重要です。

- 特別支援学校のスクールバスは、児童生徒の安全上の観点から換気が行いにくく、長時間3密となる恐れがあるとともに、重症化リスクの高い児童等が乗車している場合があり、バスの乗車率を下げて感染リスクの低減を図るため、現在は国の財政支援を受け増便を行っているところです。

そのため、感染症対応が必要な期間においては、スクールバスの増便に要する経費への継続的な財政支援が必要です。

- 教職員が、最新かつ有効な新型コロナウイルス感染症対策を学べる機会を確保するため、全国の感染症対策の好事例の紹介や感染症の専門家による教職員向けのオンライン研修会等の開催が必要です。また、より実践的で活用しやすい指導資料の作成や、学校の感染症対策について指導助言したり、授業に参加したりできる専門家の派遣体制の整備も必要です。

【所管府省】 文部科学省（初等中等教育局）

【県関係課】 高校教育課、特別支援教育課、保健体育課

(2) 地域経済対策

【提案・要望事項】

中小企業の支援に関すること

新型コロナウイルス感染症の拡大が地域経済に与える影響を踏まえつつ、中小企業に対する資金繰りと雇用維持のための支援の継続・拡充を適宜実施すること。

また、収束後においても、中小企業の事業継続に必要な支援を検討するとともに、コロナ禍に適応するために必要な景気回復のための大規模な経済対策を実施すること。

【現状・課題】

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、県内経済は、飲食、宿泊、小売りなど人が外出することで事業が成り立つ業界を中心に大きなダメージを受けており、店舗の休業や企業の倒産が発生するなど、大変厳しい状況にあります。
- 雇用調整助成金や持続化給付金など、国において措置された各種支援制度について、県としても随時周知に努め、それら給付金への上乗せや、その他独自の支援施策も講じてきたところでありますが、経済団体や各組合等からは、悲痛な現状の訴えとともに、支援拡充の要請が多数寄せられております。
- 変異株の影響もあり、依然として新規感染が収まらず、収束の見通しが立たない状況であるため、中小企業や小規模事業者を対象とした事業継続と雇用維持の支援については継続して実施することが必要です。加えて、飲食業など特に影響を大きく受けている業種に対しては、支援の拡充が必要です。
- また、感染状況については地域間で差があるものの、外出の自粛など基本的な感染防止対策の要請と、それに伴う経済への影響については、地域を問わず共通していることから、事業者支援の内容については、その影響の実情を踏まえ、地域間で不公平が生じないものとする必要があります。
- さらに、感染収束後においては、個々の事業者における雇用や事業規模の回復・拡大を促し、速やかな景気回復を実現するため、中小企業等の事業継続・雇用維持のための引き続きの支援や、大規模な消費喚起策が必要です。

【所管府省】 中小企業庁（事業環境部）、厚生労働省（職業安定局）

【県関係課】 産業政策課、経営支援課、労働政策課

【提案・要望事項】

観光振興施策に関すること

①観光関連事業者への支援

新型コロナウイルスの感染拡大が長期化するなか、観光関連事業者は極めて厳しい経営状況に置かれていることから、観光需要が回復するまでの間、事業継続が可能となる支援策を講じること。

②G・O・T・Oトラベル事業等の拡充

国では、観光需要の喚起を図るため、G・O・T・Oトラベル事業や地域観光事業支援を実施されているところであるが、設定期間ありきではなく、国内外の観光需要が真に回復するまでの間、継続して事業を行うこと。

③地方支援の拡充

地方自治体や観光地域づくり法人（DMO）が、地域の実情に即した創意工夫によって国内外から観光客を呼び込み、観光の力で地域経済の回復を促進できるよう、実施に必要な財政措置を広く講じること。

また、日本政府観光局（JNTO）においては、訪日旅行が再開された際には、外国人旅行者が、都市部のみならず地方にも訪れるよう、地方への誘客促進のプロモーション活動に積極的に取り組むこと。

【現状・課題】

- 本県においては、人口減少局面においても地域活力を維持するため、交流人口の拡大に重点的に取り組むこととし、平成22年度からの観光圏整備や27年度からのDMOによる広域観光周遊ルートの認定など、観光関連事業者とともに官民一体となって、観光施策の推進に取り組んできました。
- また、高松空港国際定期路線を活用した外国人旅行者の誘客や瀬戸内国際芸術祭等の新しい旅行の提案などに積極的に取り組み、一昨年の本県の外国人延べ宿泊者数は77万人泊と過去最高を更新し、日本人も含めた県外観光客数も増加傾向を維持してきました。
- 香川県ホテル旅館生活衛生同業組合が実施した県内宿泊施設への影響に関する調査によると、県内の宿泊状況及び会議・宴会の利用状況は、昨年5月にそれぞれ前年比約10%

にまで激減し、その後、国のG o T oトラベル事業などの需要喚起策の実施により、秋以降、需要回復の兆しが見え始めたところ、昨年末からの全国的な感染拡大や緊急事態宣言の再発令、G o T oトラベル事業の全国一律一時停止などにより、県内の観光需要は総じて低迷が続き、極めて厳しい経営状況にあります。

観光関連産業は、地域経済を支える基幹産業として重要な役割を担っていますが、中小企業や小規模事業者がほとんどであり、これらの事業者は、経営体力に乏しいことから、事態の長期化による事業者存続への影響が懸念されています。

- 国においては、国内の観光需要の速やかな回復を目指して、G o T oトラベル事業などの大規模な需要喚起キャンペーンを実施されており、一時期は、一定の下支え効果がありました。事態の収束が見通せないことから、キャンペーンの実施に当たっては、キャンペーン期間ありきではなく、需要回復を見極めながら対応していただくことが必要です。
- 今後の観光は、都市部や人気観光スポットだけでなく、地域の観光資源を活用することで、経済効果を地域に行き渡らせていくための施策が必要です。J N T Oが海外に向けたプロモーション活動を実施する際は、地方への誘客にも重点を置くとともに、地方自治体やDMOが地域の実情に応じて必要な事業を実施できるよう、財政措置を広く講じていただくことを要望します。

【所管府省】観光庁（観光地域振興部、国際観光部）

【県関係課】観光振興課

【提案・要望事項】

公共交通・空港運営に関すること

①事業継続を確実にする支援

新型コロナウイルス感染拡大の影響により利用者数が激減し、厳しい経営状況に置かれている公共交通事業者の存続に向け、既存制度の拡充や十分な財源の確保などを行うこと。

②高松空港運営への支援

空港の安定的かつ持続的なサービスの提供ができるよう、空港事業者、グランドハンドリング事業者、給油事業者及び空港内サービス事業者などを含めた空港運営に関わる事業者に対して、事業継続のための直接的な支援対策を講じること。

また、新型コロナウイルス感染が一定程度収束した際には、地方空港における航空ネットワークの速やかな回復のための支援を行うこと。

【現状・課題】

① 事業継続を確実にする支援

- 本県においては、2019年の本県の外国人延べ宿泊者数が77万人泊と過去最高を更新するなど、高松空港からの直行便を活用した外国人観光誘客などに積極的に取り組んできたところです。
- そうしたなか、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、訪日外国人や国内旅行者の激減に加え、イベントの中止・延期などにより、公共交通や航空機の利用者が大幅に減少しています。また、在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議など「新しい生活様式」の定着により、今後も利用者数が回復しない可能性があり、公共交通事業者の経営環境は極めて厳しい状況にあります。
- 県においては、国の臨時交付金を活用させていただき、公共交通事業者が実施する感染拡大防止対策や利用促進に係る取組等を支援し、利用者数の回復につなげ、地域公共交通の維持・確保に努めているところですが、事業継続には十分とは言えません。
- こうした事態が長期間続けば、減収に伴う経営への影響は大きく、県民にとっての「生活交通」、観光客にとっての「二次交通」となる公共交通の安全で安定した旅客

輸送の維持確保のみならず、事業の存続さえも危ぶまれます。

- 実際に、香川県と岡山県とを結ぶバス路線が今年3月をもって廃止され（4月から他バス事業者が運行再開）、また、高松と小豆島とを結ぶフェリー航路の一つが今年3月をもって運休となるなど、公共交通に深刻な影響が出始めております。
- 現下の公共交通事業者を取り巻く危機的状況を踏まえ、「今を乗り切り」、公共交通を維持するため事業継続を確実にする、かつてない「強力な支援」が必要です。

② 高松空港運営への支援

- 香川県の空の玄関口である高松空港では、新型コロナウイルス感染症の影響による航空需要の減退により、国内線の大幅な減便、国際線の全面運休が続いており、利用者の減少に伴い、着陸料をはじめ、駐車場収入やテナント売上等主要な収入が大きく減少しています。
- 空港運営事業者は、管理コスト等の削減・一部事業の後ろ倒し実施など様々な業務の見直しを実施しているものの、滑走路・誘導路などの基本施設やターミナルビルの機能維持など固定費が大きく、依然として厳しい経営状況にあります。
- 相次ぐ運休・減便に伴う主要な収入の大幅な減少により、短期間での業績回復が見込めない中、国はコンセッション空港に対して、空港運営事業者が実施する、滑走路の改修、灯火の更新等の空港施設の整備費用に対し、無利子貸付を行う等の支援策を講じているものの、いずれも間接的な支援にとどまっており、事業継続には十分と言えない状況にあります。
- また、高松空港では、空港運営事業者はもちろんのこと、県内に地盤を置く多くの事業者が、空港の機能とサービスの維持のため努力していますが、利用者の減少により事業の継続は困難を極めています。
- 多くの国内定期路線が減便・運休している状況を踏まえ、国内定期路線の維持・回復のため、コンセッション空港においても、国管理空港と同様の着陸料の減免が可能となるよう、空港運営事業者への経費の支援が必要です。
- また、空港運営会社等においても、航空会社同様厳しい経営環境にあることから、コンセッション空港の施設整備に関する無利子貸付の対象拡大などの支援の拡充に加え、航空機の離着陸に必要な基本施設（滑走路、着陸体、誘導路及びエプロン）の点

検及び維持・修繕等に要する経費等、管理・運営に係る経費への直接的な支援を行うことも必要です。

- 空港運営事業者等が航空機及び空港の安全確保と機能維持を図るため、当面の対策として、法人税の支払い猶予などの間接的な支援の拡充に加え、事業継続のための直接的な支援を行うとともに、新型コロナウイルス感染が一定程度収束した際には、地方空港における航空ネットワークの速やかな回復のための支援を行うなど、国のより一層の財政支援を要望します。

【所管府省】国土交通省（総合政策局、航空局、鉄道局、海事局）

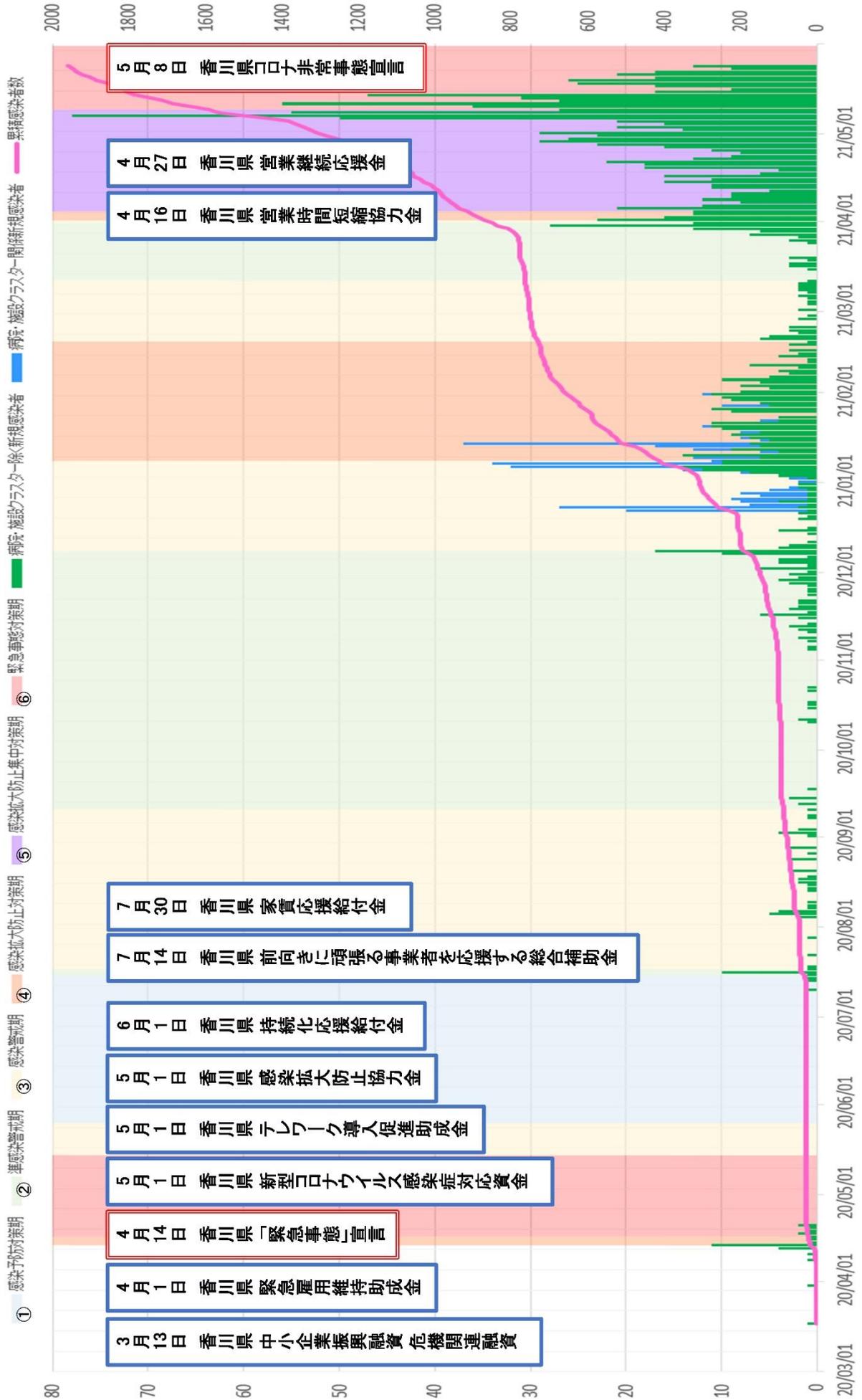
【県関係課】交通政策課

新型コロナウイルス感染症に対する香川県対応方針

令和2年 5月15日改正
 令和2年 8月21日改正
 令和2年 12月8日改正
 令和3年 1月9日改正
 令和3年 3月11日改正
 令和3年 4月3日改正
 令和3年 5月8日改正

| | (1) 感染予防対策期 | (2) 準感染警戒期 | (3) 感染警戒期 | (4) 感染拡大防止対策期 | (5) 感染拡大防止集中対策期 | (6) 緊急事態対策期 |
|---------|--|---|---|---|--|---|
| 感染状況 | 感染者が確認されていないか、抑制できている状態 | 一定数の感染者が確認されている状態 | 一定数の感染者が確認されており、感染者が拡大する恐れがある状態 | 感染者が拡大している状態 | 感染者が急増している状態 | 爆発的な感染の拡大が続いている状態 (国の緊急事態宣言の対象区域に指定されることを想定) |
| 移行基準 | ① 直近1週間の累積新規感染者数 (直近1週間の人口10万人当たりの累積新規感染者数) ② 感染経路不明者の割合 ③ 直近1週間と先週1週間の比較 ④ 医療のひっ迫具合(入院医療) ⑤ 療養者数 (人口10万人当たりの全療養者数※) ※入院者、自宅・宿泊療養者等を合わせた数 ⑥ 直近1週間のPCR陽性率 | 5人程度以上 (0.5人以上) 50%以上 | 2.4人程度以上 (2.5人以上) 50%以上 | 4.8人程度以上 (5人以上) 50%以上 | 9.6人程度以上 (1.0人以上) 50%以上 | 23.9人程度以上 (2.5人以上) 50%以上 |
| 解除の判断基準 | 解除にあたっては、新しい生活様式の実践、「かがわ」のインストール・積極的活用 | 解除にあたっては、新しい生活様式の実践、「かがわ」のインストール・積極的活用 | 解除にあたっては、新しい生活様式の実践、「かがわ」のインストール・積極的活用 | 解除にあたっては、新しい生活様式の実践、「かがわ」のインストール・積極的活用 | 解除にあたっては、新しい生活様式の実践、「かがわ」のインストール・積極的活用 | 解除にあたっては、新しい生活様式の実践、「かがわ」のインストール・積極的活用 |
| 対応方針 | 3次の回復やマスクの着用など「新しい生活様式」の実践、「かがわ」のインストール・積極的活用 【法に基づかない協力依頼】 ① 不要不急の感染拡大地域への移動は自粛を要する ② 発熱の症状がある場合は、外出を控える ③ 「乗用車・バイク・タクシー」等に乗り換える ④ 感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控える 【法に基づかない協力依頼】 ・「乗用車・バイク・タクシー」等の数 ・在宅勤務(テレワーク)、オンライン会議、時差出勤、自転車・歩行者等による運動の推進 ・産地直送等による流通の分岐 【法に基づかない協力依頼】 ・「催物(イベント等)の開催に当たっては、最新の感染状況や基本的対応方針等を考慮して判断 ※1 対応方針を要請する場合は、国の緊急事態宣言が発表された場合は、基本的対応方針を要請する ※2 イベント等の開催については、国の緊急事態宣言が発表された場合は、基本的対応方針を要請する ※3 イベント等の開催については、国の緊急事態宣言が発表された場合は、基本的対応方針を要請する | 【法24⑨】による要請 ・(1)の対策の徹底に加え、国のステージ別に相当する感染拡大地域への不要不急の移動については、特に慎重に検討 【法24⑩】による要請 ・(1)の対策の強化 【法24⑪】による要請 ・(1)の対策と同様 ・(2)の対策と同様 | 【法24⑨】による要請 ・(1)の対策の徹底に加え、国のステージ別に相当する感染拡大地域への不要不急の移動については、特に慎重に検討 【法24⑩】による要請 ・(1)の対策の強化 【法24⑪】による要請 ・(1)の対策と同様 ・(2)の対策と同様 | 【法24⑨】による要請 ・(1)の対策の徹底に加え、国のステージ別に相当する感染拡大地域への不要不急の移動については、特に慎重に検討 【法24⑩】による要請 ・(1)の対策の強化 【法24⑪】による要請 ・(1)の対策と同様 ・(2)の対策と同様 | 【法24⑨】又は法31の6②による要請 ・(4)の対策に加え、 ・他都道府県の感染状況等も踏まえ、県外への移動自粛の要請を検討 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「緊急事態措置」外として、日中も自衛的な不要不急の外出・移動の自粛(特に飲酒の自粛の徹底)について要請を検討 【法24⑩】又は法31の6③による要請 ・(3)の対策に加え、 ・「まん延防止等重点措置区域」となった場合には、「まん延防止等重点措置」外として、飲食店に対する時短要請を検討 【法24⑪】又は法31の6④による要請 ・(5)の対策のほか、 ・「緊急事態宣言対象区域」となった場合には、「緊急事態措置」外として、飲食店に対する時短要請等を検討 【法24⑫】又は法31の6⑤による要請 ・(5)の対策のほか、 ・「緊急事態宣言対象区域」となった場合には、「緊急事態措置」外として、飲食店に対する時短要請等を検討 | |

1日当たり新規感染者数



1 新型コロナウイルス感染症への対応について

| | | | |
|--|--|------|--|
| 所管省庁 | 内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省 | 県関係課 | 健康福祉総務課、薬務感染症対策課、長寿社会対策課、障害福祉課、医務国保課、危機管理課、産業政策課、経営支援課、労働政策課、観光振興課、交通政策課、高校教育課、特別支援教育課、保健体育課 |
| 提案・要望事項 感染拡大防止対策と医療提供体制の整備 | | | |
| < 感染拡大防止対策及び医療提供体制の整備に関すること > | | | |
| 体制強化 | ○ 新型コロナウイルス感染症等の発生に備えて、医療体制の抜本的な強化のための必要な措置を講じるとともに、検査体制についても、必要な体制の確保や地域の実情に応じたPCR検査や積極的疫学調査等に対する強力な財政支援を行うこと。 | | |
| 人材育成 | ○ 今後、新興感染症や再興感染症の発生時に適切な対応ができるよう、感染症に対応できる人材を育成する仕組みを整備するとともに、都道府県が育成する場合の財政的な支援を行うこと。 | | |
| 各種施設 | ○ 重症化や集団感染のリスクが高い介護施設等での感染者の早期発見や集団感染を防止するための施設職員に対する定期的な検査に対する財政支援、また、感染が確認された場合、感染拡大防止対策を徹底してサービスを提供できるよう施設等に対する財政支援、県の衛生・防護用品の機動的な調達・供給に係る財政支援、支援チームの派遣について、引き続き支援すること。 | | |
| 応援体制 | ○ 感染拡大地域への医師・看護師の応援派遣について、いかなる状況にも対応できるよう、国において総合調整できる仕組みを構築するとともに、感染症危機管理対策に機動的に対応できる医療チームの育成を国の責任で行うこと。 | | |
| 保健所 | ○ 保健所の体制確保の重要性を踏まえ、国としても保健所の派遣や育成も含めた体制の充実・確保を図ること。併せて、保健所業務のひっ迫に対応するため、国への報告の整理など業務の効率化・簡素化について、見直しを継続して検討すること。 | | |
| ワクチン | ○ 新型コロナウイルスを完全に制圧するため、国産ワクチン製造の支援を含め、必要十分なワクチンの確保・供給を図るとともに、特効薬や治療薬の創薬を実現すること。また、治療薬の製造・研究開発を行う企業に対し、重点的な支援を行うほか、医薬品・医療機器等の産業界を戦略的に進めること。 | | |
| 変異株 | ○ 国において、国内でのウイルスの変異を常時監視するために、全国各地の新型コロナウイルス検体の遺伝子解析・分析を行い、感染力の變化や特性、後遺症などの科学的・専門的情報を迅速に提供できる体制を強化すること。 | | |
| 医療提供 | ○ 持続可能な医療提供体制を構築するため、新型コロナウイルス感染症などの新興感染症に対応する必要があることから、地域医療構想の実現に向けた医療機関の再編・統合を拙速に進めることなく、都道府県と十分に協議の上、各医療機関が地域で担う役割や機能分化・連携の状況等を踏まえた施策を実施すること。 | | |
| 財政支援 | ○ 新型コロナウイルスを完全制圧するとともに、新興の感染症に備えるため、令和4年度以降も、国において必要な措置を講じるとともに、各地域が行う様々な感染症対策について、引き続き財政支援を行うこと。 | | |

提案・要望事項

感染拡大防止対策と医療提供体制の整備

<災害対応に関すること>

- 災害時の避難所における感染症対策に必要な財政支援を行うこと。
- 消防職員が救急業務を行う際に必要となる感染防止資器材(マスク等)を確保すること。

提案・要望事項

感染拡大防止対策と医療提供体制の整備

<教育環境の整備に関すること>

- 新型コロナウイルス感染症の予防や拡大防止のため、保健衛生用品の安定的かつ優先的な供給体制を構築するとともに、学校現場で使用する消毒液等の保健衛生用品や校舎消毒に要する経費への財政支援措置などを継続すること。
- 学校の教育活動を安心して継続していくため、学校運営に必要な新たなPCR検査制度の整備とその財政支援等を講ずること。
- 通学時におけるスクールバスの感染防止対策を図るため、スクールバスの増便に要する経費への財政支援を継続すること。
- 学校における感染症対策の充実を図るため、好事例の紹介や感染症の専門家による教職員向け研修会を開催するとともに、実践的な指導資料の作成や感染症の専門家を派遣できる体制の構築を図ること。

提案・要望事項

地域経済対策

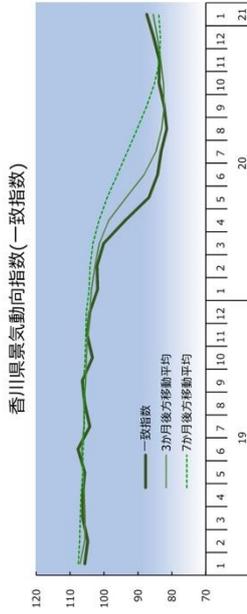
＜中小企業への支援に関すること＞

- 新型コロナウイルス感染症の拡大が地域経済に与える影響を踏まえつつ、中小企業に対する資金繰りと雇用維持のための支援の継続・拡充を適宜実施すること。
- また、収束後においても、中小企業の事業継続に必要な支援を検討するとともに、コロナ禍に適応するために必要な景気回復のための大規模な経済対策を実施すること。

現状と課題

！ 県内における景気回復の見通しは立っていない。

香川県景気動向指数は、令和2年9月に上昇に転じたが、弱い動きが続いている。また、令和3年3月末に県内の感染が再び拡大している。



①観光関連事業者への支援、②GoToトラベル事業等の拡充、③地方支援の拡充

現状と課題

香川県ホテル旅館生活衛生同業組合によるアンケート調査（加盟宿泊施設110施設）

| 宿泊の状況 | 令和2年5月分 (落ち幅過去最大) | 令和2年8月分 (GoTo開始) | 令和3年1月分 (GoTo停止) | 令和3年4月分 (県内感染急増) |
|--------------|----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| | 人数(人泊) | 21,249 | 131,741 | 60,508 |
| 令和2年 令和3年 | 9.8 | 47.4 | 40.2 | 41.3 |
| 金額(万円) | 11,495 | 112,466 | 47,524 | 54,533 |
| 令和元年比(%) | 5.7 | 43.7 | 37.0 | 25.6 |
| 令和元年 | 216,505 | 277,695 | 150,524 | 190,391 |
| 金額(万円) | 201,472 | 257,174 | 128,285 | 212,695 |

| 会議・宴会の状況 | 令和2年5月分 (落ち幅過去最大) | 令和2年8月分 (GoTo開始) | 令和3年1月分 (GoTo停止) | 令和3年4月分 (県内感染急増) |
|--------------|----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| | 人数(人泊) | 5,224 | 16,906 | 22,742 |
| 令和2年 令和3年 | 7.0 | 23.4 | 28.2 | 25.2 |
| 金額(万円) | 1,262 | 4,840 | 6,057 | 6,572 |
| 令和元年比(%) | 3.8 | 20.2 | 15.0 | 10.4 |
| 令和元年 | 74,899 | 72,285 | 80,760 | 82,817 |
| 金額(万円) | 33,530 | 24,001 | 40,326 | 62,920 |

主要観光地入込状況

特別名勝 栗林公園

| | 2019年4月 | 2020年4月 | 2021年4月 |
|--------|----------|---------|---------|
| 人数 | 113,514人 | 17,634人 | 32,581人 |
| 2019年比 | | 15.5% | 28.7% |

長期にわたって低迷が続き、
個々の力量では乗り切れない
深刻かつ危機的な状況

提案・要望事項

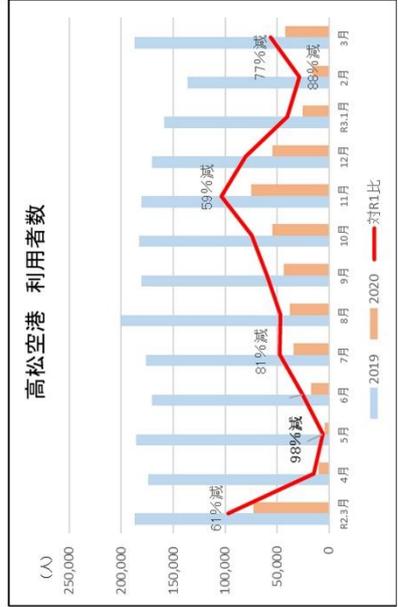
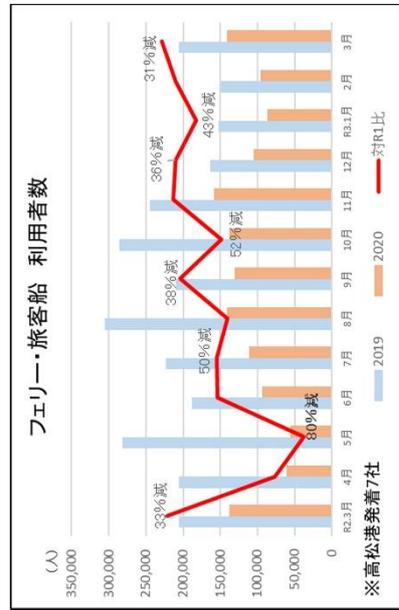
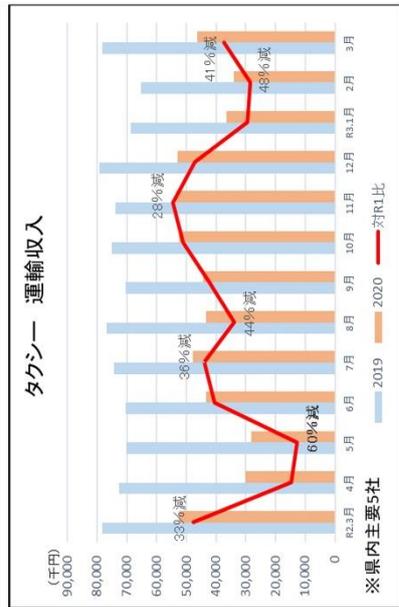
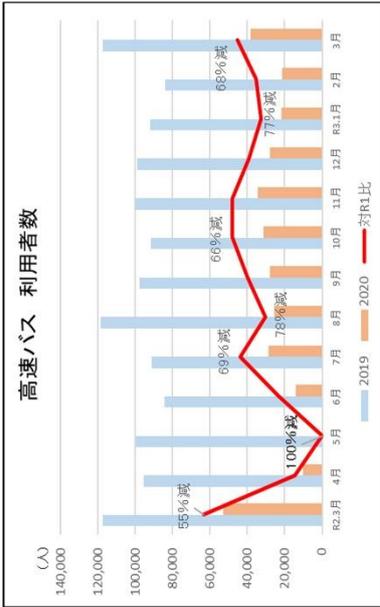
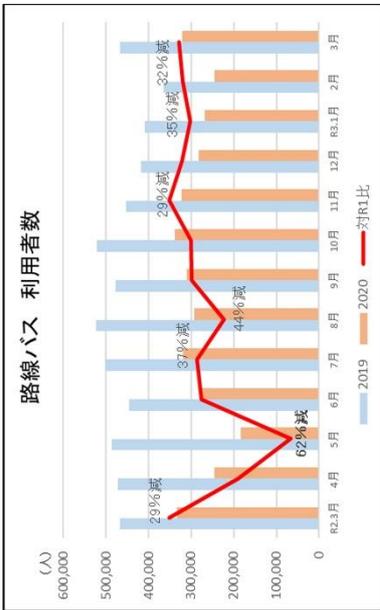
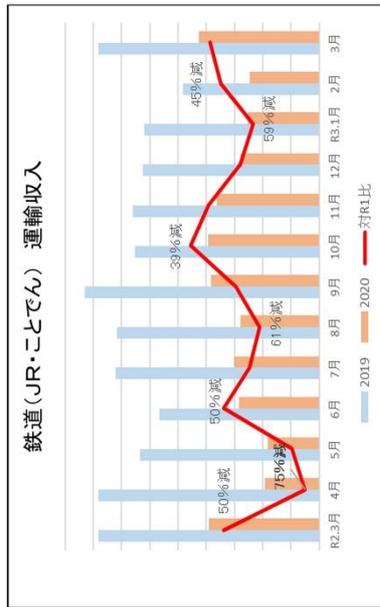
地域経済対策

＜公共交通・空港運営に関すること＞

- ① 事業継続を確実にする支援
- ② 高松空港運営への支援

現状と課題

本県の公共交通事業者の経営状況は急速に悪化しており、事業継続が厳しい状況に置かれている。



提案・要望事項

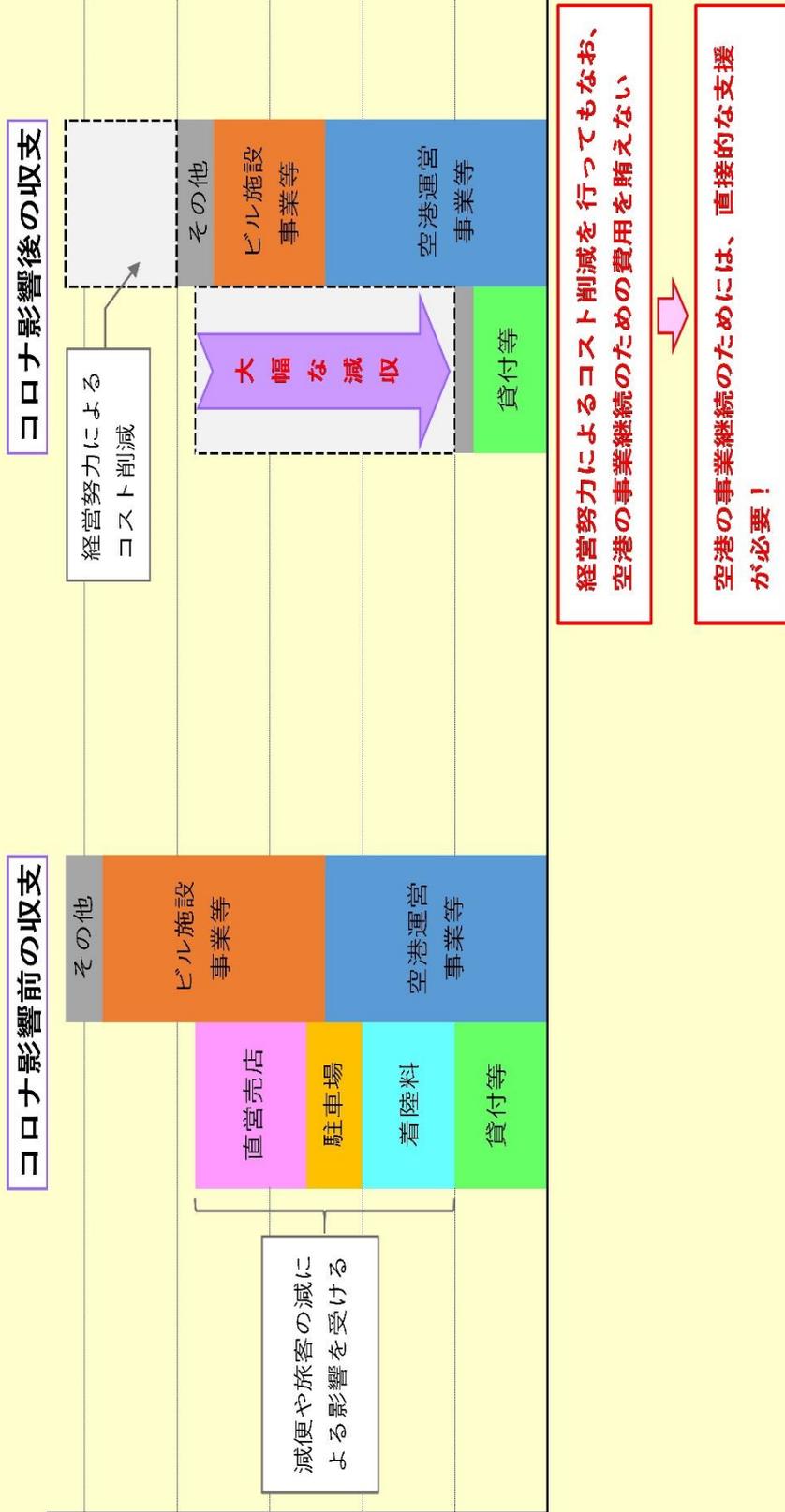
地域経済対策

＜公共交通・空港運営に関すること＞

- ① 事業継続を確実にする支援
- ② 高松空港運営への支援

現状と課題

新型コロナウイルス感染症拡大前後の空港運営会社の収支（イメージ）



2 地方財政の充実・強化について

【提案・要望事項】

① 一般財源総額の確保・充実等

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化の様相を呈し、地域経済の悪化やそれに伴う税財源の大幅な減少が継続することが懸念される中、喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症拡大防止対策や人口減少・活力向上対策、南海トラフ地震等に備えた防災・減災対策をはじめ、医療・介護・福祉、子育て支援、地域経済の回復・活性化、雇用の維持・確保、教育、デジタル化の推進など、山積する諸課題に地方公共団体が責任を持って主体的に対応できるよう、地方財政計画において、地方単独事業を含めた社会保障関係費の増嵩分や、上記のような地方の財政需要を的確に反映し、持続可能で安定的な財政運営に必要となる地方一般財源総額の確保・充実を行うこと。

地方交付税については、税収等の大幅な減少が懸念されるなか、必要不可欠な行政サービスを安定的に提供できるよう、各団体に必要な一般財源の確保・充実に努め、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ること。また、法定率の引上げなど抜本的な改革を目指すとともに、国が後年度の財源措置を約束した景気対策や政策減免、財政対策等のための地方債の元利償還に対する措置を確実に履行し、地方に対する義務付けの見直しがないまま一方的な削減は行わないこと。

地方歳出改革については、健全化に向けた努力は引き続き必要であるが、地方歳出の大半は、法令等で義務付けられた経費や国の補助事業であることから、独自の削減が困難であり、これまで高齢化の進行等に伴う社会保障関係費の増嵩分については、国を大きく上回る行財政改革や給与関係経費、投資的経費などの地方の懸命な歳出削減努力により吸収してきた実情を踏まえ、行政の効率化や人口減少等を理由とした単純な地方歳出の削減は行わないこと。

② 新型コロナウイルス感染症対策に係る適切な財政措置等

新型コロナウイルス感染症は未だ収束の目途が立っておらず、地方公共団体が引き続き感染拡大の防止対策や経済・雇用対策等に時機を逸することなく迅速かつ的確に対応できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」など必要となる財源を、増額も含め継続的に措置するとともに、支給対象の拡大や要件の緩和など、地域の実情に応じた柔軟で弾力的な運用とすること。

また、減収補填制度の拡充について、今後の税収見通しも極めて不透明な状況にあるため、今回の新型コロナウイルス感染症による景気への影響が生じている間は、令和2年度と同様に地方消費税などを減収補填債の対象税目とすること。

③ 臨時財政対策債の廃止と償還財源の確保

令和3年度の地方財政計画において、地方税の大幅な減収等により、3年ぶりに折半対象財源不足が生じるなど臨時財政対策債が大幅に増額となっており、地方公共団体は地方債の発行増を余儀なくされている。これにより、これまでの県債残高の縮減努力が帳消しになり、地方の財政運営の健全化が後退することになることから、臨時財政対策債については、その廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行うべきであり、臨時財政対策債に頼らないよう、財源不足に対応して必要となる地方交付税の財源を適切に確保すること。

また、既往の臨時財政対策債の元利償還金は、その全額を地方交付税とは別に真水（地方特例交付金等）で財源措置すること。

④ 公共施設の老朽化対策の推進・充実

老朽化が進んでいる公共施設を適切に維持管理・更新するためには、将来を見据えて継続的に取り組む必要があることから、地方財政への影響を十分考慮し、補助・交付金制度の要件緩和、令和3年度までとされている「公共施設等適正管理推進事業債」の恒久化・対象拡大など財政措置の拡充を図ること。

⑤ 地方創生関連予算の十分な確保

新型コロナウイルス感染症の広がりを契機に、新しい日常や生活様式の浸透、デジタル化の加速などの社会変革が生まれ、地方移転や移住の機運が高まりを見せる中、東京一極集中の是正や地方分散型社会の構築に向けて、地方がこの好機を逃さず、地域の特性を生かした効果的な取組を積極的かつ主体的に進めていけるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充・継続し、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源を十分に確保すること。

また、地方版総合戦略に基づく施策や事業を安定的・継続的に推進していくため、「地方創生推進交付金」の拡充・継続など、地方創生関連予算を十分に確保すること。

⑥ 会計年度任用職員制度の円滑な運用に対する財政措置

令和2年度から運用が開始された会計年度任用職員制度については、期末手当の支給の本格化や退職手当の支給などにより、今後の財政需要がさらに増加することが見込まれることから、円滑な制度の運用に必要な財政需要について、地方財政措置を確実に講じること。

【現状・課題】

- 新型コロナウイルス感染症は未だ収束の目途が立っておらず、地域経済にも大きな影響を及ぼしており、税収等の大幅な減収が引き続き継続することが懸念されます。

- そのようななか、地方が責任をもって、新型コロナウイルス感染症対策や地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策、教育、福祉、防災・減災対策などの施策を実施するためには、地方単独事業を含めた社会保障関係費の増嵩分など、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、持続可能で安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額が、令和4年度以降も引き続き確保されることが必要です。
- 特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い地方が取り組む諸般の対策経費や人口減少・活力向上対策、地域経済活性化対策等の財政需要については地方財政計画に十分措置されなければならない、そのほか、経済対策補正予算に伴う将来の地方負担の増はもとより、地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など、地方の財政需要を的確に踏まえるべきであり、そのためにも地方交付税の充実が必要です。
- これまで、地方は国を大きく上回る行財政改革を断行し、社会保障関係費の自然増などを給与関係経費や投資的経費の削減努力などで補ってきており、今後は、従来のような削減は極めて困難な状況にあることから、基準財政需要額の算定について、効率化重視の視点のみでの歳出改革はすべきではありません。
- 新型コロナウイルス感染症は、全国的に感染が再拡大しており、未だ収束の目途が立っていないため、地方が今後も時機を逸することなく迅速かつ的確に感染拡大防止対策や医療提供体制の維持・確保などに責任を持って主体的に対応できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」をはじめ、必要となる財源を継続的に十分な額を措置するとともに、国庫補助の地方負担分については、財政需要に的確に算定されることが必要です。
- 地方債計画における臨時財政対策債の増額は、地方公共団体の県債残高の増嵩につながり、これまでの財政健全化の取組が後退することになります。また、後年度に地方交付税で措置される元利償還金についても、その額が増大することで、包括算定経費など他の財政需要額の圧縮につながりかねないため、別枠での財源措置が必要です。
- 老朽化した公共施設の建替え、改修等に多額の費用が掛かることが見込まれているものの、財政措置の対象外となる施設があるほか、「公共施設等適正管理推進事業債」は令和3年度までで制度が終了することとなっており、恒久的に必要な公共施設の適正管理を、中長期的な経費を見込んだうえで計画的に行っていくためにも、安定した財政措置が必要です。

- 新しい生活様式の浸透、地方移転・移住の機運の高まりなど、地方創生を進める好機を捉え、第2期「地方版総合戦略」に基づき、地方が積極的な取組を進めていけるよう、「地方創生推進交付金」の拡充・継続など、地方創生関連予算の十分な確保が必要です。

【所管府省】 総務省（自治財政局）、財務省（主計局）、内閣府（地方創生推進事務局）

【県関係課】 予算課、自治振興課、地域活力推進課

2 地方財政の充実・強化について

所管府省

総務省(自治財政局)、財務省(主計局)、内閣府(地方創生推進事務局)

県関係課

予算課、自治振興課、地域活力推進課

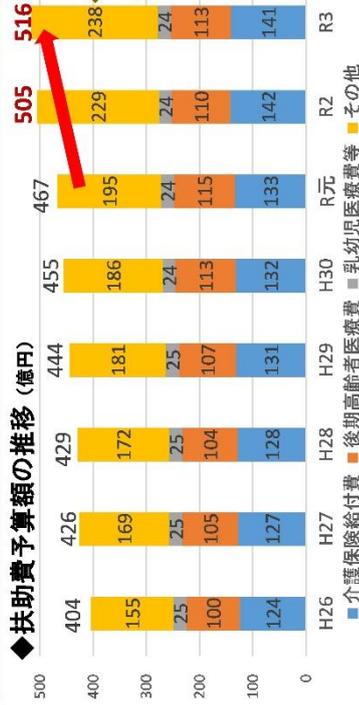
提案・要望事項

- 一般財源総額の確保・充実等 (地方の財政需要を的確に反映し、人口減少等を理由とした単純な地方歳出削減は行わないこと！)
- 新型コロナウイルス感染症対策に係る適切な財源措置等 (各交付金・補助金などの必要な財源措置と弾力的な運用を！)
- 公共施設の老朽化対策の推進・充実 (「公共施設等適正管理推進事業債」の恒久化・対象拡大を！)
- 地方創生関連予算の十分な確保 (地方移転・移住の機運の高まりを逃さぬよう、地方の積極的な取組に必要な財政措置を！)

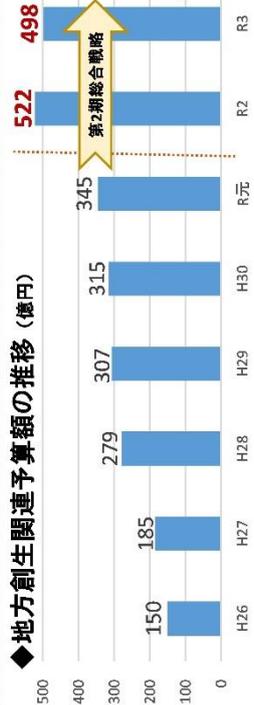
現状と課題

新型コロナウイルス感染症対策、地方創生・人口減少対策、防災・減災対策など課題が山積

少子・高齢化の進行に伴い増高する社会保障関係費



人口減少対策と東京一極集中の是正に向けた取組を強化



防災・減災対策が急務

南海トラフ地震は今後30年以内の発生確率が70~80%

財政需要が増大

山積する諸課題に
地方が責任を持って
主体的に対応できるよう

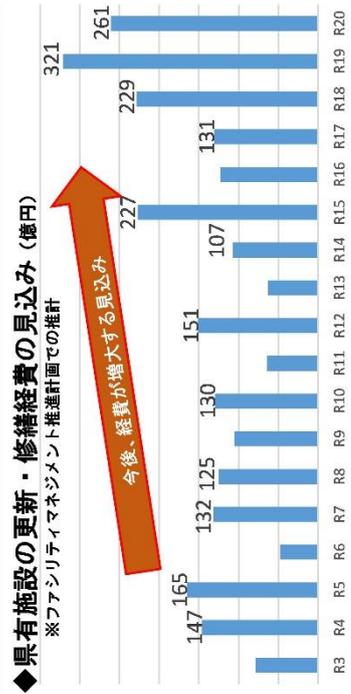
一般財源総額の
確保・充実
適切な財源措置
が必要！

財政需要が増大

喫緊の課題である新型コロナウイルスの感染症への対応

| | R元年度予算 | R2年度予算 | R3年度予算 |
|------------------|--------|--------|--------|
| 感染拡大防止・医療提供体制の充実 | 1 | 289 | 73 |
| 地域経済・雇用対策 | | 144 | 30 |
| 県民生活支援・その他 | 2 | 42 | 2 |
| 合計(億円) | 3 | 475 | 105 |

今後増高する公共施設の長寿命化・維持管理経費



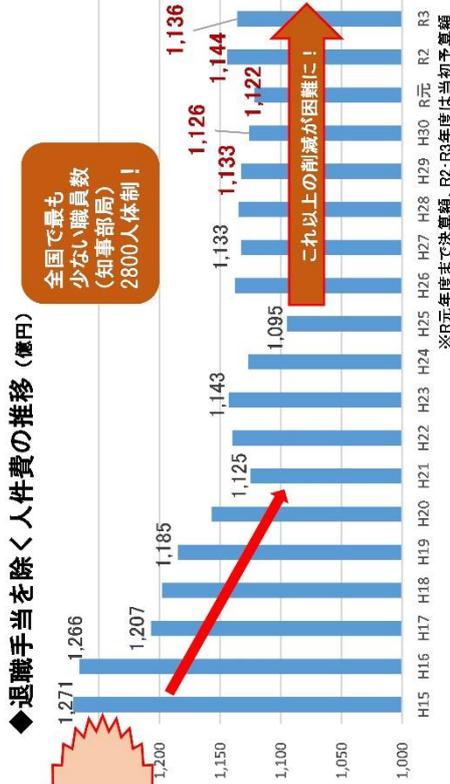
現状と課題

県税収入の大幅な減少・県債残高の増大・基金残高の増大・歳出削減努力が低水準の中、歳出削減努力は限界にある

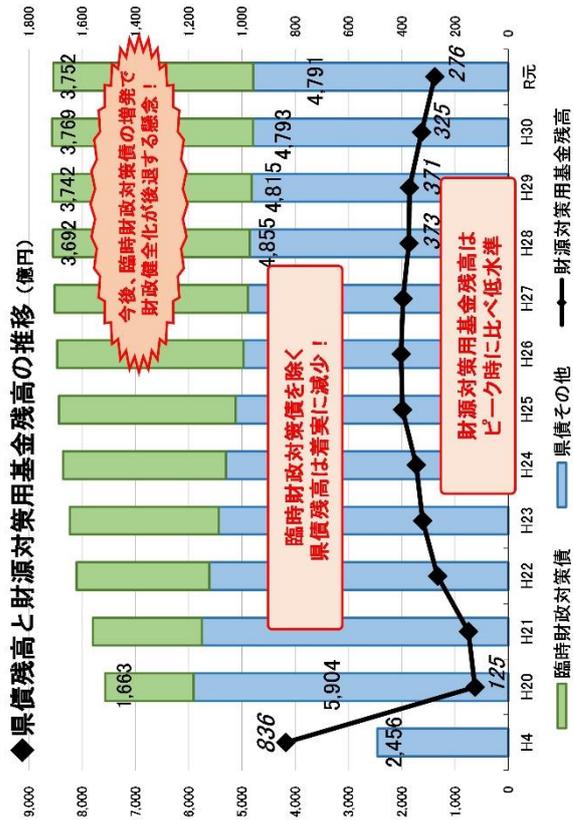
地域経済の悪化により県税収入が大幅に減収



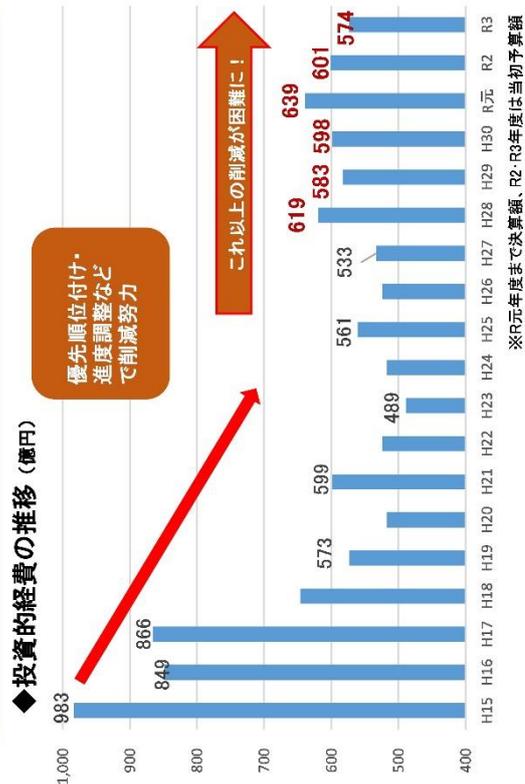
給与関係経費の削減努力も限界に



県債残高の抑制に努めるもの、財源対策用基金は減少



投資的経費の削減努力も限界に



○**新型コロナウイルス** 関連の交付金等の増額・継続措置
 ○**減収補填制度**の特例措置の延長
 ○**公共施設等適正管理** 推進事業債の恒久化・対象拡大
 ○**地方創生関連予算** の拡充・継続措置
が必要!

地方の頑張り を支援!

3 デジタル化の推進について

【提案・要望事項】

① デジタル人材の確保・育成

デジタルに関する知識や技能の習得だけでなく、地域課題の解決やイノベーションの創出につなげることができるデジタル人材の確保・育成や環境整備に対して行う地方の創意工夫を生かした取組を継続的、安定的に実施できるよう、財政支援の充実・強化を図ること。

また、デジタル施策を推進する自治体職員の確保・育成に向け、自治体向けの研修を充実させるとともに、外部人材の登用を容易にする法制度や給与体系の在り方等、柔軟な運用が可能となるよう検討を進めること。

② 地方自治体の実務を踏まえたシステムの構築

国と地方が一体となって統一的な事業展開が図れるよう、国と地方の綿密な意見や情報交換の場を設定し、地方の意見を十分に聞きながらシステムを構築するとともに、地方の状況に応じたきめ細やかなフォローアップや財政面での積極的な支援を行うこと。

また、基幹系業務システムの変更により影響を受ける全てのシステムの改修等に対する経費についても確実な財政支援を行うこと。

③ 5Gの整備及び利活用促進

5Gの全国展開については、携帯電話事業者に対する技術支援・財政支援などあらゆる手段を講じて、地域間の偏りが生じないよう基地局の整備を早期に進めること。

ローカル5Gについては、中小企業等での導入や利活用の促進を図るため、技術的・財政的支援を拡充するとともに、国の開発実証により得られた成果の横展開についても積極的に支援すること。

④ デジタルデバイド対策

地方自治体が住民を対象に、独自に行うきめ細やかなデジタルデバイド対策に対して、財政支援を拡充すること。

⑤ マイナンバー制度の理解とカード取得の促進等

マイナンバー制度について、分かりやすく丁寧な説明を行うことで、国民の制度への理解促進につながるよう、取組を強化すること。

また、カードの普及に向けた周知・広報活動をより積極的に実施するとともに、カードの機能強化を着実に進めること。

【現状・課題】

① デジタル人材の確保・育成

○ デジタル人材の確保は、デジタル社会の実現に向けた最重要課題です。本県では、昨年度から情報通信関連分野の人材を育成するための講座を集中的に実施するとともに、講座で学んだ知識や技術を活かして、地域課題の解決やイノベーションの創出につなげることのできるよう、創作活動、交流促進の場の提供や、さらには、情報通信技術を活かした起業や第二創業の創出、競争力強化等に向けたビジネスマッチング支援を行っています。

この取組に対して、今年度は地方創生推進交付金の採択をいただいたところであり、また、今年度から新たに地方財政計画に「地域デジタル社会推進費」が創設されたところではありますが、デジタル人材は、短期間に確保・育成できるものではないため、継続した財政的支援が必要です。

○ また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、県内の大学・短期大学・高等専門学校（以下「県内大学等」という。）においては、遠隔授業の実施を余儀なくされ、オンラインの活用が急速に進んでおります。こうしたデジタルトランスフォーメーション（DX）の急激な進展のなかで、県内大学等では、デジタルの活用による教育の質の向上や、今後ますますニーズが高まると予測されるデジタル人材の育成等、県内大学等におけるトランスフォーメーションを進めることが急務となっております。

本県においても、デジタル化の急激な進展に対応した魅力ある大学づくりのため、県内大学等のデジタル等を活用した教育環境の整備のほか、DXが進展する社会を牽引する人材を育成するための県内大学等の取組を支援しておりますが、こうした支援を継続的に行うためにも、十分な財政支援が必要です。

○ 小・中・高等学校においては、GIGAスクール構想により、学校における高速大容量のネットワーク環境（校内LAN）の整備を推進するとともに、令和2年度中に義務教育段階の児童生徒には1人1台、県立高校の生徒には3人に1台の端末環境が整備されました。

この構想の実現により、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても学習が継続できることを可能にするとともに、ICTを効果的に活用した新しい時代の学びの実現を図るため、機器等の維持・更新費用や高等学校での1人1台化への財政支援も必要です。

さらに、ICTを効果的に活用するためには、教員がICT機器を活用して授業を分かりやすくすることや児童生徒に情報活用能力を育成することが必要であるため、国による学習教材の開発及び利用環境の整備や教員に対する研修の充実、ICT支援員の増員などに対しても技術的な支援や財政支援が必要です。

- デジタル施策を推進する地方自治体職員の育成も喫緊の課題です。全国的な研修機関において、基礎的な内容からセキュリティやネットワークなど専門的な分野まで、デジタル技術の進展に対応した施策形成を学ぶことができる研修の充実が望まれます。
- 本県では職員自らスペシャリストとしてのキャリアを選択できる複線型人事制度を設けるとともに、職務経験者採用により民間の優れたデジタル人材の確保に努めていますが、今後は、民間企業との人事交流など外部人材の登用も重要です。これを容易にする、国の官民人事交流制度と同等の法制度や給与体系の在り方について、明確な方向性を示していただく必要があります。

② 地方自治体の実務を踏まえたシステムの構築

- 地方自治体の情報システム等の検討に当たっては、国の職員と実際に現場で業務にあたる地方自治体職員とが、密に、連携しながら進めていくことが何よりも重要であり、自治体職員の意見については最大限取り入れていただく必要があります。
- 自治体の情報システム標準化・共通化については、住民記録や地方税など基幹系17業務について、令和7年度末までに標準化・共通化への移行が義務付けされます。国において、全ての地方自治体が期限までにシステムの移行を確実に実現できるよう、的確な情報提供を行うとともに、各地方自治体の置かれた状況に応じたきめ細やかなフォローアップに努めていただく必要があります。
- 標準化・共通化に対する財政支援として地方公共団体情報システム機構に基金を設け、自治体に共通クラウド基盤「(仮称) Gov-Cloud」への移行のために必要となる準備経費やシステム移行経費に対する補助を行うこととされましたが、一方で、自治体においては、17業務の外にも業務システムは存在しており、17業務システムとそれ以外の業務システムの間でデータ連携が必要です。また、本県においては、既に電子申請システムを導入しており、県と4市3町1団体が共同利用していますが、今後、国において推進するマイナポータルを活用したオンライン申請が標準的な手段となれば、既存の電子申請システムを廃止し、マイナポータルに移行する必要が生じます。つきましては、情報システムの標準化・共通化や行政手続きのオンライン化などに伴い発生した、17業務以外の業務システムにかかる改修や移行等の追加経費についても、17業務システムと同様の財政的支援が必要です。

③ 5Gの整備及び利活用促進

- デジタルトランスフォーメーションの基盤として進展が期待されている5Gについては、現状では、都市部を中心に整備が進められていますが、全ての地域において、都市部に遅れることなく、着実に基地局が整備される必要があります。5Gの全国展開及びその利活用を早期に実現するため、携帯電話事業者に対する技術的支援・財政的支援などあらゆる手段を講じて、地域間の偏りが生じないよう基地局の基盤整備を一気に進めていただく必要があります。
- ローカル5Gは、各産業・分野におけるワイヤレス化を促進し、業務の効率化や新たな付加価値の創出といった効果が期待されますが、システム構築費用が高額であることなどから、中小企業においては、その導入が十分進んでおりません。経営基盤の弱い中小企業等での導入や利活用の促進を図るため、技術・財政支援を拡充していただく必要があります。また、国において実施したローカル5Gの開発実証により得られた成果の横展開についても、積極的に支援していただく必要があります。

④ デジタルデバイド対策

- 本県においては、すべての県民がデジタル化による便益を享受できるようにするため、情報通信交流館（e-とぴあ・かがわ）において、初心者向けのタブレットやパソコン講座、スマートフォン操作講座などを実施しています。

誰一人取り残さないデジタル社会の実現に向け、国民誰もが多種多様な情報の中から必要な情報を選別し、主体的に使いこなすことができるように情報活用能力の向上を図るためには、地方自治体が住民を対象に、独自に行うきめ細やかなデジタルデバイド対策に対して、財政支援を拡充していただく必要があります。

⑤ マイナンバー制度の理解とカード取得の促進等

- デジタル・ガバメントの基盤となるマイナンバー制度に関し、国において、制度の意義や具体的なメリット、セキュリティ対策等について、国民に分かりやすく、丁寧に説明を行うことで、国民のマイナンバー制度への理解の促進につながるよう、取組を強化していただく必要があります。
- マイナンバーカードは、オンラインで確実な本人確認を行うことができ、デジタル社会の基盤となるものです。令和4年度中にはほとんどの住民に行き渡るよう、その利便性・安全性等について、より積極的に周知・広報を実施していただく必要があります。

- マイナンバーカードの健康保険証利用や運転免許証との一体化の円滑な実施、また、国民一人ひとりのポータルサイトであるマイナポータルの使い勝手の向上など、利用者がマイナンバーカードを持つことの利便性を感じていただけるよう、関係機関と適切に連携を図りながら、マイナンバーカードの機能強化を着実に進めていただく必要があります。

- 【所管府省】 内閣府（地方創生推進事務局）、財務省（主計局）、総務省（自治財政局）、文部科学省（高等教育局）、文部科学省（初等中等教育局）、総務省（自治行政局）、内閣官房（情報通信技術（I T）総合戦略室）、総務省（総合通信基盤局）、総務省（情報流通行政局）、内閣官房（番号制度推進室）、内閣府（大臣官房番号制度担当室）
- 【県関係課】 デジタル戦略課、情報システム課、地域活力推進課、自治振興課、人事・行革課、義務教育課、高校教育課

3 デジタル化の推進について

| | | | |
|------|------------------------|-----|--|
| 所管府省 | 内閣府、財務省、総務省、内閣官房、文部科学省 | 関係課 | デジタル戦略課、情報システム課、地域活力推進課、自治振興課、人事・行革課、義務教育課、高校教育課 |
|------|------------------------|-----|--|

提案・要望事項

○デジタル人材の確保・育成
 デジタル人材の育成・確保に向けて行う地方の創意工夫を生かした取組を継続的、安定的に実施できるよう、財政支援の充実・強化を図ること。
 デジタル施策を推進する自治体職員の確保・育成に向け、より充実した研修を行うとともに、外部人材の登用を容易にする法制度や給与体系の在り方等について検討を進めること。

現状と課題

《デジタル社会実現の取組を担う人材の確保が急務》

- ⇒地方の創意工夫を生かした取組が継続的に必要
- ・人材育成講座や交流の場の提供、起業・創業・マッチング支援
 - ・大学等における環境整備やDX人材育成の取組
 - ・GIGAスクール構想で整備した環境の維持・拡充とそれを活用した新たな学びを実現するための教材や人材の確保等
 - ・デジタル施策を推進する自治体職員育成のための研修や官民人事交流等

《提案・要望》

- ・安定的・継続的な技術的な支援や財政支援
- ・関連制度の方向性検討

地域において量・質ともに十分なデジタル化を支える人材を育成
 大学等においてDXが進展する社会を牽引する人材を育成
 ICT環境を活用できる教員による充実した授業・指導を提供
 自治体と民間企業との人事交流・人材登用により施策推進を加速



提案・要望事項

○ 地方自治体の実務を踏まえたシステムの構築
 国と地方が一体となって統一的な事業展開が図れるよう、地方の意見が十分に聞きながらシステムを構築するとともに、地方の状況に応じたきめ細やかなフォローアップや財政面での積極的な支援を行うこと。
 基幹系業務システムの変更により影響を受ける全てのシステムの改修などに対する確実な財政支援を行うこと。

現状と課題

「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」

《自治体情報システムの標準化・共通化》
 令和7年度末までの移行義務付け

《自治体行政手続のオンライン化》
 令和4年度末を目指し、原則全自治体でマイナポータルからのオンライン手続を可能に

⇒ 上記に伴い改修が発生(例)

- ・標準化対象システム以外の業務システムとのデータ連携に係る対応
 - ・マイナポータルが標準的なオンライン申請手段となることによる既存システムの移行
- 地方自治体側で改修や移行等の追加経費を要する**

《提案・要望》

- ・国と地方の綿密な意見交換の場を設定
- ・標準化対象以外の業務システムとのデータ連携に係る移行経費にも財政支援を

自治体の状況に対応したフォローアップにより、標準システムへの移行を確実に実現
 財政的な支援により、標準化対象外システムとの間で生じる課題についても克服
 国と地方自治体が一体となり事業展開



図出典:「地方自治体業務プロセス・情報システム標準化の取組について」(令和2年3月17日内閣官房IT総合戦略室)

提案・要望事項

- 5Gの整備及び利活用促進
5Gの全国展開について、携帯電話事業者に対する技術支援・財政支援などあらゆる手段を講じ、地域間の偏りが生じないよう基地局の整備を早期に進めること。
ローカル5Gについて、中小企業等での導入や利活用の促進を図るため、技術的・財政的支援を拡充するとともに、成果の横展開についても積極的に支援すること。
- デジタルデバイド対策
地方自治体が住民を対象に、独自に行うきめ細やかなデジタルデバイド対策に対して、財政支援を拡充すること。
- マイナンバー制度の理解とカード取得の促進等
マイナンバー制度について分かりやすく丁寧な説明を行うことで、国民の制度への理解促進につながるよう、取組を強化すること。また、カードの普及に向けた周知・広報活動をより積極的に実施するとともに、カードの機能強化を着実に進めること。

現状と課題

《携帯電話事業者による5G基地局整備》
都市部が中心になりがち ⇒ 地域間で整備状況に偏り
《ローカル5G》
高額なシステム構築費用、参考となる実証成果の不足
⇒ 経営基盤の弱い中小企業への導入進まず

《誰一人取り残さないデジタル社会実現のために》
すべての住民が情報活用能力を育むための機会を提供
することが必要
(本県取組)初心者向けのタブレットやパソコン講座、
スマートフォン操作講座などを実施

《マイナンバー制度への理解促進とカードの普及拡大・利
便性向上》
・マイナンバー制度はデジタルガバメントの基盤
・デジタル社会の基盤となるカードの普及拡大が必要
・国民にカードの利便性を感じていただけることが必要

《提案・要望》

- ・5G基地局の早期整備に向けて、携帯電話事業者への支援・働きかけ
- ・ローカル5G利活用促進のための支援拡充
や成果の横展開

- ・地方自治体独自の対策への財政的支援

- ・マイナンバー制度についての周知強化
- ・マイナンバーカードの利便性や安全性等に関する積極的な周知
- ・マイナンバーカードの機能強化

5G全国展開及び利活用の早期実現
中小企業でもローカル5Gを活用した業務
効率化や新たな付加価値創出を

すべての県民が多種多様な情報の中から
必要な情報を選別し、主体的に使いこなす
ことができる

すべての県民がデジタル化の便益を享受
することができる

マイナンバー制度に対する国民の十分な
理解
マイナンバーカードが令和4年度中にほと
んどの住民に行き渡る

4 地方大学の振興について

【提案・要望事項】

① 魅力ある地方大学の実現に向けた支援の充実・強化

地方大学が地方創生に資する大学を目指し改革を進め、それぞれの魅力を最大限に発揮できるよう、地方大学への各種補助金・交付金等について、地域発展に貢献する地方大学への交付額を拡充するなど、財政支援の充実・強化を図ること。

② 香川大学大学院「創発科学研究科（仮称）」の設置

21世紀は不確実で、複雑かつ曖昧な時代と言われている。従来の専門分野に閉じた修士教育では、この時代の課題を解決する人材育成には不十分である。

地方の課題は大都市部と比べ複雑であるが、反面、課題そのものが創発的であり、チャンスでもある。香川県は面積が日本で最小であるが、多くの島々を抱え、海岸線は極めて長い。この特性が危機管理などに関する社会・環境的課題も生み、さらに歴史文化と景観を生かすことで、観光資源にもなる。

こうした課題やチャンスに対峙するためには、従来の専門分野を軸としながら、前例にとらわれない文理融合を実現することが重要である。

このため、香川大学においては、時代への先駆的な取組として、多様な切り口により、現場の課題に至近距離からコミットし、学生一人一人に創発的な融合を促す地方国立大学の文理融合の先駆的な形として、大学院に「創発科学研究科（仮称）」を設置するための取組が進められている。当該研究科の令和4年度の設置に向けて十分配慮するとともに、必要な財政支援を行うこと。

③ 香川大学の情報メディアセンターの整備

香川大学では、ICT化に加え、デジタル技術の利用によりビジネスモデルを変換し、新たな利益や価値を生み出す機会を創出する「デジタルトランスフォーメーション（DX）化」を全学的に推進するため、令和2年7月に「情報メディアセンター」を設置した。

学内外・キャンパス間など多様につなぐネットワークを通して、教育研究活動、遠隔講義、地域医療情報サービスなどの提供により、地域の持続的発展に寄与できるよう取り組んでいるところである。情報メディアセンターの基幹施設等の整備により、継続的・安定的な活動ができるよう、必要な財政支援を行うこと。

④ 専門職大学の認知度向上と財政支援

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関である専門職大学について、その質の確保や国民、企業等への認知度向上を図るとともに、県内初の専門職大学として今年度開学した「せとうち観光専門職短期大学」が、コロナ禍で観光業界が大きく変わりつつあるなか、そうした変化にも対応できる実践力のある観光振興の専門人

材の育成に向け、その役割を担っていけるよう、運営に必要な財政支援を行うこと。

⑤ 感染症対策に係る香川大学医学部附属病院への財政支援

新型コロナウイルス感染症において、香川大学医学部附属病院は、重点医療機関の指定を受け、地域の感染症対策の拠点として各医療機関と連携し、当該感染症患者における重篤な患者及び妊産婦の陽性患者を受け入れることとしている。

この影響により、令和2年度は病院経営に大きな影響を与えたが、国等の緊急支援と可能な限りの経営努力により、徐々に回復に向かっている。

しかし、今年3月に香川県内においても新型コロナウイルスの変異株による陽性患者が確認されたこと、また感染者の状況を踏まえると、引き続き大学病院が重症患者を受け入れていく必要があり、今後も高度急性期医療と重点医療機関としての責務を十分な水準で遂行できるよう、病院事業に対する必要な財政支援を行うこと。

また、県全体における感染症対策の強化を図る観点から設置した「感染症教育センター」が専門人材の養成及び地域の診療体制強化の拠点として、安定的に人材の育成ができるよう財政支援を行うこと。

【現状・課題】

① 魅力ある地方大学の実現に向けた支援の充実・強化

○ 本県の大学進学者の8割以上が県外大学に進学しており、本県における人口構成割合は、特に20歳代で全国平均を大きく下回っています。若者の県外流出に歯止めをかけるため、県では令和2年3月に策定した「第2期かがわ創生総合戦略」において「魅力ある大学づくり」を位置づけ、県内大学等の充実強化、連携強化を図るべく取組を行っています。

○ 本県においても、大学は、地域の知の拠点として、地域を支える優秀な人材を多数輩出するとともに、様々な分野で地域の活性化に貢献していますが、コロナ禍においてデジタルトランスフォーメーション（DX）が急激に進むなか、地方への人の流れを創り出し、より一層の地域活性化を図るためには、大学における改革を進め、それぞれの魅力を高めながら、若者の地元定着など、地域の課題解決や地域発展に積極的に取り組む地方大学に対して、国立大学運営費交付金、私立大学等経常費補助金等の拡充など、財政支援の充実・強化が必要です。

② 香川大学大学院「創発科学研究科（仮称）」の設置

○ 香川大学は、平成28年度以降、分野を問わず、大学の教育研究機能の強化のため、学部・大学院の教育研究組織の改革を継続して実行しています。

○ 香川大学が定義する創発科学とは、軸となる専門だけでなく、異分野と効果的に相互作用させることによって融合の総和にとどまらない画期的な知や解決策を導出する学びや探究の規範となるものです。大学院「創発科学研究科（仮称）」は、現在の教育学研究科、経済学研究科、法学研究科、工学研究科の4研究科を母体とし、専門職大学院である地域マネジメント研究科とも連携することとしています。

また、入学者は、香川大学の学部を卒業した学生にとどまらず、他大学卒業生や留学生、社会人にもリカレント教育の場として広く門戸を開くことを計画しています。

○ 新たな教育課程においては、本研究科の理念を理解し、社会構造の変化や異分野への理解を深め、課題解決のために考え抜く思考力の基礎を提供する「研究科共通科目」と、社会的重要性の高い専門的なテーマや解決すべき課題に即して設定した特定のテーマにひもづいた「専門科目群（ユニット）」として整理したうえで、体系だった形で提供するユニット制を導入することとしています。ユニット制により、学生に専門テーマを意識しやすい形で学ばせることが可能となり、従来よりもきめ細かい形で専門の深化をはかることができる一方、幅広い選択肢の中から関連科目を柔軟な組み合わせ方で選択することを可能とし、個々の研究関心に応じた広がりのある学びを提供することができます。

○ 香川大学大学院「創発科学研究科（仮称）」について、令和4年度の設置に向けて十分配慮するとともに、十分な財政支援が必要です。

③ 香川大学の情報メディアセンターの整備

○ 香川大学では令和2年4月に「DX化技術支援室」を設置し、教育・学生支援・業務の各分野におけるDX化の推進に取り組んでいます。

香川大学の情報環境を巡っては、情報資源や情報化の意思決定について、「総合情報センター」、「大学教育基盤センターICT教育部」等に分散していましたが、コロナ禍後は今までの働き方が一変し、社会の中でDX化の一層の加速が見込まれる状況にかんがみると、全学的な情報資源の統合と意思決定の迅速化により効率的な取組を行っていくことが喫緊の課題となっております。

○ このため、キャンパス内の情報関連組織を集約化し、令和2年7月に新たに「情報メディアセンター」を設置したところであり、これにより、全学的な情報資源の統合と意思決定の迅速化が進み、戦略的な情報システムが構築され、ICT教育を含めた「数理・情報基礎力」分野の全学的展開、及び「DX化」の推進に加えて、新たな情報教育研究システムの企画・立案を行う「ブレーン機能」とシステム環境整備・管理運営を行う「サポート機能」を一体的に果たす体制が整備されました。

- このようななか、香川大学では、令和4年度において、情報メディアセンターの拠点施設として幸町南4・5号館の大規模改修整備を実施し、今後のICT化・DX化の加速に向け円滑に対応していくよう積極的に取り組むこととしております。情報メディアセンターの整備について、十分な財政支援が必要です。

④ 専門職大学の認知度向上と財政支援

- 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関である専門職大学が地方に設置されることは、県内大学の入学定員の増加や若者の県内定着につながるとともに、高度な専門技能や実践力を兼ね備えた質の高い専門職業人の供給による地域の産業競争力の強化や地域の活力の増進に資するものと考えます。
- このため、専門職大学が若者や社会人から選ばれるものとなるよう、質の確保を図るとともに、広く国民や企業等への認知度向上に向けた取組を行うことが必要です。
- 本県では、県内初の専門職大学として、観光振興の専門人材の育成を目指す「せとうち観光専門職短期大学」が令和2年10月に設置を認可され、令和3年4月に開学したところですが、入学定員80名に対し入学者は16名にとどまるなど、大変厳しい状況となっています。
- また、新型コロナウイルス感染症の影響により、観光業界が大きく変わりつつあるなか、そうした変化にも対応できる実践力のある観光振興の専門人材の育成に向け、同大学がその役割を担っていくためには、専門職大学が地方においても運営が可能となるよう、十分な財政支援が必要です。

⑤ 感染症対策に係る香川大学医学部附属病院への財政支援

- 香川大学医学部附属病院は、感染症指定医療機関ではないものの、県内での新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、当該感染症対応を最優先に一般病床のうち2つの病棟等の機能を休止し、当該感染患者の受入体制を整備するとともに、院内感染を発生させないための設備投資を積極的に行いました。
- さらに、医学部及び附属病院の有する教育研究基盤を基礎として、感染症分野の専門人材の養成拠点を形成し、安定的に人材を輩出するとともに地域の感染症診療体制を強化する「感染症教育センター」を設置するなど、県全体における感染症対策や医療支援、地域医療向上に貢献しています。
- しかし、令和2年度の病院収入は、当初予算で前年度対比9億円以上の増収を見込

んでいたところ、新型コロナウイルス感染症の影響により前年度対比8億円近くの減収となりました。空床補償による病床確保料や長期借入金の償還猶予、可能な限りの経営努力により、経営状況は回復に向かいましたが、令和3年3月に香川県内においても新型コロナウイルスの変異株による陽性患者が確認されたこと、また感染者の状況にかんがみると、令和3年度以降においても当該感染患者の受入れ及び院内感染防止のため、引き続き診療機能の制限を余儀なくされることが考えられます。

- このような状況が続いた場合、香川大学医学部附属病院においては大きな減収により、多額の赤字が累積され、特定機能病院として継続的な診療が行えないことも想定されます。このような事態とならないためにも、大学病院としての高度医療の提供と当該感染症患者の継続的な診療が実施されるよう、引き続き財政支援が必要です。

【所管府省】 文部科学省（高等教育局）、厚生労働省（医政局、健康局）

【県関係課】 地域活力推進課

4 地方大学の振興について

所管府省

文部科学省(高等教育局)、厚生労働省(医政局、健康局)

県関係課

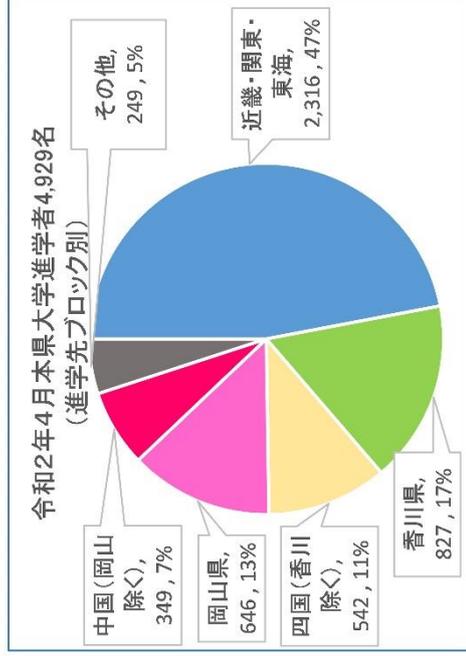
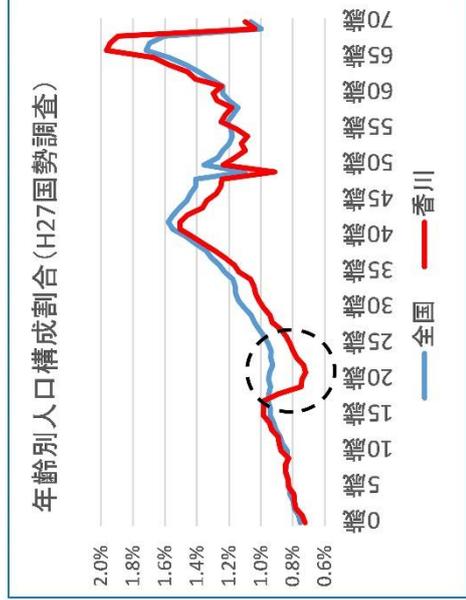
地域活力推進課

提案・要望事項

- 地方大学が改革を進め、地方への人の流れを創り出せるよう、地域発展に貢献する地方大学への財政支援の充実・強化を図ること。
- 香川大学は、大学院「創発科学研究科(仮称)」の設置に向けた取組や「情報メディアセンター」の整備を進めており、継続的・安定的な教育研究や地域貢献活動が実施できるよう、必要な財政支援を行うこと。
- 専門職大学の認知度向上等のほか、県内初の専門職大学として今年度開学した「せとうち観光専門職短期大学」が、コロナ禍の観光業界の変化にも対応できるよう、運営に必要な財政支援を行うこと。
- 感染症対策に係る香川大学医学部附属病院への財政支援を行うこと。

現状と課題

- ・ 本県の大学進学者の8割以上が県外大学へ進学
- ・ 本県における人口構成割合は、特に20歳代で全国平均を下回っている
- ・ コロナ禍で観光業界に変化があるなか、今年度、県内初の専門職大学として「せとうち観光専門職短期大学」が開学



地方大学
魅力向上

地域間の
格差解消

・ 地方大学への支援の充実・強化(地域発展に貢献する地方大学への財政支援の充実・強化)

・ 香川大学における機能強化に向けた改革への支援(継続的・安定的な教育研究・地域貢献活動)

・ 専門職大学の質の確保、認知度向上、並びに新たに設置された専門職大学への財政支援

5 四国の新幹線導入について

【提案・要望事項】

新幹線については、もはや高速道路と並ぶ基礎的な社会経済基盤となっているが、四国はいまだに、新幹線空白地域であることから、道路鉄道併用橋である瀬戸大橋を有効活用し、岡山から四国の4県都を結ぶ四国の新幹線の実現のため、令和4年度予算編成において、整備計画格上げに向けた法定調査を実施するために必要な予算措置を確実に講じること。

【現状・課題】

- 新幹線は都道府県の約2/3において整備されており、もはや当たり前のインフラと言えます。また、国が目指している新幹線などの高速交通ネットワークを整備することによって、地方創生につなげていく「地方創生回廊」の実現には、現在整備中の整備新幹線だけでできるものでなく、全国各地に新幹線が整備されることが不可欠です。
- 一方、四国においては、新幹線が基本計画にとどまっており、ついに、四国だけが新幹線空白地域となりました。四国の新幹線沿線の人口集積（1kmあたり人口11,200人）は、北陸新幹線（1kmあたり人口6,570人）や北海道新幹線（1kmあたり人口6,070人）の沿線の人口集積と比較しても何ら遜色ありません。全国的に、地方創生の取組が本格的に進められるなか、このままでは整備された地域と、そうでない地域との格差はますます広がり、交流圏や交流人口の拡大による経済発展や観光振興などの足かせになるものと強い危機感を抱いています。
- 四国の新幹線は、平成26年4月、四国4県や経済界等で設置した「四国の鉄道高速化検討準備会」が行った基礎調査の結果、瀬戸大橋を經由し四国内の県庁所在地を結ぶルートにおいて、B/C（費用便益比）が「1」を上回る結果が得られており、現在整備中の新幹線と比べ、投資効率性の面からも遜色がないものとなっています。
- 平成29年7月には、四国の新幹線の実現に向け、「四国新幹線整備促進期成会」を新たに設立し、平成30年6月に「四国アライアンス地域経済研究分科会」と連携して「新幹線を活かした四国の地域づくりビジョン調査」報告書を、令和元年8月には四国の新幹線が岡山県に与える波及効果について行った調査の結果を公表しています。
さらに同月、3回目となる同期成会の東京大会を開催し、「リニア中央新幹線が新大阪まで延伸されスーパー・メガリージョンが誕生する2037年を一つのターゲットとして、

四国の新幹線の開業を目指す。」との中長期目標が決議されたところです。

- 国においては、平成 29 年度から実施している新幹線基本計画路線を含む「幹線鉄道ネットワーク等のあり方に関する調査」において、これまでに、瀬戸大橋等の既存インフラの活用や、単線での新幹線整備についての課題等が整理され、今年度も、効果的・効率的な整備・運行手法等に係る具体的な調査を行うこととされています。
- また、一昨年度からは、新大阪駅について、リニア中央新幹線、北陸新幹線等との乗継利便性の観点から、結節機能強化や容量制約の解消を図るための調査等が行われていますが、この調査等では、四国の新幹線の整備も考慮していただきたいと考えています。
- 今年 3 月には、衆議院国土交通委員会において、「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」の一部として「四国における新幹線についても検討を進めること。」が全会一致で採択され、同月、JR 四国が策定した長期経営ビジョンにおいても、新幹線等による抜本的な高速化の早期実現に向けて取り組むことが明記されたところであり、地域の意見を踏まえつつ四国の新幹線について検討を進めていただくことをお願いします。
- 2037 年のリニア中央新幹線の新大阪延伸にあわせて四国の新幹線が実現できるよう、令和 4 年度予算編成において、整備計画格上げに向けた法定調査を実施するために必要な予算措置を確実に講じていただくことを強く要望いたします。

【所管府省】国土交通省（鉄道局）

【県関係課】交通政策課

5 四国の新幹線導入について

所管省庁 国土交通省(鉄道局)

関係課 県関係課

交通政策課

提案・要望事項

四国の新幹線の実現のため、令和4年度予算編成において、法定調査を実施するために必要な予算措置を確実に講じること

現状と課題

- ① 都道府県の約2/3において整備されている新幹線は、もはや高速道路と並ぶ基礎的な社会経済基盤。
- ② 国が進める「地方創生回廊」の実現のためには、整備中の整備新幹線だけではなく、全国各地に新幹線が整備されることが不可欠。
- ③ 四国の人口集積は、整備中の沿線の人口集積と比較しても遜色ない。
- ④ 瀬戸大橋を経由し四国内の県庁所在地を結ぶルートでは、B/C(費用便益比)が「1」を上回る調査結果が得られている。
- ⑤ 「四国新幹線整備促進期成会」が、リニア中央新幹線が新大阪まで延伸される2037年を一つのターゲットに、四国の新幹線の開業を目指すことを決議。
- ⑥ 新大阪駅について、結節機能強化や容量制約の解消を図るための調査等が行われているが、この調査では、四国の新幹線の整備も考慮すべき。
- ⑦ 衆議院国土交通委員会「債務等処理法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」の一部として「四国における新幹線についても検討を進めること。」が採択され、JR四国が策定した長期経営ビジョンにも新幹線が明記されたことから、地域の意見を踏まえつつ四国の新幹線について検討を進めるべき。

<新幹線沿線の人口集積>



<四国の新幹線整備のイメージ>



※図の赤色実線ルートの場合

6 公共交通への支援について

【提案・要望事項】

人口減少の克服や地域活力の向上が喫緊の課題となるなか、公共交通は、地域経済の活性化や観光の振興による交流人口の拡大を図るための有効な手段であると同時に、災害に強い国土づくりの観点からも重要であることから、その支援に当たっては、財源を十分に確保し、地域の実情に沿って内容の充実を図ること。

① 地域公共交通対策

地域公共交通ネットワークを担う鉄道やバスについて、新駅整備及びバリアフリー化などを行うため、財政措置の充実を含む制度の拡充や、地域の実情にあわせた弾力的な運用を行うとともに、地域公共交通活性化に向けて十分な財源確保に努めること。

JR四国の将来の経営自立には、経営の柱となる四国の新幹線の早期実現が不可欠であり、JR四国が今年3月に策定した長期経営ビジョンにも、新幹線等による抜本的な高速化の早期実現に向けて取り組むことが明記されました。今後、四国における鉄道ネットワークを維持するためにも、本ビジョンの実現に向け、JR四国のさまざまな経営課題について、引き続き取り組んでいくこと。

また、大規模災害発生時、鉄道網は重要な輸送手段であることから、必要な耐震対策を進めるとともに、地元自治体が積極的に取り組めるよう、耐震対策事業にかかる財政措置の充実を図ること。

② フェリー・離島航路対策

本州・四国間の人流や物流において重要な役割を担っている本四間フェリーについて、一般国道としての機能確保、船舶でしか運べない製品の輸送や大規模災害発生時の代替輸送手段の確保の観点等から、地元と連携して早期に支援を行うこと。

また、フェリー等の船舶については、燃油高騰時における助成制度や、高速道路と比較した運賃の割高感軽減のための制度を創設すること。

【現状・課題】

① 地域公共交通対策

- 本県では、面積当たりの延長が0.123km/k²（全国平均の2倍）と重要な社会基盤である鉄道網が、地域公共交通の骨格として大きな役割を担っています。このため、鉄道を中心に、駅などの交通結節点において、バスや自動車等との乗り継ぎ機能を高め、「利便性と結節性」に優れた県全体のネットワークづくりを進めています。

- ことでん栗林公園駅・仏生山駅間については、新駅の整備や複線化が進められていますが、鉄道関連事業については、地元自治体の財政負担に対して、交付税措置や起債措置が講じられておりません。また、バリアフリー化が未実施の駅については、バリアフリー化にあわせた駅舎の改良などの検討が行われていますが、現行の補助制度については、補助対象の拡充等が図られたものの、小規模駅の採択など、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が求められています。
- J R 四国に対しては、令和 3 年度からの 5 年間で 1,025 億円の支援をはじめとして、経営自立に向けた取組を進めるための支援の継続・拡充が決定しましたが、J R 四国の将来の経営自立には、経営の柱となる四国の新幹線の早期実現が不可欠であり、J R 四国が今年 3 月に策定した長期経営ビジョンにも、新幹線等による抜本的な高速化の早期実現に向けて取り組むことが明記されました。今後、四国における鉄道ネットワークを維持するためにも、本ビジョンの実現に向け、J R 四国のさまざまな経営課題について、引き続き取り組んでいくことが必要です。
- また、J R 四国の所有する施設の耐震化については、平成 28 年 4 月の熊本地震の状況にかんがみると、早急に実施する必要があります。しかしながら、地元自治体の財政負担に対して、交付税措置や起債措置が講じられていないため、自治体の財政への負担が大きくなっており、財政規模の小さい自治体にとっては厳しい状況となっています。

②フェリー・離島航路対策

- 本四間フェリーは、トラックドライバーの不足に伴うモーダルシフトが進展するなか、生活交通のみならず、物流コストの低減や船舶でしか運べない製品の輸送、強風による荒天時には本四道路や鉄道の代替輸送手段、災害時に陸路が遮断された場合には緊急輸送手段などとして、重要な役割を担っております。
- 宇高航路については、これまでの高速道路施策や平成 26 年 4 月からの本四高速の全国共通料金化による影響を受け、厳しい経営状況にあったことから、当面の緊急的な措置として、岡山県・香川県・玉野市・高松市で支援を行っていましたが、令和元年 12 月に運航休止となりました。航路の再開に向けては、2 県 2 市による支援だけでは、根本的な解決にはならないと考えており、国による効果的な支援制度を早急に創設するなどの対策が必要です。
- また、フェリー等の船舶については、経常経費に占める燃料費の割合が陸上交通に比べて高いことから、燃油が高騰した場合に対応する助成制度を創設するなどの対策

が求められています。また、高速道路料金施策の恩恵を受けない小豆島等の離島においては、航路の運賃に対する割高感が残っており、自家用車を利用した観光入込客数減少や輸送コスト増大等、地域活性化に大きな支障を来しているとの意見があります。

【所管府省】国土交通省（総合政策局、鉄道局、海事局）

【県関係課】交通政策課

6 公共交通への支援について

所管官庁 国土交通省

県関係課

交通政策課

提案・要望事項

人口減少や地域活力向上が喫緊の課題となる中、公共交通は、地域経済の活性化や観光の振興による交流人口の拡大を図るための有効な手段であると同時に、災害に強い国土づくりの観点からも重要であることから、その支援に当たっては財源を十分に確保し、地域の実情に沿って内容の充実を図ること。

現状と課題

(1) 地域公共交通対策

【提案・要望事項】

- ① 新駅整備やバリアフリー化等の制度の充実と十分な財源確保。
- ② 将来の経営の柱となる四国の新幹線が実現するまでの間、四国における鉄道ネットワークを維持するため、JR四国に対する支援を継続。
- ③ 大規模な耐震対策を進めるための地元自治体に対する財政措置の充実。

【現状・課題】

- ① ことடன்栗林公園～仏生山駅間の新駅・複線化整備。バリアフリー化未整備駅での対策実施やバリアフリー化に合わせた橋上駅舎等を検討。活用できる事業メニューはあるが、小規模駅の採択が必要。
- ② JR四国の将来の経営自立には、経営の柱となる事業が不可欠。
- ③ 予讃線の鉄道施設(高架橋部分)の耐震化が急務であるが、大規模な事業のため、財政規模の小さい地元自治体の負担が厳しい。



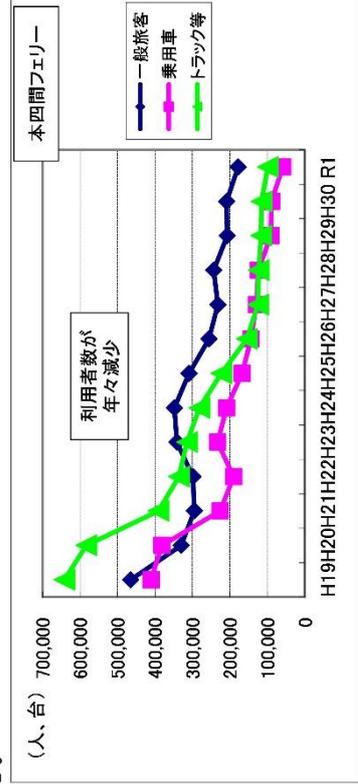
(2) フェリー対策

【提案・要望事項】

- ① 本四間フェリーについて、国による効果的な支援策が必要。
- ② フェリー等の船舶について、燃油高騰時における助成制度や高速道路と比較した運賃の割高軽減のための制度等の創設。

【現状・課題】

- ① 本四間フェリーは、本州・四国間の人流・物流を担う重要な航路。
- ② 宇高航路は、令和元年12月に運航を休止。
- ③ 離島航路利用者から高速道路料金と比べて航路運賃が割高との声もある。



7 高松空港の機能強化について

【提案・要望事項】

平成 30 年 4 月から高松空港株式会社による空港運営が開始された高松空港は、同社と本県を含む地元の関係団体との緊密な連携・協力のもと、空港の飛躍・発展と交流人口拡大による地域の活性化に向けて積極的な取組を進めているところである。

高松空港は、本県の最優先課題である人口減少対策や地域活力向上対策の取組を進めるうえで、産業や観光の振興、拠点性の確保において重要な役割を担う広域交通インフラであること、また、四国で唯一「航空輸送上重要な空港」に位置付けられていることなどから、空港運営の民間委託の成果を挙げ、四国の人流や防災等の拠点空港としてその機能を十分に発揮させるため、航空ネットワークの拡充とそれを支える利用環境の改善に取り組んでいく必要があることから、以下の点について配慮すること。

- ① 高松空港の運営の民間委託が真に地域活性化に資するとともに、民間委託により、高松空港が四国の拠点空港として、また、西日本のゲートウェイとして発展していけるよう、航空ネットワークの充実や空港の施設整備等を着実に進め、運営が民間委託された空港が不利にならないよう施策の均衡を図るとともに、運営を民間委託した「訪日誘客支援空港」に対する支援を拡充すること。
- ② 国際定期路線は外国人観光客の誘客等、地方経済の活性化に寄与していることから、国際定期路線の誘致に積極的に取り組む地方空港に対しては、航行援助施設利用料の軽減措置を行うこと。
- ③ 高松空港が国の空港防災拠点計画において、四国で唯一「航空輸送上重要な空港」に位置付けられていること、また、空港運営の民間委託の成果をあげ、四国の人流や防災等の拠点空港としてその機能を十分に発揮させるため、昨年度の本県提案内容も考慮しつつ、費用便益比分析マニュアルの見直しを進め、カテゴリⅠⅡの計器着陸装置を早期に導入するなど、高松空港の就航率改善に向けた取組を進めること。
- ④ 航空機の安全な運航のため、すべての空港で整備することとされている滑走路端安全区域（RESA）について、事故の際、航空機の損傷を軽減できるよう、必要な施設として早期に整備すること。

【現状・課題】

- 高松空港は、航空自由化や交通体系の変化、長引く航空需要の停滞等により、その航空ネットワークは平成 22 年度には 3 路線まで縮小しましたが、その後、航空ネットワー

クの再拡充と利用環境の改善に重点的に取り組むことで、上海線（平成 23 年 7 月）、台北線（平成 25 年 3 月）、成田線（平成 25 年 12 月）、香港線（平成 28 年 7 月）が新たに開設されるなど、高松空港は再生・発展に向けて歩み始めました。

- 平成 30 年 4 月から高松空港株式会社による空港運営が開始されましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、国内線の一部に加え全ての国際線が運休するなど、空港を取り巻く環境が大きく変化するなか、これまで以上に、民間の資金や経営能力を活用し、地域の実情やニーズを反映した自由度の高い空港運営を実現する必要があります。
- 高松空港株式会社に空港運営が民間委託された後も、国は高松空港の所有者であり、運営委託の実施主体であることから、引き続き、安全・安心の確保に責任を持つとともに、地域活性化に資するものとなるよう、航空ネットワークの充実や空港の施設整備等を着実に進める必要があります。
- 高松空港の滑走路更新等の施設整備は高松空港株式会社の負担により行うこととなりますが、法令変更等に伴い施設の改修・整備が必要となる場合もあり、規模によっては同社では対応しきれないことも懸念されます。

地方管理空港においては、滑走路等の改良などを施工する場合には、その工事に要する費用は、国が 2 分の 1 を負担することとなっていることもかんがみれば、運営が民間委託された空港における施設整備に対しても、不利にならないよう配慮が必要です。
- 平成 29 年度に認定された「訪日誘客支援空港」には、国際線の運航再開等の促進策として、着陸料の割引・補助や、空港受入環境の整備等に対する補助制度が設けられていますが、民間委託の効果を最大限発揮し、一層の地域活性化を図るためには、運営が民間委託された空港に対する支援を拡充することが必要です。
- また、航行援助施設利用料についても引き下げを行うことが必要です。
- 高松空港は、国の空港防災拠点計画において、四国で唯一「航空輸送上重要な空港」に位置付けられていますが、標高 185m の高台に位置するため、降雨や濃霧など天候の影響を受けやすく、視界不良により着陸できない場合があることから、大規模災害発生時に求められる重要な役割を果たせないおそれがあります。

本県は、大規模災害発生時、四国の防災拠点としての機能も求められています。

 - ・高松サンポート合同庁舎には、政府の「緊急災害現地対策本部」が設置されます。
 - ・高松港は、防災拠点港湾の中核として緊急物資搬入のため優先的に啓開される港湾とされています。（緊急確保航路指定済）

- 高松空港は、周辺に急峻な谷があるという地形的な特性上、計器着陸装置自体を設置するための用地や飛行高度計測のための用地の確保に工夫が必要となっており、「便益」に比し多額の経費を要するとされる点が大きな課題となっています。

しかしながら、実際の欠航に加え、降雨や濃霧など天候の影響により、他空港への着陸や出発空港への引き返しの可能性があるという条件付き運航となることも多く発生しており、こうしたことは、航空便に対する信頼感の低下、利用者の減少などをもたらし、さらには、地域及び本県の拠点性の低下、地域経済への悪影響が懸念されます。

- 本県では、令和元年度に費用便益比の向上について検討し、便益では、視界不良による条件付き運航でない場合でも、信頼性の低下により、鉄道等を選択する利用者もいることから、計器着陸装置の整備による航空需要の増加の便益を定量化するとともに、費用では、土木工事について工法の比較検討を行い、コストの削減策をとりまとめました。

視界不良による条件付き運航となった際や、条件付き運航になっていない場合でも、そのリスクを回避するため鉄道を利用していた旅客が発生していると考えられ、「就航率が向上すれば、航空を利用していた旅客」は、潜在的な航空需要と考えております。このことについては、空港整備の計画段階評価に「就航率の向上による需要増加」が含まれていることから、このような考えに立つことには整合性があると考えております。

- 今後、国において、専門家の御意見を参考にしながら、便益計測手法の精度向上のための検討等を行うと伺っており、昨年度の本県提案内容も考慮しつつ、就航率の向上に伴う需要増加を定量的に評価できる便益として費用便益比分析マニュアルに盛り込んでいただくことや、コスト削減策についても具体的に検討いただきたいと考えております。

高松空港の運営の民間委託の成果をあげるためにも、現在の高松空港の基本機能を損なうことなく、早急に計器着陸装置の整備を進め、就航率改善に向けた取組を進めていただくよう、強く要望いたします。

- 滑走路端安全区域（R E S A）の整備について、高松空港では現在、調査設計が進められているところですが、整備に当たっては直轄空港整備費負担金を伴うことから、地元に対して緊密に情報提供を行うとともに、早期に整備を完了させることが必要です。

【所管府省】国土交通省（航空局）

【県関係課】交通政策課

7 高松空港の機能強化について

所管府省 国土交通省(航空局)

県関係課

交通政策課

提案・要望事項

- ① 高松空港の運営の民間委託が真に地域活性化に資するとともに、民間委託により、高松空港が四国の拠点空港として、また、西日本のゲートウェイとして発展していけるよう、航空ネットワークの充実や空港の施設整備等を着実に進め、民間委託した訪日誘客支援空港に対する支援を拡充するとともに、民間委託された空港が不利にならないよう施策の均衡を図ること。
- ② 国際定期路線の誘致に積極的に取り組む地方空港に対しては、航行援助施設利用料の軽減措置を行うこと。
- ③ カテゴリーⅢの計器着陸装置を早期に導入するなど高松空港の就航率改善に向けた取組みを進めること。
- ④ 滑走路端安全区域(RESA)整備について、地元と情報共有を図りながら進めること。

現状と課題

- ◎ 高松空港の運営の民間委託
 - ▶ 平成30年4月から、民間による運営を開始。
 - ▶ 民間委託後も航空ネットワークの拡充とそれを支える利用環境の改善に取り組んでいく必要。
 - ▶ 高松空港の運営委託が真に地域活性化に資するとともに、高松空港が四国の拠点空港・西日本のゲートウェイとして発展していくためには、
 - ・ 民間委託された後も国は空港の所有者であり、引き続き安全・安心の確保に責任を持つ必要
 - ・ 施設の改修や整備について、規模によっては民間では対応しきれない懸念
 - ・ 「訪日誘客支援空港」への支援メニューを拡充するとともに、各種施策において、民間委託された空港が不利にならないよう施策均衡を図る必要
- ◎ 就航率の改善
 - ▶ 四国で唯一「航空輸送上重要な空港」に位置付け
 - ▶ 高台に位置し濃霧等の影響で一定数の欠航が発生
 - ▶ 現在東側からILS-CATIで誘導
- ◎ 滑走路端安全区域(RESA)の整備
 - ▶ 整備に当たっては、地元負担金(直轄空港整備負担金1/3)が求められることから、地元の情報提供しながら検討を進めることが必要。

ILS-CATⅢ

- 計器着陸装置 (Instrument Landing System)。着陸のために進入中の航空機に対し電波を放射し、滑走路への進入コースを指示する無線着陸援助装置。
- 進入方向 (横位置) を示すローカライザー、降下経路 (縦位置あるいは高さ) を示すグライド・スローブなどから構成される。
- CATⅢは、ILSの設置・運用精度により、カテゴリー化した区分の一つで、I・IIに比べ、視界不良下で着陸できる可能性が高まる。

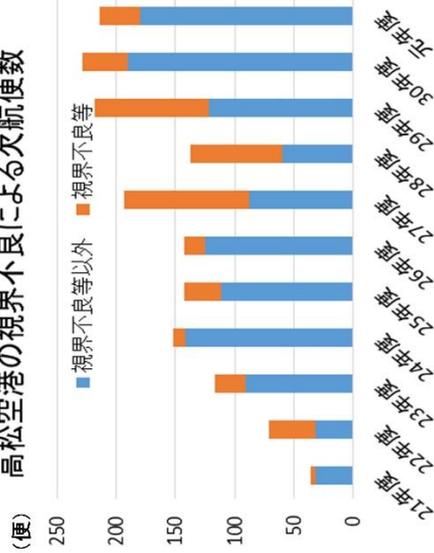
現状と課題

- 【現状】 ▶ 現在東側から ILS-CAT I で誘導
- ▶ 周辺に急峻な谷があるという地形的な特性から「便益」に比し多額のコストを要する
 - ▶ 濃霧等の影響で近年一定数の欠航が発生 (ダイバートや引き返す可能性という条件付き運航も)
 - ▶ 四国で唯一「航空輸送上重要な空港」に位置付け

- 【課題】 ▶ 大規模災害発生時に求められる役割を果たせないおそれ
- ▶ 航空便に対する信頼感の低下、利用者数の減少の懸念
 - ▶ 地域及び本県の拠点性の低下、地域経済への悪影響の懸念

CATⅢ整備のためには、コストに対する便益 (B/C) の向上のため、整備工法の工夫や新たな便益の定量化が必要

高松空港の視界不良による欠航便数



※欠航便数は、本県で把握しているものであり、ILS-CATⅢの整備効果を直接表すものではない。

費用便益比分析への提案

【整備工法の工夫】

- ▶ 電波高度計用地補強土壁工法採用による土木工事費の削減
- ▶ ローカライザー用地造成範囲見直しによる土木工事費の削減

【新たな便益の定量化】

- ▶ 就航率改善による航空利用転換
- ▶ 条件付き運航の減少による航空利用転換
- ▶ 大規模災害発生時における臨時便運航の便益

本県の提案内容も考慮しつつB/Cの向上を図り、基本機能を損なうことなく、計器着陸装置の整備を



補強土壁工法整備例

ローカライザー整備例

8 地方創生に向けた社会資本の総合的な整備について

(1) 社会資本整備にかかる公共事業予算の確保

【提案・要望事項】

地域や経済の活性化、県民の安全・安心を確保し、強くしなやかな県土づくりを行うため、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金及び個別補助制度を活用した公共事業に必要な予算を安定的・持続的に確保すること。

特に、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」等について、取組の加速化・深化を図るとした「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に必要な予算を重点的・集中的に確保すること。

また、小規模公共施設の老朽化対策など、交付金や個別補助制度の対象とならない地方単独事業の財源として活用している「公共施設等適正管理推進事業債」の事業期間を令和4年度以降も延長すること。

【現状・課題】

- 令和時代にふさわしい豊かで活力ある地域を創るため、国土強靱化に向けた防災・減災対策や将来を見据えた戦略的なインフラ老朽化対策、持続的な経済成長の確保等に資する社会資本整備の必要性は高まっています。
- このようななか、本県では、地域の実情や県民ニーズを踏まえながら、事業の選択と集中を徹底し、社会資本整備総合交付金を活用した道路ネットワークの整備や物流拠点としての機能強化を図る港湾施設の整備など、成長力強化や地域活性化、ストック効果の向上等につながる事業に取り組むとともに、防災・安全交付金を活用した治水対策、土砂災害対策、地震・津波対策、通学路の交通安全対策など、防災・減災、国土強靱化等を推進するための事業に取り組んでいます。
- また、これまで個別補助制度を活用し整備を進めてきたダムや高規格道路等に加え、近年の災害を踏まえ、防災・減災対策等のうち全国的に優先的に取り組むべき事業として個別補助制度が創設された、河川・砂防等の事業間連携事業や道路メンテナンス事業、無電柱化推進計画事業等に計画的・集中的に取り組んでいます。
- さらに、平成27年12月に「香川県国土強靱化地域計画」を策定し、大規模自然災害等から県民の生命と財産を守るための防災・減災対策に取り組むとともに、平成30年度

補正予算から「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」として取り組んだことにより、道路の法面对策による災害に強い道路ネットワークの確保や、河道内の樹木伐採や掘削による氾濫危険性の解消など、県内の重要インフラの機能強化を図ることができました。

- 現在は、こうした取組のより一層の加速化・深化を図るために、令和2年度補正予算により、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に沿って、流域治水対策やインフラ老朽化対策をはじめ、重点的かつ集中的に防災・減災対策等に取り組んでいます。
- しかし、今後30年以内の発生確率が70～80%と切迫している南海トラフ地震や近年の激甚化・頻発化する風水害などに対する防災・減災対策、高度経済成長期に集中的に整備を行ったインフラの老朽化対策、頻発する交通死亡事故を抑止するための交通安全対策、また、コロナ禍においても交流人口の拡大や地域経済活性化に資する幹線道路や港湾施設の整備など、県民の安全と安心を築くための社会資本整備は、いまだ十分とは言えず、引き続き対応していく必要があります。
- 以上のことから、今後も地域経済や県民生活を支え、強靱な県土づくりを進めていくために、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金及び個別補助制度を活用した公共事業に必要な予算の安定的・持続的な確保を要望します。特に、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に執行するために、必要な予算の重点的・集中的な確保を要望します。
- 加えて、公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するための「公共施設等適正管理推進事業債」は、小規模な河川水門や道路舗装の修繕など、交付金や個別補助制度の対象とならない地方単独事業の財源として、本県でも有効に活用しておりますが、事業期間が令和3年度までとなっております。今後も引き続き老朽化対策等を計画的かつ着実に推進していくため、令和4年度以降についても「公共施設等適正管理推進事業債」の事業期間の延長を要望します。

【所管府省】 国土交通省（水管理・国土保全局、道路局、港湾局、都市局、住宅局）、
総務省（自治財政局）、財務省（主計局）

【県関係課】 技術企画課、土木監理課

8 地方創生に向けた社会資本の総合的な整備について

(1) 社会資本整備にかかる公共事業予算の確保

所管府省

国土交通省(水管理・国土保全局、道路局、港湾局、都市局、住宅局)、総務省(自治財政局)、財務省(主計局)

県関係課

技術企画課、土木監理課

提案・要望事項

地域や経済の活性化、県民の安全・安心を確保し、強くしなやかな県土づくりを行うため、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金及び個別補助制度を活用した公共事業に必要な予算を安定的・持続的に確保すること。
 特に、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」等について、取組の加速化・深化を図るとした「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に必要な予算を重点的・集中的に確保すること。
 また、小規模公共施設の老朽化対策など、交付金や個別補助制度の対象とならない地方単独事業の財源として活用している「公共施設等適正管理推進事業債」の事業期間を令和4年度以降も延長すること。

現状と課題

切迫する南海トラフ地震



建物被害 35,000棟
死者数 6,200人



国土強靭化
地域計画の推進

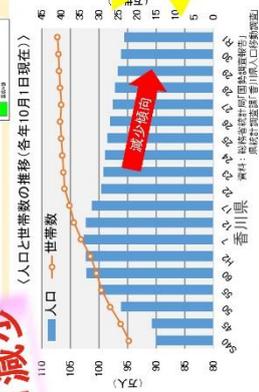
国土保全

～主な推進方針(平成27年12月15日策定)～ 現在、改訂作業中

令和2年9月末までに県内全17市町で策定済

| | |
|---|-------------|
| ・海抜ハザードマップの作成の促進、想定し得る最大規模の洪水・内水・高潮に対する浸水想定公表とハザードマップの作成促進及び避難体制の確立 | 〔県民・行政〕 |
| ・地震・津波対策海岸堤防等整備計画に基づき堤防の高上げや液状化対策の推進 | 〔行政〕 |
| ・土砂災害警戒区域等の指定の推進や土砂災害などの危険区域に対する警戒避難体制の強化 | 〔県民・行政〕 など |
| 交通・物流 | |
| ・通送事業者等との協定の締結や物流輸送訓練による緊急輸送体制の構築 | 〔事業者・行政〕 |
| ・[四国8の字ネットワーク] (高松自動車道の4車線化事業等)の早期完成などの道路施設の整備の推進 | 〔事業者・行政〕 |
| ・インフラの強靭化が図られる新幹線の導入促進 | 〔事業者・行政〕 |
| 高松港BCPの継続的な評価・改善及び坂出港のBCPの策定促進 | 〔行政〕 など |
| 橋梁、ダム等の長寿命化計画の策定 | 〔行政〕 |
| 港湾・漁港施設の長寿命化計画の策定 | 〔行政〕 |
| 水道・下水道施設の長寿命化計画の策定 | 〔事業者・行政〕 など |

人口減少



今年度、改訂
により、新たな
地域計画を
策定します

香川県三豊市



香川県高松市



四国の防災拠点としての機能確保

南海トラフ地震等が発生した場合に、四国内においては相対的に被害が少ない予想
⇒四国の防災拠点としての機能確保が重要

| | |
|---|-------------|
| ・市町間の連携・協力活動等の迅速かつ円滑な実施のための全県的な相互応援体制整備 | 〔行政〕 |
| ・四国地方をはじめ中国地方の各県との広域的な連携体制の整備(再掲) | 〔行政〕 |
| ・高松地方合同庁舎(山形)の整備による四国の防災拠点としての体制整備 | 〔行政〕 |
| ・四国の医療活動拠点としての広域的医療体制の整備(再掲) | 〔事業者・行政〕 |
| ・高松空港の耐震性向上や航空会社等との応援協力体制の充実・強化 | 〔事業者・行政〕 |
| ・高松港(緊急物資輸送)や坂出港(エネルギー輸送)の体制整備 | 〔事業者・行政〕 |
| ・交通インフラの強靭化が図られる新幹線の導入促進(再掲) | 〔事業者・行政〕 |
| ・本四間フェリーの航路の維持などによる代替輸送手段の確保 | 〔事業者・行政〕 など |

平成16年10月台風23号 本津川

平成29年9月台風18号 死者1名

激甚化する風水害から人命や財産を守る

流域治水対策

被害状況

H16及びH23は、被害状況「平成16年及び23年版 水害統計」より
H29は、県調査値。なお、ア～イは県内全域計

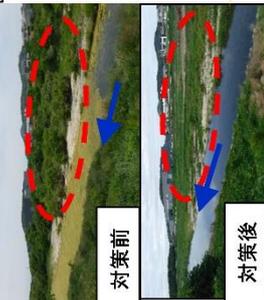
| 年 | 死者 | 全壊 | 半壊 | 床上浸水 | 床下浸水 |
|-----|-----|-----|-----|---------|---------|
| H16 | 19名 | 59戸 | 86戸 | 14,072戸 | 30,894戸 |
| H23 | 3名 | 0戸 | 0戸 | 43戸 | 802戸 |
| H29 | 1名 | 1戸 | 0戸 | 99戸 | 326戸 |

対応が急がれる河川

⇒ 中谷川：平成22年8月豪雨により、普通寺市の中心市街地で浸水被害が発生
⇒ 古川：平成23年の台風15号による浸水で、JR高徳線が1日運休

①香東川(樹木伐採・河道掘削)

【交付金事業】



対策前

対策後

過去の浸水実績図



②中谷川(流域治水プロジェクト)

【交付金事業】



市街地、県道が冠水

H22年8月豪雨浸水被害(普通寺市)

人命・財産等を守るため流域治水対策を推進し、事前防災対策を加速化！

③古川(大規模特定河川事業)

R3年度 個別補助事業採択



JR高徳線が冠水

【個別補助事業】

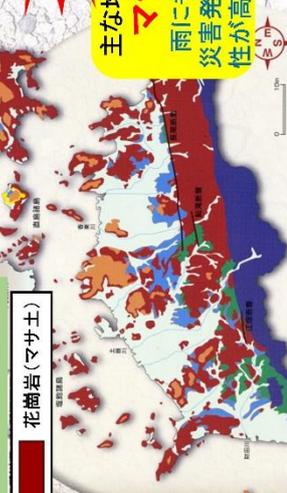
H28年度(19年度)浸水被害(高松市)

- 浸水の危険性が高い箇所に危機管理型水位計 19基、簡易型河川監視カメラ 5基設置 (R2補正～R3)
- 水害リスク情報空白地帯の解消に向け、小規模河川の氾濫推定図を作成・公表

◆ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の推進
あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の考え方にに基づき事前防災対策を加速化
「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に重点的・集中的に取り
組みなどにより、「流域治水対策」を計画的かつ着実に推進！

土砂災害対策

■香川県の地質概要図



■H29年度に香川県で発生した土砂災害件数:19件
H29.9月台風18号
死者1名

三豊市高瀬町(法面崩落)

主な地質は…
マサ土

雨にもろく土砂災害発生

の危険性が高い！

■香川県の土砂災害危険箇所 施設整備状況 (R3.3現時点)

| 事業区分 | 必要数 | 整備済 | 整備率 |
|------|-------|-----|-------|
| 砂防 | 1,592 | 422 | 26.5% |
| 地すべり | 117 | 12 | 10.3% |
| 急傾斜 | 633 | 233 | 36.8% |
| 合計 | 2,342 | 667 | 28.5% |

整備率は…
30%未達

過去10年間で最大件数

■H30年度に香川県で発生した土砂災害件数:57件
高松市屋島西町(法面崩落)



文教施設の保全

塩江中学校

幹線となる道路網の保全



【交付金事業】

①高松市塩江町(東地川通常砂防)

②東かがわ市馬塚(夏木谷川通常砂防)

【交付金事業】

③小豆郡土庄町(大開西川通常砂防)

④普通寺市大塚町(西川通常砂防)

避難関連施設等の保全

の必要！

早急な対策が

多い地区

安全対象人家が

多

【交付金事業】

香川県の土砂災害危険箇所分布図

①②③④

【交付金事業】

保育所

【交付金事業】

地震・津波から防災拠点をを守る

地震・津波対策

沿岸部の住民の生命を守り、「四国おうぎ作戦」により海上輸送拠点と四国8の字ネットワークを迅速に結ぶためには、港湾事業と河川事業が一体となった対策が急務！



公共土木施設の健康を維持する

老朽化対策

高度成長期に大量の社会資本の整備 → 老朽化が顕著!!
 計画的・効率的な維持管理により施設の長寿命化を図り、社会資本ストックを将来世代に確実に引き継ぐ!!

- 長寿命化計画に基づき、計画的・効率的に補修工事を実施しているが、今後、老朽化が進行し、補修費用が増大! → 必要な予算の確保が課題!
- 令和2年度から、道路メンテナンス事業(老朽化対策)が個別補助化され事業の必要額を確保! → 遅れていた対策の推進が可能に!
- 道路・河川・港湾等ほとんどより、水質保全に欠かせない重要なライフラインである下水道も、老朽化対策に必要な予算の確保が不可欠!

要対策箇所

道路管理施設 【個別補助事業】
 県道大見吉津仁尾線

河川管理施設 【交付金事業】
 詰田川札場水門

港湾施設 【交付金事業】
 大部港(大部地区) 物揚場-3.0m

下水道施設 【交付金事業】
 中讃流域下水道 綾南第二中継ポンプ場

道路管理施設 【交付金事業】
 国道377号(入野山工区)

河川管理施設 【地方単独事業】
 小村川逆流防止樋門

公共施設等適正管理推進事業債
 地方単独事業の財源として活用し、小規模公共施設等の長寿命化対策を推進!

【事業期間 H29~R3】
 老朽化対策を計画的かつ着実に推進するため、事業期間の継続が**不可欠!**

交通弱者を守る

交通安全対策



「通学路交通安全プログラム」に基づく通学路点検等により、地域のニーズを反映した安全な通学路を確保するため、歩道の整備等を緊急的・集中的に推進！

道路

交通量が多く危険であり早急に歩道整備が必要！

通学中歩道未整備箇所での多くの車両が幅狭し非常に危険！

街中の交通量の多い道路の狭い歩道を通行する児童

交通量の多い道路の狭い路肩を通行する児童

① 奥通神宮寺佐野線 (香川県善通寺市) 【交付金事業】

② 県道土庄福田線 (香川県土庄町) 【個別補助事業】

③ 県道善通寺純尚線 (香川県善通寺市) 【交付金事業】

④ 都市計画道路 橋町国分寺線南線 (香川県高松市) 【交付金事業】

地域経済を支える

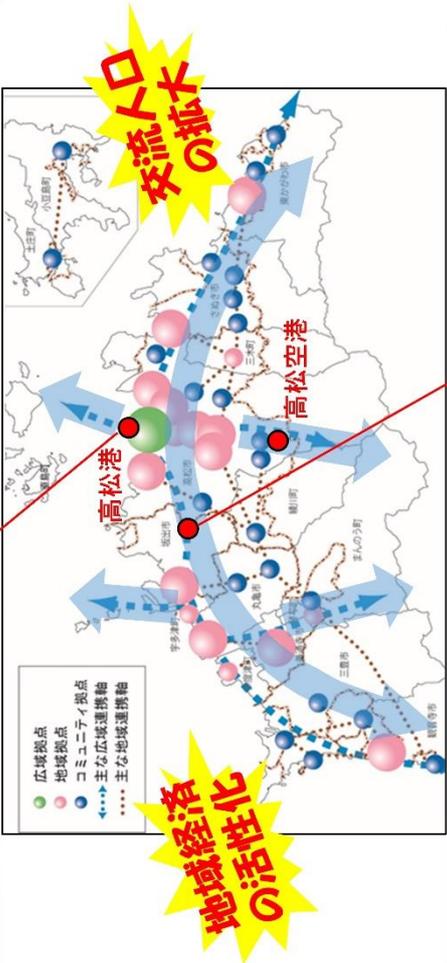
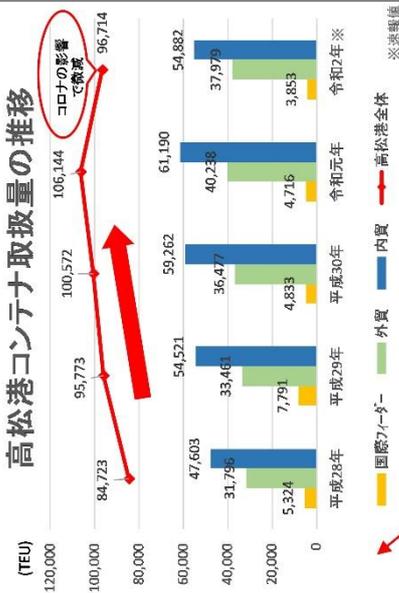
港湾の整備

【運輸事業】
【交付金事業】

◆ 高松港国際物流ターミナル

◆ コンテナ取扱量は増加傾向！

◆ コンテナ取扱量は四国第1位！（令和元年）



幹線道路の整備



◆ 県道高松坂出線（重要物流道路）の4車線化【個別補助事業】

坂出北ICのフル化の供用に合わせて整備を行うことで、高松港と香の州臨海工業団地のアクセス向上を図り、物流機能を強化。

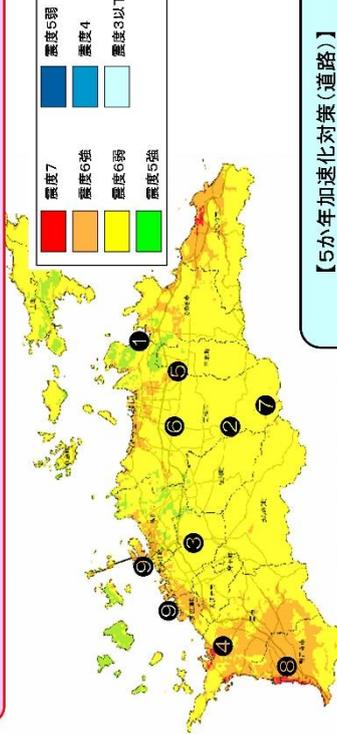
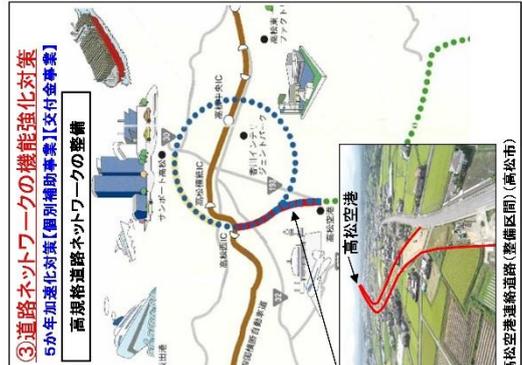
→ 経済活動の活性化に寄与！

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の推進

令和2年度までに「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」予算を活用し、**集中的**に対策を実施してきた。

激甚化する風水害や切迫する大規模地震などに備えた事前防災を加速するため、継続して事業を推進する必要がある！

強靱化の進度を更に加速するために、引き続き「**防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策**」に必要な**予算の確保が不可欠です。**



【土砂災害危険箇所 施設整備状況】

| 事業区分 | 必要数 | 整備済 | 整備率 | 未整備率 |
|------|-------|-----|-------|-------|
| 砂防 | 1,592 | 422 | 26.5% | 73.5% |
| 地すべり | 117 | 12 | 10.3% | 89.7% |
| 急傾斜 | 633 | 233 | 36.8% | 63.2% |
| 合計 | 2,342 | 667 | 28.5% | 71.5% |

5か年加速化対策により、大規模な土砂災害による被害の防止、最小化を計画的かつ着実に推進するためには、**必要な予算の確保が不可欠**



【香川県】
地震・津波対策海岸沿岸防等整備計画
《全体計画》
整備延長: 約180km
総事業費: 約700億円
整備期間: 概ね30年間でIII期に区分10年毎のI期からIII期に区分
現状: I期計画(平成27年~令和6年度)の最優先箇所の整備を実施
I期計画を計画的かつ着実に完了するためには、**必要な予算の確保が不可欠**

【5か年加速化対策(道路)】

| 事業区分 | 採取箇所数 |
|-----------------|-------|
| 道路ネットワークの機能強化対策 | 12 |
| 老朽化対策(橋梁) | 8 |
| 老朽化対策(舗装) | 3 |
| 老朽化対策(付属物等) | 5 |
| 土砂災害防止対策 | 7 |
| 合計 | 35 |

5か年加速化対策により、道路ネットワークの機能強化や老朽化対策等を計画的かつ着実に推進するためには、**必要な予算の確保が不可欠**



3か年緊急対策の効果→5か年加速化対策の推進

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」による効果

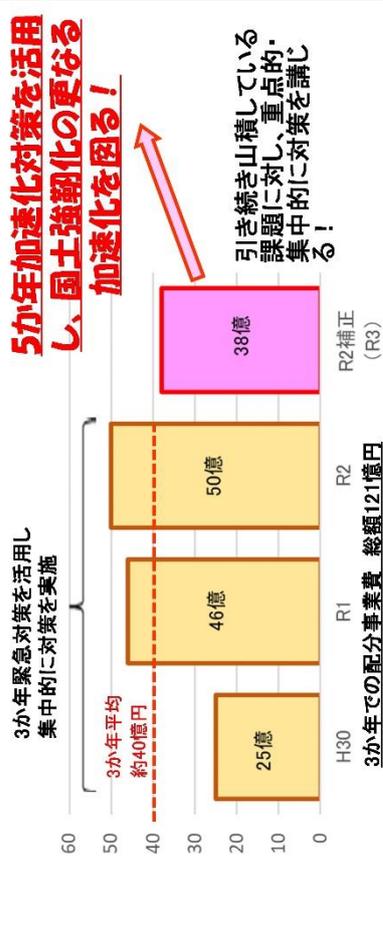
○ 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に取り組み、

- ・道路の法面対策を行ったことにより、災害に強い道路ネットワークを確保！
- ・河川内の樹木伐採や河道掘削等を行ったことにより、治水安全度が向上！



対策後

- 激甚化・頻発化する気象災害や切迫する大規模地震などに備えた事前防災を加速するため、**継続して事業を推進する必要がある！！**
- **令和4年度以降についても、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」による必要な予算の確保が不可欠！！**



《参考》 国土強靱化地域計画策定状況

香川県における国土強靱化地域計画策定状況

| 自治体名 | 策定完了時期 |
|-------|----------|
| 香川県 | H27.12策定 |
| 高松市 | R2.7策定 |
| 丸亀市 | R2.3策定 |
| 坂出市 | R2.6策定 |
| 普通寺市 | R2.7策定 |
| 観音寺市 | R2.8策定 |
| さぬき市 | R2.9策定 |
| 東かがわ市 | R2.7策定 |
| 三豊市 | R2.6策定 |
| 土庄町 | R2.7策定 |
| 小豆島町 | R2.3策定 |
| 三木町 | R2.8策定 |
| 直島町 | R2.3策定 |
| 宇多津町 | R2.6策定 |
| 綾川町 | R2.9策定 |
| 琴平町 | R2.5策定 |
| 多度津町 | R2.9策定 |
| まんのう町 | R2.6策定 |
| 市町数計 | 17市町 |



県内の17市町 全てで策定済！

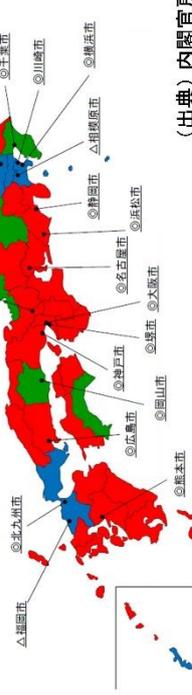
市区町村の国土強靱化地域計画の策定率マップ(策定済み)

令和3年3月1日現在の状況(政令指定都市含む)
 1. 741市区町村のうち、策定済み 910市区町村【115市区町村】
 策定中(予定含む) 798市区町村【88市区町村】

<参考> 都道府県、全団体の策定済み
 ()内は令和元年7月1日現在の状況(政令指定都市含む)

都道府県別 策定済みの市区町村の割合(政令指定都市除く)

| 都道府県名 | 都道府県数 | 割合 |
|-----------------------------|-------|-------------|
| 北海道 | 10 | 100% |
| 青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、宮城県、香川県 | 3 | 90%以上100%未満 |
| 佐賀県、大分県、宮崎県 | 3 | 80%以上90%未満 |
| 奈良県、和歌山県、徳島県、香川県 | 3 | 70%以上80%未満 |
| 北海道 | 1 | 60%以上70%未満 |
| 青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、石川県、大分県 | 6 | 50%以上60%未満 |
| 青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、石川県、大分県 | 6 | 40%以上50%未満 |
| 青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、石川県、大分県 | 6 | 30%以上40%未満 |
| 青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、石川県、大分県 | 6 | 20%以上30%未満 |
| 青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、石川県、大分県 | 6 | 10%以上20%未満 |
| 青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、石川県、大分県 | 6 | 1%以上10%未満 |
| 青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、石川県、大分県 | 6 | 0% |



(出典) 内閣官房ウェブサイト

(2) 高規格道路及び空港・港湾等のアクセス道路整備の推進並びに直轄国道整備の促進

【提案・要望事項】

① 高規格道路整備の推進

高規格道路のネットワークを形成するとともに、空港などの広域的な交流拠点を連絡し、物資の流通や人の交流を活性化させるため、高規格道路の事業推進の予算確保をより一層図ること。また、空港の民営化等の民間投資を後押しする高規格道路の整備に対しては、重点的に必要な予算を確保すること。

② 空港・港湾等のアクセス道路整備の推進

高速交通体系のストック効果を生かしたICの整備や、貨物輸送の効率化を図る港湾の整備等に合わせて行うアクセス道路の整備推進のための必要な予算を確保すること。

③ 直轄国道整備の促進

物流の効率化や、地域間交流の拡大のためには、直轄国道の慢性的な渋滞の緩和や交通事故の軽減を図るとともに、高速道路とのアクセス強化を図る必要がある。また、災害時の緊急輸送道路としての機能強化のためにも、直轄国道整備の促進のための必要な予算を確保すること。

【現状・課題】

① 県道円座香南線（高規格道路）道路改築事業の推進

- 高松自動車道は、平成31年3月に全線4車線化の整備が完了し、定時性の向上や安全で快適な運行が実現し、交流人口がより一層拡大するものと期待されています。
- 高松空港は、平成30年4月に、「アジア・世界とつながる四国瀬戸内 No. 1 の国際空港」を掲げて空港運営が民間委託され、空港や地域の活性化に対する期待が大きく高まっています。
- また、高松空港は、四国で唯一の内陸空港であり、「地震に強い空港のあり方検討委員会」において、「航空輸送上重要な空港」に位置付けられていることから、今後30年以内の発生確率が70～80%と切迫している南海トラフ地震などの大規模災害時に、空からの緊急支援物資の搬送や医療活動などの拠点として期待されています。
- 社会経済活動の根幹となる社会基盤の整備が着実に進むなか、これらの整備効果を

十分に発現し、県内全域に波及させるためには、施設間のアクセス機能を向上させる広域幹線ネットワークの構築が必要です。

- 県道円座香南線は、高松自動車道と高松空港を結び、本県の高速交通体系のストック効果と高松空港の拠点性を最大限に生かし、生産性の向上や交流人口の拡大とともに、地域活性化に資する民間投資を後押しする重要な道路です。
- そのため、平成 30 年 3 月に完了した中間工区に引き続き、分かりやすいアクセスルートや時間短縮、定時性の確保の面から、平成 30 年度から香南工区 6 km の整備に取り組んでおり、そのうち、バイパス区間約 1 km について、令和 3 年度中の供用開始を目指し優先的に整備を進めるとともに、次の整備区間である高架区間の整備に着手しています。
- 以上のことから、コロナ禍においても経済成長に資する高規格道路のより一層の整備効果発現のため、個別補助制度を活用した事業に必要な予算の確保を要望します。

② 県道高松坂出線（空港・港湾等のアクセス道路）道路改築事業の推進

- 県道高松坂出線は、県都高松市と香川県随一の大型工業団地「番の州臨海工業団地」を有する坂出市とを最短で結び、本県の臨海部の産業振興や物流の効率化のために大変重要な道路であり、令和元年 6 月に国土交通大臣により重要物流道路として指定されました。本県の高速交通体系のストック効果を生かす坂出北スマート I C や、貨物輸送の効率化を図る高松港国際物流ターミナル及び高松港朝日地区複合一貫輸送ターミナルの整備効果を最大限発揮するためにも、4 車線化が必要です。
- 坂出北スマート I C は、平成 29 年 7 月に、産業振興や物流の効率化の効果等が期待されるスマート I C として、新規事業化が決定したところであり、令和 6 年度の供用開始を目指しているところです。
- そのようななか、県道高松坂出線の交通量は、2 車線での最大許容交通量である 1 日あたり 9,000 台を大きく超え、平成 27 年には 15,300 台となっていることに加え、現在の 2 車線では、交通事故が発生すると通行止めとなり、迂回路もないことから 4 車線化の整備が急務となっています。
- また、今後 30 年以内の発生確率が 70~80% と切迫している南海トラフ地震などの大規模災害時において四国の復興の拠点を担う本県にとって、県道高松坂出線は、第 1 次緊急輸送路に指定されており、広域的な輸送に必要な主要幹線道路としての機能

強化が必要です。

- そのため、令和元年度から県道高松坂出線の4車線化整備に取り組んでおり、坂出北スマートICの供用開始に合わせ令和6年度の供用開始を目指し、令和3年度に坂出側からのトンネル工事に着手し、令和4年度には、もう一方の高松側からのトンネル工事に着手する予定としています。
- 以上のことから、コロナ禍においても経済成長に資する空港・港湾等のアクセス道路のより一層の整備効果発現のため、個別補助制度を活用した事業に必要な予算の確保を要望します。

③ 直轄国道整備の促進

1) 国道11号

- 国道11号は、県内を東西に貫き、徳島・愛媛両県に通じる本県の主要幹線道路であり、地域経済の活性化や、人流及び物流と地域発展の大動脈として重要な路線です。
- しかし、東讃及び西讃地域の一部区間において、慢性的な交通混雑や多くの交通事故が発生し、日常生活に大きく影響を及ぼしているほか、高速道路ICや都市・公共施設へのアクセス性が十分でないなど、人や物の交流や、経済活動面でも課題を抱えています。
- 現在、国道11号大内白鳥バイパス整備及び豊中観音寺拡幅が進められており、交通混雑の緩和や交通事故の軽減を図り、また、地域の文化・経済・産業の発展に資するとともに、今後30年以内の発生確率が70～80%と切迫している南海トラフ地震などの大規模災害時の緊急輸送路にも指定され、防災上も極めて重要な路線であることから、早期の完成が望まれています。
- 国道11号大内白鳥バイパスでは、計画区間9.2kmのうち、これまでに4.5kmの区間で暫定供用されていますが、残区間の早期開通が望まれています。また、国道11号豊中観音寺拡幅では、三豊市内の一部区間で工事を、観音寺市内では用地取得を鋭意進めているところと伺っていますが、早期の事業効果の発現のためにも、より一層の事業の進捗が望まれています。
- 以上のことから、コロナ禍においても経済成長及び地方創生に寄与する国道11号の「ストック効果」の最大化による「生産性の向上」に向け、引き続き国において整備推進をお願いします。

2) 高松環状道路（高規格道路）

- 「高松環状道路（L=約 40km）」は、平成6年に地域高規格道路の計画路線の指定を受け、そのうち、高松市檀紙町付近からサンポート高松地区付近までの約8kmが平成11年に調査区間の指定を受け、さらに、令和2年度からは「計画段階評価を進めるための調査箇所」とされたところです。

- 高松環状道路の当該区間の整備は、JR高松駅や高松港などのあるサンポート高松地区と高松西IC、さらには高規格道路高松空港連絡道路を経由し、高松空港が結ばれ、交通結節機能を強化するとともに、国道11号などの高松市中心部における交通渋滞の緩和が図られることが期待されています。

- また、平成31年3月の高松自動車道の全線4車線開通により、高規格な道路ネットワーク整備の必要性が高まっていることに加え、近年、自然災害が激甚化するとともに南海トラフ地震の発生確率が高まるなか、四国の防災拠点となる高松地方合同庁舎等が立地するサンポート高松地区と四国で唯一の空港防災拠点計画に位置付けられている高松空港が、信頼性の高い高規格道路で結ばれ、防災面からもその整備は急務であると考えています。

- 以上のことから、コロナ禍においても経済成長に資する高松環状道路の高松市檀紙町付近からサンポート高松地区付近までの区間について、今後、早期に計画段階評価の進捗が図られることを要望します。

【所管府省】国土交通省（道路局）、財務省（主計局）

【県関係課】道路課

8 地方創生に向けた社会資本の総合的な整備について (2) 高規格道路及び空港・港湾等のアクセス道路整備の推進並びに直轄国道整備の促進

提案・要望事項

所管府省

国土交通省(道路局)、財務省(主計局)

関係係課

道路課

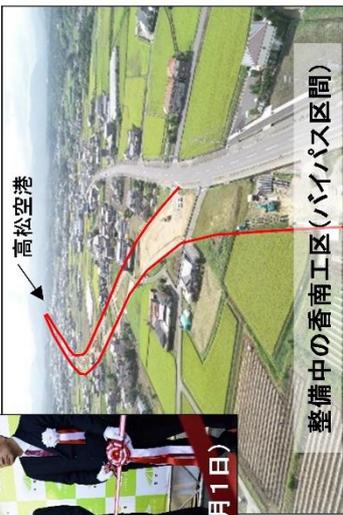
① 高規格道路整備の推進
産業や観光振興に重要な役割を担う県道円座香南線(高規格道路)道路改築事業の推進のための必要な予算を確保すること。

現状と課題

県道円座香南線(高規格道路)は、高速交通体系の整備効果を生かし、高松空港へのアクセス向上や、空港の拠点を高めるための重要な道路です。
高松空港の拠点を最大限に活用し、地域活性化に資する民間投資を後押しするためにも、平成31年3月に全線4車線化が完成した高松自動車道のインターチェンジとのアクセス性を強化する必要があります。
あることから、空港連絡道路の整備が急務となっております。



高松空港民間運営開始(平成30年4月1日)



整備中の香南線(バイパス区間)



災害時には防災拠点としての役割

期待されるストック効果

魅力ある観光地域形成のための高規格道路

【県道円座香南線(高規格道路)(事業主体:香川県)】

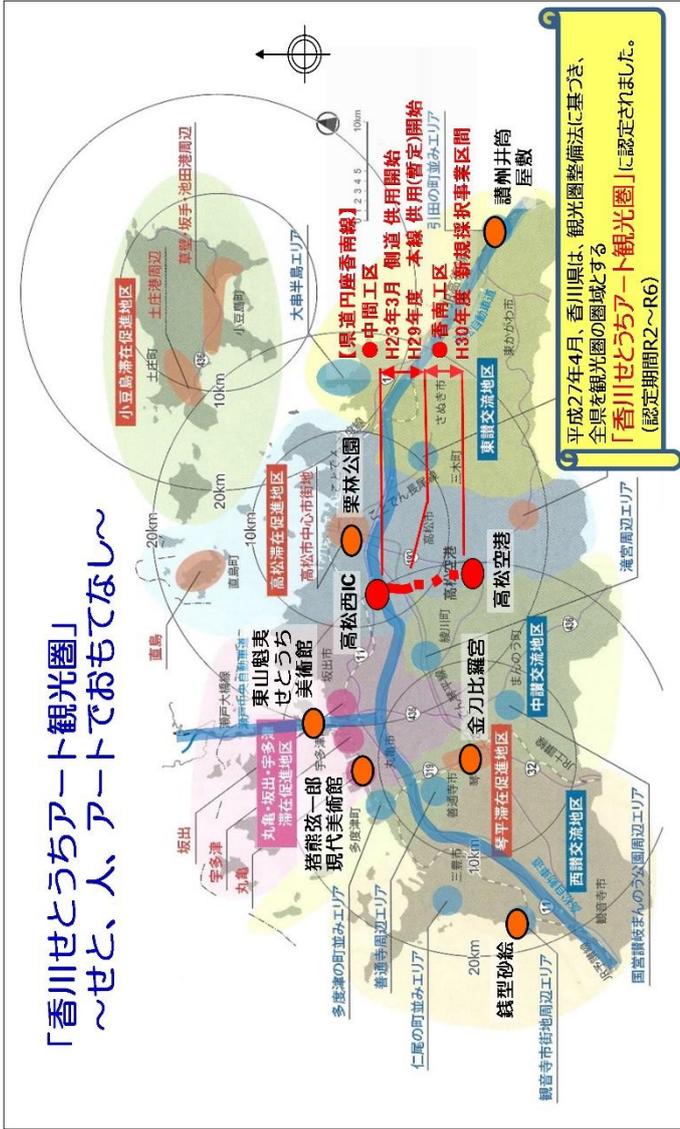
- 高松空港から県内各地へのアクセス性が向上し、観光客数が増加
- 平成29年度に中間工区の本線が供用(暫定)され、連続する香南工区を整備することにより、更なる観光客数の増加が期待され、交流人口拡大を支援
- ※高松空港利用者の増加に県道円座香南線(高規格道路)の開通が寄与しており、一層の増加を期待

県道円座香南線開通により、高松空港からのアクセス時間の短縮や定時性が向上

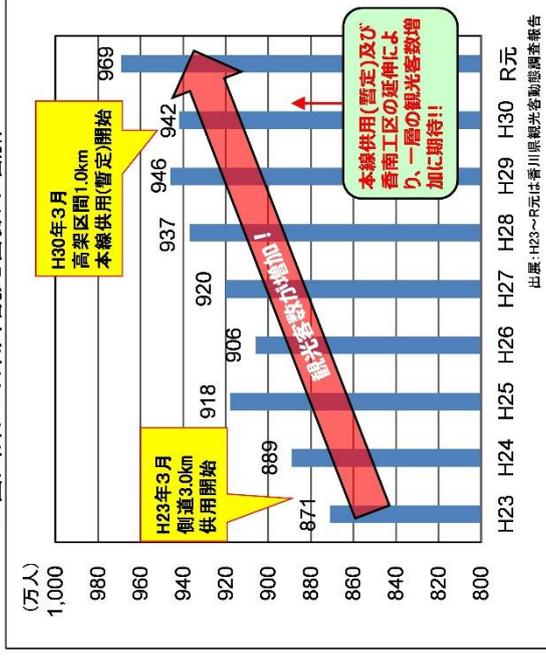
R1県外観光客の航空機利用者は
側道供用開始後 2倍以上増加

観光圏内の移動の利便性の向上により、滞在交流型観光を推進!

「香川せとうちアート観光圏」
～せと、人、アートでもてなし～



■ 香川県への県外観光客数の増加



高松空港 路線図 (R2.4.1 現在)

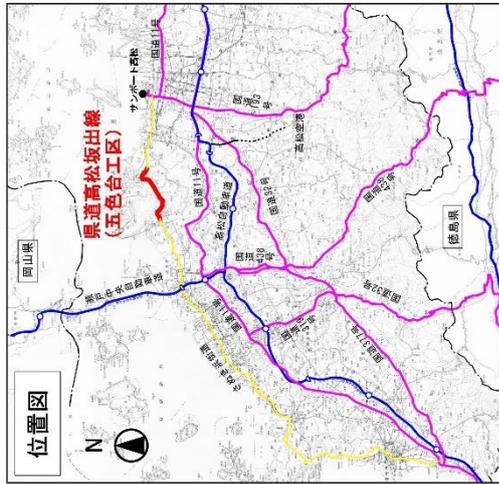
提案・要望事項

②空港・港湾等のアクセス道路整備の推進

高速交通体系のストック効果を生かしたICの整備や貨物輸送の効率化を図る港湾の整備等に合わせて行い、県道高松坂出線の4車線化のための必要予算を確保すること。

現状と課題

- ・ 県道高松坂出線は、県都高松市と香川県随一の大型工業団地「番の州臨海工業団地」を有する坂出市とを最短で結び、本県の臨海部の産業振興や物流の効率化のために大変重要な道路で、平成31年4月に国土交通大臣により重要物流道路として指定されました。
- ・ 本路線の交通量は、2車線での最大許容交通量を大きく超えており、今後坂出北ICのフル化や新県立体育館の整備などに伴い交通量の増加が見込まれることから、一層の渋滞の発生の恐れがあるほか、歩道が設置されておらず交通事故の危険性が高まる恐れがあるなど、物流の効率化や交流人口の拡大、交通安全、災害時ネットワークの確保のため、4車線化の整備が必要となっています。



②トンネル内事故状況



③死亡事故状況



①交通渋滞状況



写真：青海交差点から上り方向

期待されるストック効果

【県道高松坂出線(五色台工区)(事業主体:香川県)】

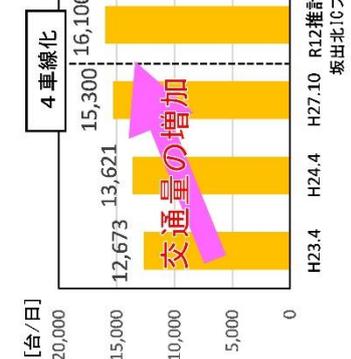


県道高松坂出線
(五色台工区)
整備区間 約7km

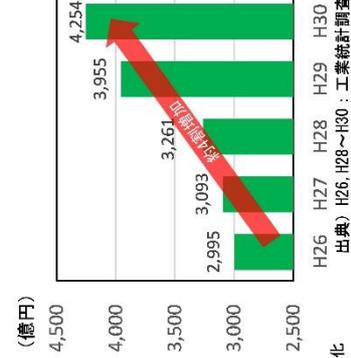
番の州臨海工業団地と高松港の
物流ルートの確保

出典:香川県総合管内図

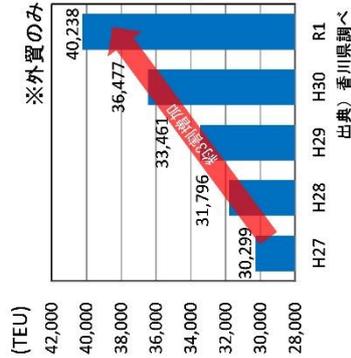
◆五色トンネルの通行台数の推移



◆坂出市の製造品出荷額等の推移



◆高松港のコンテナ取扱量の推移



県道高松坂出線の交通量は、
2車線での最大許容交通量を大きく超えており、
今後も増加する見込み

4車線化により、
交通混雑を緩和

坂出北スマートICや高松港国際物流ターミナルの
整備に合わせて、四国の物流拠点施設の進出を支援

地域経済の活性化を促進!

提案・要望事項

③直轄国道整備の促進

1)国道11号

国道11号大内白鳥バイパス、豊中観音寺拡幅など、直轄国道整備の促進のための必要な予算を確保すること。

現状と課題

- 国道11号の東讃及び西讃地域の一部区間において、慢性的な交通混雑や多くの交通事故が発生し、日常生活に大きく影響を及ぼしているほか、高速道路ICや都市・公共施設へのアクセス性が十分でないなど、人や物の交流や、経済活動面でも課題を抱えています。



国道11号 東讃地域(東かがわ市)の渋滞状況



国道11号 西讃地域(観音寺市)の渋滞状況

期待されるストック効果

■ 生産日本一の手袋産業を支援
(国道11号大内白鳥バイパス)

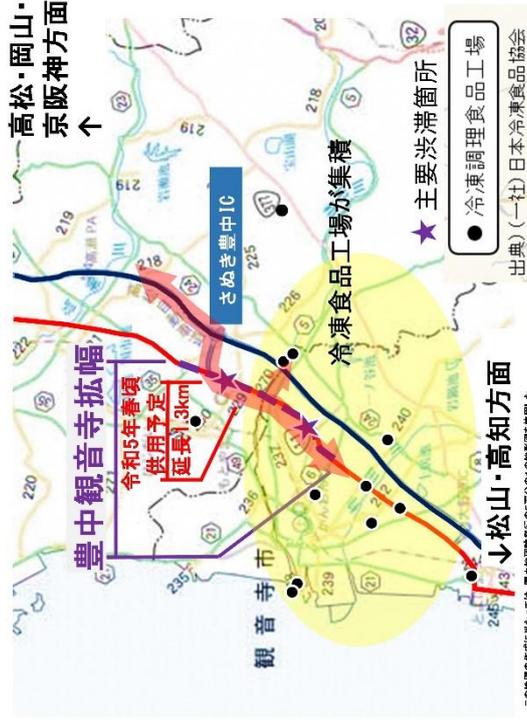
東讃地域は手袋の出荷額全国一位
そのシェアなんと96%！



白鳥大内ICとのアクセス性
向上による物流の効率化！

■ 冷凍調理食品産業を支援
(国道11号豊中観音寺拡幅)

西讃地域は、20年以上にわたり全国トップシェア
を誇る香川県の冷凍調理食品主要生産地！



さぬき豊中ICとのアクセス性
向上による物流の効率化！

渋滞対策や安全性の高い常時通行可能な道づくりにより「生産性の向上」に寄与！！

(3) 海岸堤防・河川堤防における地震・津波対策の推進

【提案・要望事項】

南海トラフを震源とする地震の被害想定を踏まえた海岸堤防や河川堤防の地震・津波対策を計画的かつ着実に推進するための必要な予算を確保すること。

【現状・課題】

- 平成 27 年 3 月、政府においては、南海トラフ地震に備え、人命救助に向けた応援部隊派遣や救援物資輸送の方針を定めた応急対策活動をまとめられました。
未曾有の広域災害に国を挙げて対処する方針が明確になり、震度 6 弱以上の揺れが予想されるなか、対策を強化する「防災対策推進地域」を有する四国 4 県を含む 10 県が、他県から重点的に警察や消防などの応援を受ける重点受援県に指定されています。
- また、令和 3 年 1 月、政府の地震調査委員会は、令和 3 年 1 月 1 日時点の東海沖から九州沖に延びる南海トラフ沿いでマグニチュード 8 ～ 9 級の地震が 30 年以内に発生する確率が、「70～80%」とこれまでと同様に高い水準の評価を発表しており、地震・津波への対策を早急に行うことが必要となっています。
- 本県は、重点受援県でありながら、四国の防災拠点としての機能が求められており、その機能を果たすにはハード対策として、津波の襲来に対する海岸堤防等を対象とした整備を進めるとともに、地震直後に海岸堤防等が崩壊し、津波が襲来する前に浸水する恐れがあることから、その対策が喫緊の課題です。
- これらの課題に対し、本県では、南海トラフを震源とする地震の被害想定を踏まえた海岸堤防や河川堤防等の地震・津波対策として、平成 27 年 3 月に「香川県 地震・津波対策海岸堤防等整備計画」を策定し、地震直後に堤防等が沈下し、甚大な被害が想定されるなど特に優先度の高い箇所について、重点的・集中的に地震・津波対策を推進しているところです。
- これまで、発災時に現地対策本部となる高松サンポート合同庁舎のある高松港など、特に優先度の高い箇所について、防災・安全交付金を活用して、計画的かつ着実に対策が進んでおり、I 期前期計画（5 年間）では、事業費 96 億円により概ね計画どおり整備が完了しています。

- 令和2年度からの後期計画（5年間）については、前期計画の実績を踏まえた計画の見直しを行ったうえで、事業費110億円の整備に取り組んでいるところです。
- 人口・資産・都市機能が集中する県都高松市では、港湾海岸事業と河川事業を一体的に整備し、早期の効果発現を図るため、令和2年度から個別補助事業として創設された事業間連携河川事業も活用し、整備を計画的かつ着実に進めているところです。
- しかし、老朽化が進行し、耐震性能の不足する海岸堤防や河川堤防等の地震・津波対策を必要とする施設はまだ多く残っており、今後、I期計画に沿った整備を完了することで、被害額の約9割（約6,620億円※）の軽減が図られることから、県民の安全・安心の確保や、四国の防災拠点としての機能を果たすためには、引き続き、計画的かつ着実に施設整備を進めることが必要です。

※ 南海トラフを震源とするL1津波に伴う被害額を、「海岸事業の費用便益分析指針(R2.4改訂)」に基づき算定した際の被害想定額約7,750億円のうち、I期区間整備による軽減額

- このため、港湾海岸、水国海岸、河川の地震津波対策については、防災・安全交付金を活用した地震津波対策に取り組むとともに、取組の加速化・深化を図ることとした「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に沿って重点的かつ集中的に推進することが重要です。
あわせて個別補助事業である「事業間連携河川事業」を活用し、近接する港湾海岸事業等と連携して整備効果の早期発現や最大化を図ることが必要です。
- 以上のことから、南海トラフを震源とする地震の被害想定を踏まえた海岸堤防や河川堤防の地震・津波対策を計画的かつ着実に実施するための必要な予算の確保を要望します。

【所管府省】国土交通省（港湾局、水管理・国土保全局）、財務省（主計局）

【県関係課】港湾課、河川砂防課、土地改良課、水産課

8 地方創生に向けた社会資本の総合的な整備について (3) 海岸堤防・河川堤防における地震・津波対策の推進

提案・要望事項

国土交通省(港湾局、水管理・国土保全局)、財務省(主計局)

県関係課

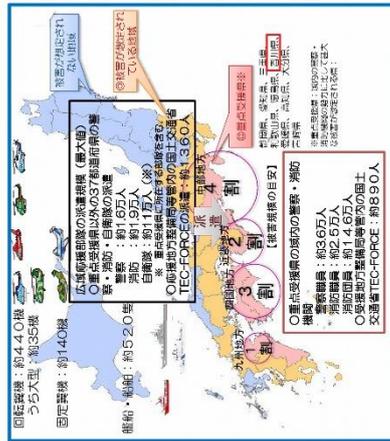
港湾課、河川砂防課、土地改良課、水産課

南海トラフを震源とする地震の被害想定を踏まえた海岸堤防や河川堤防の地震・津波対策を計画的かつ着実に推進するための必要な予算を確保すること。

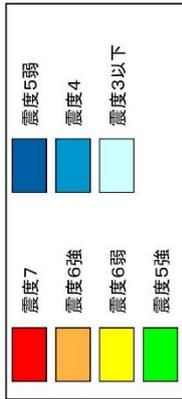
現状と課題

南海トラフ地震における香川県は、
重点受援県

香川県の震度分布図 【南海トラフの最大クラスの地震(L2)】



【出典：南海トラフ地震における具体的な
応急対応活動に関する計画(概要)(内閣府)】



地震直後の被害想定
(春日川(高松市木太町))



地震直後の被害想定(高松港(高松市玉藻町))



「香川県地震・津波被害想定報告書」を加工して作成

香川県の役割

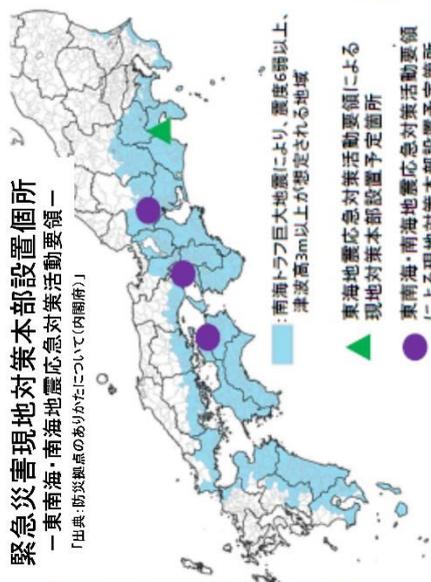
◇ **四国の防災拠点**としての機能を果たす

香川県は、南海トラフ地震における**重点受援県**であるが、**国の現地对策本部**が設置される**高松サンプорт合同庁舎**をはじめ、防災拠点空港としての高松空港、陸上自衛隊第14旅団などが存在することから、四国の防災拠点としての機能が求められる。このため、国や四国の他の3県とも十分に連携・協力を図ることが求められている。

緊急災害現地对策本部設置箇所

一 東南海・南海地震応急対策活動要領一

「出典：防災細原のありかたについて（内閣府）」



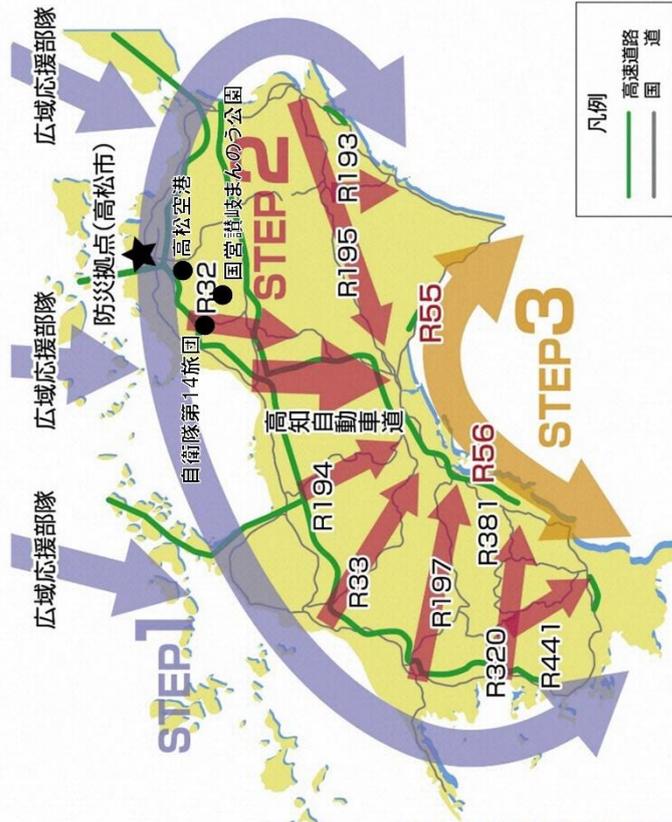
国の現地对策本部がおかれる
高松サンプорт合同庁舎



国営まんのう公園＝陸上自衛隊の災害派遣活動拠点



高松空港＝防災拠点空港としての機能維持

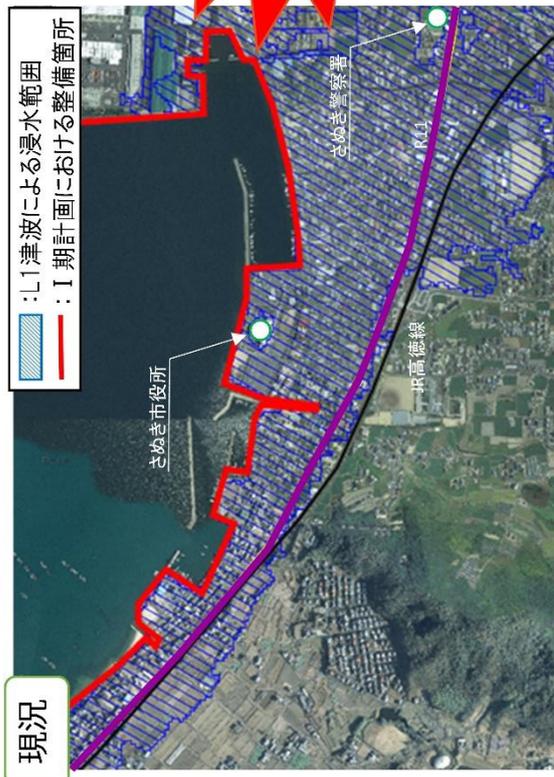


「香川県国土強靱化地域計画」を加工して作成

事業の整備効果と実施状況(事例②)

I期計画の整備効果予測【さぬき市】

志度港海岸のある志度湾は、県内でも最も津波が来襲することが想定されており、背後に復旧拠点となる市役所庁舎や災害時の1次緊急輸送路を有していることから、早急な地震・津波対策が必要である。



市街地部分の
浸水面積が
大幅に減少

整備事例

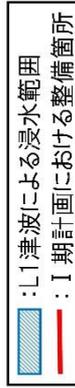


事業の整備効果と実施状況(事例③)

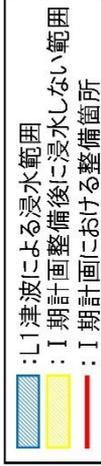
I期計画の整備効果予測【観音寺市】

西讃地区の観音寺港海岸は、特に大きな被害が発生することが予想されており、背後に復旧拠点となる市役所庁舎や災害時の1次緊急輸送路を有していることから、早急な地震・津波対策が必要である。

現況



I期計画整備後



市街地部分の
浸水面積が
大幅に減少

整備事例

観音寺港(琴浪地区)



観音寺港(琴浪地区)



一の谷川



(4) 港湾事業の推進

【提案・要望事項】

- ① 輸送コスト削減による生産性の向上や、大規模地震災害時の復旧拠点の確保のため、「高松港国際物流ターミナル」の早期整備に必要な予算を確保すること。
- ② 高松・小豆島・神戸間のフェリー貨物の増加に伴う船舶の大型化と大規模地震発生時の緊急物資輸送機能を確保するため、令和2年度に新規採択された「高松港複合一貫輸送ターミナル」の早期整備に必要な予算を確保すること。
- ③ 離島の振興を支える港湾機能の充実を図るため、必要な予算を確保すること。
- ④ 港湾施設の長寿命化事業を計画的かつ着実に推進するため、防災・安全交付金の必要な予算を確保すること。

【現状・課題】

① 高松港国際物流ターミナルの早期整備

- 高松港国際物流ターミナルは、船舶の大型化に伴う輸送コスト削減による生産性の向上や、大規模地震時の復旧拠点の確保を図るため、早期整備が必要です。
- そのうち、現在、暫定供用している耐震強化岸壁（－12m）では、令和元年5月にクレーンメーカーの(株)タダノがアメリカ向けにクレーンを輸出するため世界最大級の自動車専用船を係留させるなど、本県の物流に大きく寄与しています。近年、船舶の大型化が進むなか、高松港で初めてとなる3万トン級の大型貨物船の満載入港が可能となるよう、令和6年度の本格供用開始に向けて、直轄事業で実施している航路浚渫（－12m）の早期整備が必要です。
- 県事業では、令和2年度までに重要港湾改修事業による臨港道路の整備、埋築事業による港湾関連用地とふ頭用地の整備が完成するとともに、コンテナターミナルにおいては、ヤード拡張のための用地取得を終え、令和5年度中にコンテナターミナルを拡張する予定です。また、港湾関連用地7.9haのうち、3.7haについては企業の立地が決定し、令和5年度に、物流センターが稼働する計画です。さらに、2.5haについても令和3年度に分譲を開始する予定であり、県の経済活性化のために高松港国際物流ターミナルの全面供用開始が強く求められています。

- また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うフェリー等の減便や外出控えの影響で、高松港においても乗降人員は大きく減少していますが、国内外の取扱貨物量の減少幅は非常に小さくサプライチェーンの一部として高松港が重要な役割を担っているところです。
- 以上のことから、「高松港国際物流ターミナル」の早期整備のために、必要な予算の確保を要望します。

② 高松港複合一貫輸送ターミナルの早期整備

- 高松港は本州や島しょ部を結ぶ多くの航路が開設されフェリー輸送の拠点として機能しており、中距離航路として、高松～小豆島（坂手港）～神戸間でフェリーが就航しています。
- 当該航路では、フェリー貨物の増加に伴う貨物の積み残しが顕在化していることから、フェリー事業者において新造船の就航による船舶の大型化を令和4年度に予定しており、船舶の大型化に対応した係留施設等の早期整備が必要です。
- また、高松港にはフェリー輸送に対応した耐震強化岸壁が整備されていないことから、大規模地震時の緊急物資輸送機能を十分に確保できないという課題を抱えており、早期整備が必要です。
- 以上のことから、令和2年度に新規採択された直轄事業の「高松港複合一貫輸送ターミナル」の早期整備のために、必要な予算の確保を要望します。

③ 離島の振興を支える港湾機能の充実に必要な予算の確保

- 高松～小豆島（坂手港）～神戸航路の寄港地である坂手港は、小豆島と関西圏を結ぶ航路として、離島の人流と物流を支える重要な役割を担っています。
- 坂手港では、高松港でのターミナル整備と連携しながら、船舶の大型化に対応した岸壁改良を進めており、新造船の就航スケジュールに合わせた早期整備が必要です。
- また、瀬戸内国際芸術祭を契機に、国内外から多くの観光客が訪れ、平成25年から令和元年の乗降人員は、瀬戸内国際芸術祭の開催前である10年前の約2倍に増加するなど、交流人口の増加や小豆島の重要な産業である観光を支えており、離島の賑わいづくりに大きく貢献しています。

- そのようななか、新型コロナウイルス感染症の影響で、小豆島を訪れる観光客は、大きく減少している状況にありますが、コロナの収束を見据え、観光客の飛躍的な回復に向けた港湾施設の機能強化や地元町による周辺整備が必要となっています。
- 加えて、神戸市、小豆島町、フェリー事業者においては、災害時に負傷者等をフェリーで被災地外に搬送する「災害時支援船」を導入する計画が進められており、本航路の重要性が増しています。
- 以上のことから、離島における人流と物流を支え、交流人口の増加や離島経済の活性化を図るため、個別補助制度を活用した事業に必要な予算の確保を要望します。

④ 港湾施設の長寿命化事業

- 高度経済成長期に整備した港湾施設の老朽化が進むなか、本県においても、建設後50年を経過した施設が、現在の約50%から20年後には約80%と急速に増加する状況であり、一部の施設においては、施設の損傷により利用を制限するなど港湾活動に支障を来している状況です。
- 老朽化・陳腐化が進んだ港湾施設は、地震や風浪による破損や倒壊の恐れがありますが、小規模な港湾では代替施設がなく、既存施設を最大限利用することが必要です。
- 以上のことから、将来を見据えた戦略的な港湾施設の老朽化対策を計画的かつ着実に推進するためには、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に最優先で取り組むなど、予防保全型のインフラメンテナンスを着実に推進することが重要であり、そのためには、防災・安全交付金の必要な予算の確保を要望します。

【所管府省】国土交通省（港湾局）、財務省（主計局）

【県関係課】港湾課

8 地方創生に向けた社会資本の総合的な整備について (4) 港湾事業の推進

提案・要望事項

所管府省

国土交通省(港湾局)、財務省(主計局)

県関係課

港湾課

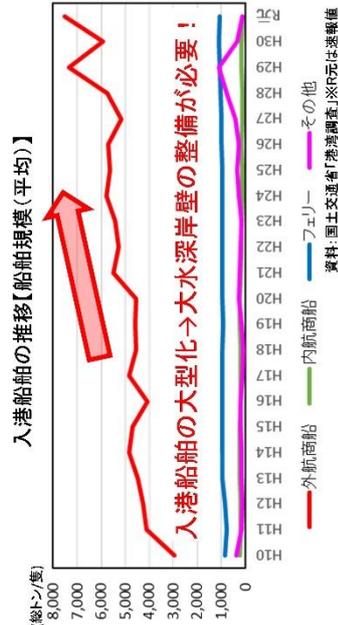
- ① 輸送コスト削減による生産性の向上や、大規模地震災害時の復旧拠点の確保のため、「高松港国際物流ターミナル」の早期整備に必要な予算を確保すること。
- ② 高松・小豆島・神戸航路間のフェリー・貨物の増加に伴う船舶の大型化と大規模地震発生時の緊急物資輸送機能を確保するため、令和2年度に新規採択された「高松港複合一貫輸送ターミナル」の早期整備に必要な予算を確保すること。
- ③ 離島の振興を支える港湾機能の充実を図るため、必要な予算を確保すること。
- ④ 港湾施設の長寿命化事業を計画的かつ着実に推進するため、防災・安全交付金の必要な予算を確保すること。

① 高松港国際物流ターミナルの早期整備

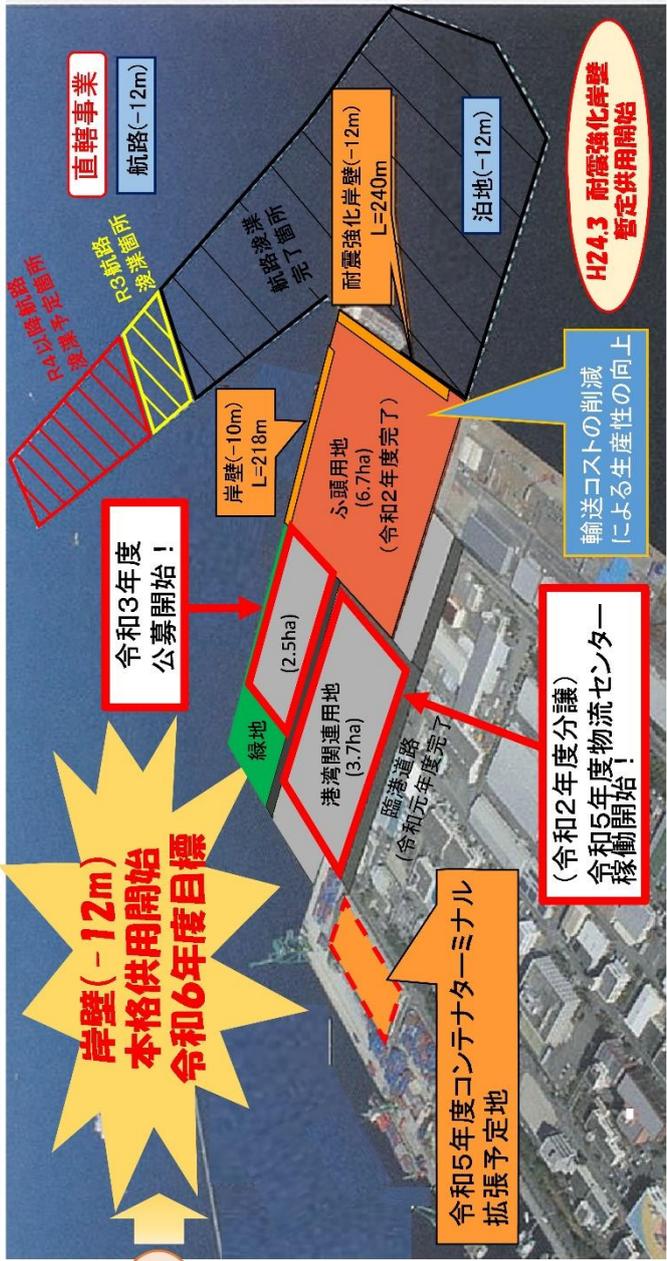
世界最大規模の自動車専用船に船積される大型クレーン
令和元年5月



航路深漂の
早期完了



■ 輸送コスト削減による生産性の向上や、大規模地震災害時の復旧拠点の確保を図る。

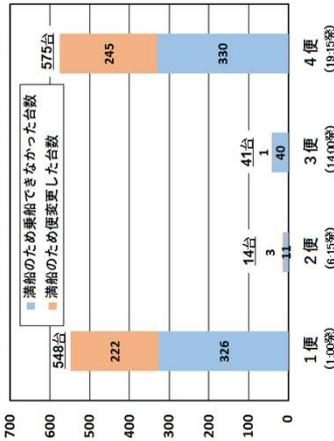


② 高松港複合一貫輸送ターミナルの早期整備

ジャンボフェリーの現状

- 高松～小豆島(坂手港)～神戸間にフェリー航路が就航
 - 四国をはじめ全国各地の企業が利用する広域的な物流拠点となっている。
- ### 課題
- フェリー貨物の増加に伴う積み残しが発生し、令和4年度にフェリーの大型化を予定
 - トラックドライバー不足により、シャーシ貨物がさらに増加

(台) フェリー貨物の積み残し状況 (平成30年)



※フェリー事業者へのヒアリングを基に四国地方整備局にて作成

整備効果

- トラックの積載台数が増加するなど、物流の効率化・輸送コストの削減が図られ、経済活動の活性化が期待される。
- 大規模地震発生時の緊急物資輸送機能を確保し、復旧活動を支える。

高松港複合一貫輸送ターミナル整備事業の早期整備のために、必要な予算を確保すること。

事業概要

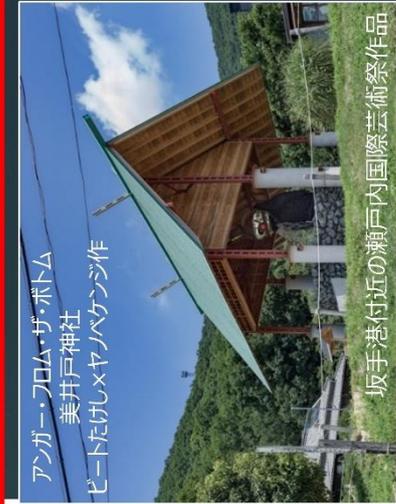


トラックドライバー需給の将来予測

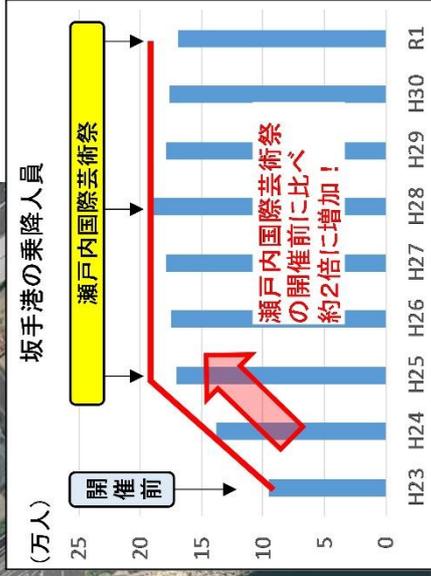
| | 2017年度 | 2020年度 | 2025年度 | 2028年度 |
|-----|------------|------------|------------|------------|
| 需要量 | 1,090,701人 | 1,127,246人 | 1,154,004人 | 1,174,508人 |
| 供給量 | 987,458人 | 983,188人 | 945,568人 | 896,436人 |
| 過不足 | ▲103,243人 | ▲144,058人 | ▲208,436人 | ▲278,072人 |

資料：(公社)輸送物協会の平成30年度 本部委員会報告書

③ 離島の振興を支える港湾機能の充実に必要な予算の確保



小豆島町が観光拠点施設整備を計画
令和2年度 施設配置計画検討
令和3年度 実施設計
令和4年度～ 整備



ドルフィン増設等

岸壁増深

船舶の大型化に対応するため、岸壁改良の早期整備が必要



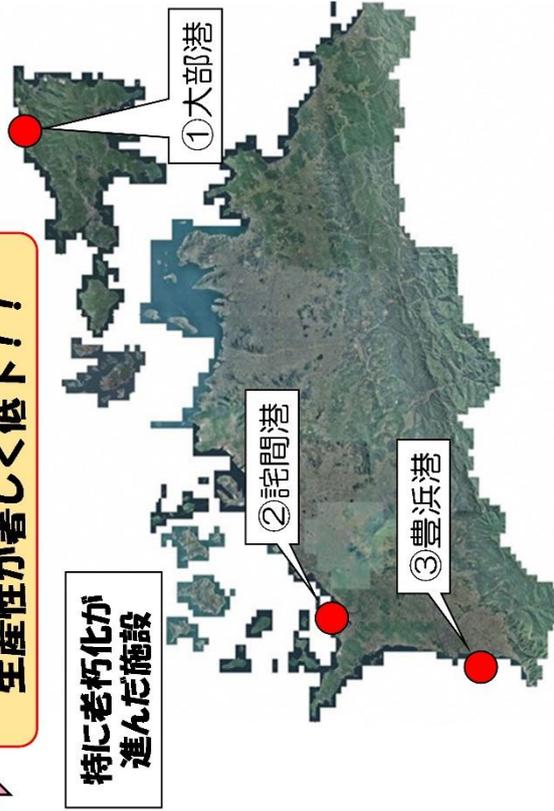
- 坂手港は、小豆島の東の玄関であり、壺井栄の小説「二十四の瞳」の舞台として知られる岬の分教場のある田浦半島の基部に位置しており、瀬戸内国際芸術祭を契機として、国内のみならず、海外からも多くの観光客が訪れています。
- 高松～小豆島（坂手港）～神戸航路では、フェリー・貨物の増加に伴う新造船の就航が令和4年度に予定されており、寄港地である坂手港においても、船舶の大型化に伴う岸壁改良の早期整備が必要です。

離島における人流と物流を支え、交流人口の増加や離島経済の活性化を図るため、港湾機能の充実に必要な予算を確保すること。

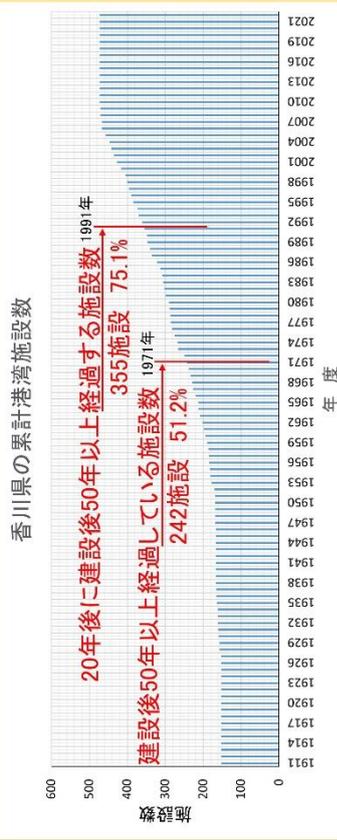
④ 港湾施設の長寿命化事業

老朽化が著しく進行しており、このまま老朽化が進行すれば、利用制限が必要となる危険な状況

利用が制限されると、生産性が著しく低下!!



県内473施設のうち、建設後50年以上経過している施設の割合
約50% (現在) ↑ 約80% (20年後)



改良を必要とする施設が年々増加しており、長寿命化対策のための予算確保が必要

計画的かつ効率的な修繕を進めるために平準化した
必要な予算は年間4億円!
「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」
による必要な予算の確保が不可欠です!

①大部港(大部地区) 物揚場-3.0m



重点配分

床版が剥離・鉄筋露出し、落下の恐れがあるため、利用制限を行っている

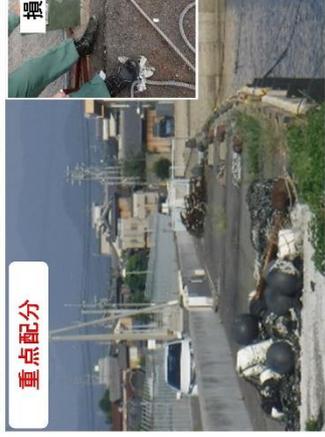
②詫間港コンテナターミナル



重点配分

舗装の老朽化により、荷役に支障をきたしている

③豊浜港(姫浜地区) 物揚場-3.0m



重点配分

物揚場の前面が大きく孕み出し、倒壊の恐れがあるため、利用制限をおこなっている

(5) 風水害等の大規模災害対策の推進

【提案・要望事項】

風水害や土砂災害に対し、県民の安全・安心を確保し、強くしなやかな県土づくりを行うため、防災・安全交付金及び個別補助制度を活用した公共事業に必要な予算を確保すること。

特に、激甚化する水害や土砂災害への対策について、取組の加速化・深化を図るとした「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に必要な予算を重点的・集中的に確保すること。

【現状・課題】

- 近年は、気候変動の影響により、気象災害が激甚化・頻発化する傾向にあり、令和元年東日本台風や平成30年7月豪雨など、数十年に一度と言われる大規模災害が毎年のように発生しており、昨年も令和2年7月豪雨により浸水被害や土砂災害が発生し、多くの方が犠牲になっています。
- 本県でも、平成29年には、台風第18号により、三豊市において1名の方が土砂災害の犠牲となり、多度津町など5市6町では400戸を超える浸水被害が発生したほか、平成30年には、7月豪雨をはじめ、台風第21号、台風第24号等により、過去10年間で最大件数となる57件の土砂災害が発生しています。
- このようななか、本県では、防災・安全交付金を活用した河川改修や砂防施設の整備などのハード対策を進めるとともに、近年では、危機管理型水位計の設置やダムの前放流などのソフト対策にも取り組んでいます。
- また、これまで個別補助制度を活用して整備を進めてきたダム事業に加え、近年の災害を踏まえ、防災・減災対策等のうち全国的に優先的に取り組むべき事業として個別補助制度が創設された、河川・砂防の大規模特定事業や事業間連携事業に計画的・集中的に取り組んでいます。
- このうち、ダム事業については、治水・利水の両面で極めて重要な事業として整備中である椋川ダム（香東川総合開発事業）において、令和3年3月に試験湛水を開始し、7月には竣功式を予定しているなど、令和3年度の完了に向けて事業は最終段階となっ

ており、それに続く長柄ダム再開発事業、五名ダム再開発事業についても、防災・減災対策に寄与する事業として推進していく必要があります。

- 一方、大規模自然災害等から県民の生命と財産を守るための防災・減災対策に取り組むとともに、平成30年度補正予算から、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」として取り組んだことにより、河道内の樹木伐採や掘削による氾濫危険性の解消など、県内の重要インフラの機能強化を図ることができました。
- 現在は、こうした取組のより一層の加速化・深化を図るため、令和2年度補正予算により、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に沿って、河川管理施設・砂防設備の老朽化対策、また、流域治水対策の一環として、河川・砂防等における事前防災対策や小規模河川の氾濫推定図作成等に、重点的かつ集中的に取り組んでいます。
- しかし、県内には、未整備の河川や土砂災害危険箇所等が多く存在していることから、近年の激甚化する水害や土砂災害などに対する防災・減災対策は十分とは言えず、引き続き対応していく必要があります。
- 以上のことから、今後も強くしなやかな県土づくりを進めていくために、防災・安全交付金及び個別補助制度を活用した公共事業に必要な予算の安定的・持続的な確保を要望します。特に、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に執行するために、必要な予算の重点的・集中的な確保を要望します。

【所管府省】国土交通省（水管理・国土保全局）、財務省（主計局）

【県関係課】河川砂防課

8 地方創生に向けた社会資本の総合的な整備について

(5) 風水害等の大規模災害対策の推進

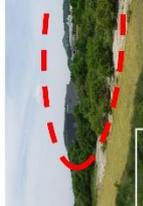
所管府省 国土交通省(水管理・国土保全局)、財務省(主計局) 県関係課 河川砂防課

提案・要望事項

風水害や土砂災害への対策として、災害予防事業等の推進を図ること。

流域治水対策を加速化するため「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を重点的・集中的に推進する。
気候変動に伴い激甚化・頻発化する災害への対応等のため創設された個別補助制度を活用する。

◆ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の推進
県内を7つのブロックに分け、「流域治水プロジェクト」を策定し、計画的かつ着実に実施



①香東川(樹木伐採・河道掘削)

危険管理型水位計等の設置

- 浸水の危険性が高い箇所に危険管理型水位計 19基
- 簡易型河川監視カメラ 5基 (R2補正～R3)

- 水害リスク情報空白地帯解消
- 小規模河川の氾濫推定図作成・公表に着手 (R3～)

②桜川(流域治水プロジェクト)
市街地、県道が冠水



H29年9月台風18号(多度津町)

⑤古川 大規模特定河川事業(新規)



JR高徳線が冠水

H23台風15号浸水被害(東かがわ市)

⑥高瀬川 大規模特定河川事業(新規)



県道・家屋が冠水

H16台風23号浸水被害(三豊市)

⑦一の谷川 大規模特定河川事業



家屋浸水

H23 台風2号浸水被害(観音寺市)

⑧綾川 大規模特定河川事業



家屋損壊

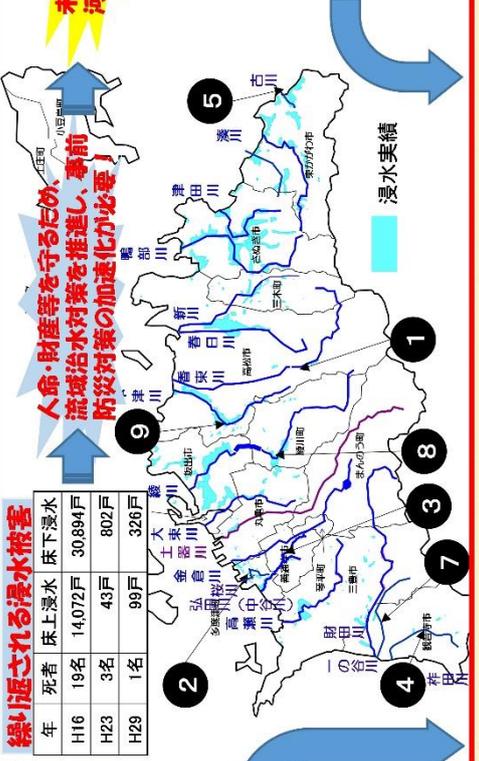
H16 台風23号浸水被害(綾川町)

⑨本津川 大規模特定河川事業



家屋浸水

H16 台風23号洪水被害(高松市)



◆人命・財産等を守るため、流域治水対策を推進し、事前防災対策の加速化が必要！

③中谷川(流域治水プロジェクト)
市街地、県道が冠水
H22年8月豪雨浸水被害(普通寺市)

④杵田川(樹木伐採・河道掘削)

⑤古川

⑥高瀬川

⑦一の谷川

⑧綾川

⑨本津川

◆個別補助事業の活用 2河川を「大規模特定河川事業」にR3新規採択
氾濫防止対策が必要な区間の重点的な整備

①香東川

②桜川

③中谷川

④杵田川

⑤古川

⑥高瀬川

⑦一の谷川

⑧綾川

⑨本津川



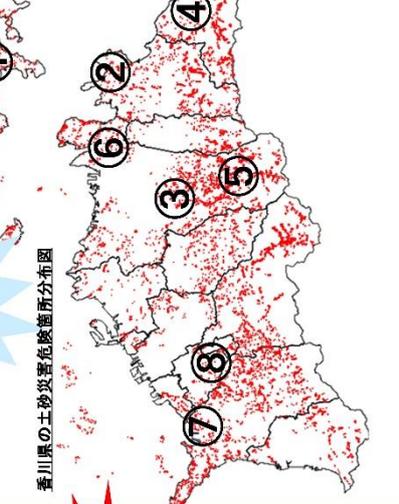
香川県の土砂災害危険箇所 施設整備状況 (R3.3末時点)

| 事業区分 | 必要数 | 整備済 | 整備率 |
|------|-------|-----|-------|
| 砂防 | 1,592 | 422 | 26.5% |
| 地すべり | 117 | 12 | 10.3% |
| 急傾斜 | 633 | 233 | 36.8% |
| 合計 | 2,342 | 667 | 28.5% |

整備率は…30%未満！

早急な土砂・流木対策が必要！

令和2年度第3次補正予算以降についても、「5か年加速化対策」による必要な予算の確保が不可欠



個別補助事業の活用 R3は新たに4箇所で開催補助の「事業間連携砂防等事業」を実施。土砂災害対策が必要な箇所の重点的な整備に着手

事業間連携(砂防・道路)

R3新規で4箇所の個別補助事業化

⑤ 浦防屯所

⑦ 三豊市三野町(宮の尾川事業間連携砂防)(新規)

⑧ 善通寺市大瀬町(岩崎川事業間連携砂防)(継続)



ダム再開発等

● 異常豪雨の頻発化に備えたダム再開発等の大規模インフラ整備
及びダムの事前放流等のソフト対策の推進

◆ 栂川ダム(香東川総合開発事業)完成へ

香東川水系栂川(高松市)において、「洪水調節」「流水の正常な機能維持」「新規の水道用水」及び「異常渇水時の緊急水補給」を目的として建設しており、令和3年3月に試験湛水を開始、7月には竣功式を予定、令和3年度の完了を目指し事業を推進中。



栂川ダム(試験湛水中)

◆ 長柄ダム再開発事業の推進

綾川水系綾川(綾歌郡綾川町)の既設ダムの高上げ



渇水状況

H6渇水状況(既設長柄ダム)



洪水被害状況

H16台風23号 被災状況(長柄ダム下流)

◆ 五名ダム再開発事業の推進

漢川水系漢川(東かがわ市)の既設ダム下流へ新たなダムの建設



渇水状況

H6瀬枯れ状況(五名ダム下流)



洪水被害状況

床下浸水116棟
床上浸水44棟
全半壊4棟

H16台風23号 被災状況(五名ダム下流)

長柄ダム建設箇所



五名ダム建設箇所



● 事前放流の運用を開始(令和2年7月)

令和2年7月から建設中の栂川ダムを、除く県土木部管理の15ダムにおいて、令和2年9月から利水専用の府中ダムにおいて、事前放流の運用を開始



香川県ダム位置図

治水機能を持つダム
事前放流運用開始
試験湛水中
事前放流運用開始
利水専用ダム

栂川ダム再開発

長柄ダム再開発

五名ダム建設

五名ダム再開発

(6) 交通安全対策及び道路施設の老朽化対策の推進

【提案・要望事項】

① 交通事故抑止対策の推進

安全で円滑な道路環境の整備を迅速かつ強力に推進するために防災・安全交付金及び個別補助制度を活用した事業に必要な予算の確保を行うこと。

② 道路施設の老朽化対策の推進

道路施設（橋梁・トンネル・舗装等）が将来にわたり、その機能を発揮できるよう老朽化対策を推進するための必要な予算を確保すること。

【現状・課題】

① 交通事故抑止対策の推進

○ 本県における人口 10 万人当たりの交通事故死者数は、平成 23 年、平成 24 年と 2 年連続で全国ワースト 1 位となったことから、平成 25 年度から「交差点のカラー舗装化」等の即効性の高い交通安全対策とともに、交通死亡事故の発生を確実に減少させるために、通学路や未就学児の移動経路での歩道や自転車の通行帯の整備を実施してきました。

○ 近年、交通死傷事故件数は減少傾向にあるものの、人口 10 万人あたりの交通事故死者数は恒常的にワースト上位となっており、特に令和 2 年は、平成 24 年以来再び全国ワースト 1 位という危機的な状況となっています。

○ 本県では、交通事故死者数の半数以上を歩行者や自転車が占め、また、交通事故死者数の 7 割以上が高齢者となっています。高齢者の死亡事故の 6 割以上が歩行中や自転車乗車中であり、歩道や横断防止柵、転落防止柵が整備されていないところで多発していることから、交通死亡事故を減少させるためには、これらの事故の防止対策を早期に実施していく必要があります。

特に、近年、道路脇の用水路等への転落による死亡事故が多発していることから、転落事故対策を喫緊の課題と考え、令和 3 年 3 月に「香川県用水路等転落事故防止対策ガイドライン」を策定し、令和 3 年度からガイドラインに沿った対策を実施していくこととしています。

○ また、幹線道路の渋滞により、通過交通が生活道路に流入し、生活空間の安全を悪

化させ、交通事故の増加要因となっているため、幹線道路の渋滞対策に資する交差点の改良や拡幅整備などを推進し、幹線道路の機能強化を図る必要があります。

- このことから、本県では幹線道路の機能強化に鋭意取り組んでいるなか、令和2年度に個別補助制度として創設された交通安全対策補助制度（地区内連携）として、令和2年度に観音寺市柞田地区、令和3年度に土庄町湊崎地区が新規採択され、大幅な進捗が図られる見通しとなっています。
- しかし、本県では71箇所交通安全事業を行っており、令和3年度に8箇所の整備完了を予定していますが、残る63箇所においても早期に整備をしていく必要があります。
- 以上のことから、安全で円滑な道路環境の整備を迅速かつ強力で推進するために防災・安全交付金及び個別補助制度を活用した事業に必要な予算の確保を要望します。

② 道路施設の老朽化対策の推進

- 高度経済成長期に建設された道路施設の老朽化が進行しており、20年後には、建設後50年を経過した橋梁の割合が8割を超える状況が見込まれることから、将来にわたりその機能を発揮できるよう、計画的かつ効率的な老朽化対策を推進することが、県民の安全・安心の確保のため喫緊の課題となっています。
- そのため本県では、平成26年度から平成30年度の5か年で、法定点検の対象となる県管理施設1,630施設を近接目視により点検した結果、208施設が早期（次期点検までの5年以内）に措置を講ずべき状態であることが判明しました。
- このことから、防災・安全交付金や、令和2年度に個別補助制度として創設された道路メンテナンス事業補助制度を活用し、令和元年度末までに32施設、令和2年度に34施設の合計で66施設の老朽化対策を完了することができました。
- また、令和3年度も道路メンテナンス事業補助制度を活用し、令和3年度中にはさらに92施設の老朽化対策が完了できる見通しで、早期に対策の必要な208施設のうち158施設の老朽化対策を完了できる見通しです。
- しかし、残る50施設の老朽化対策が未完了であることから、これらの施設についても早急に対策を講じるとともに、長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ効率的な対策を実施し、道路施設の機能を確実に保全していく必要があります。

- さらには、法定点検対象外である舗装・法面等の道路施設においても老朽化が進行していることから、橋梁等の法定点検対象の道路施設とともに老朽化対策に取り組み、道路施設の強靱化を加速させる必要があります。

- 以上のことから、今後も地域経済や県民生活を支え、強靱な県土づくりを地域の実情に応じて進めていくためには、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に最優先で取り組むなど、道路施設の老朽化対策を計画的かつ着実に推進することが重要であり、そのため、防災・安全交付金及び個別補助制度を活用した事業に必要な予算の確保を要望します。

【所管府省】国土交通省（道路局）、財務省（主計局）

【県関係課】道路課

8 地方創生に向けた社会資本の総合的な整備について (6) 交通安全対策及び道路施設の老朽化対策の推進

提案・要望事項

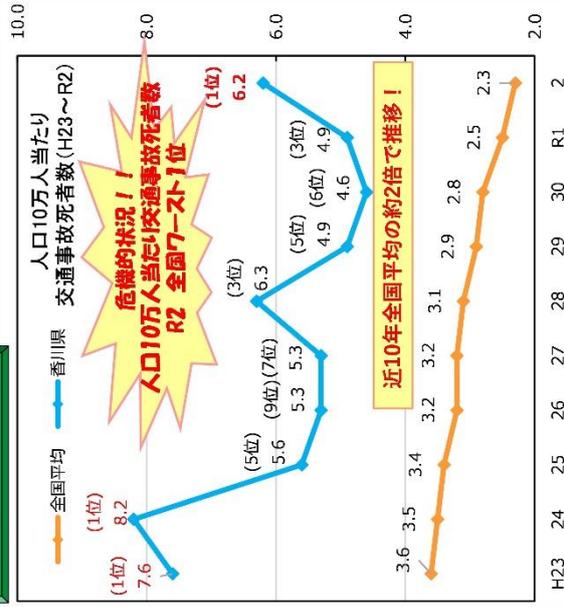
① 交通事故抑止対策の推進

安全で円滑な道路環境の整備を迅速かつ強力に推進するために防災・安全交付金及び個別補助制度を活用した事業に必要な予算の確保を行うこと。

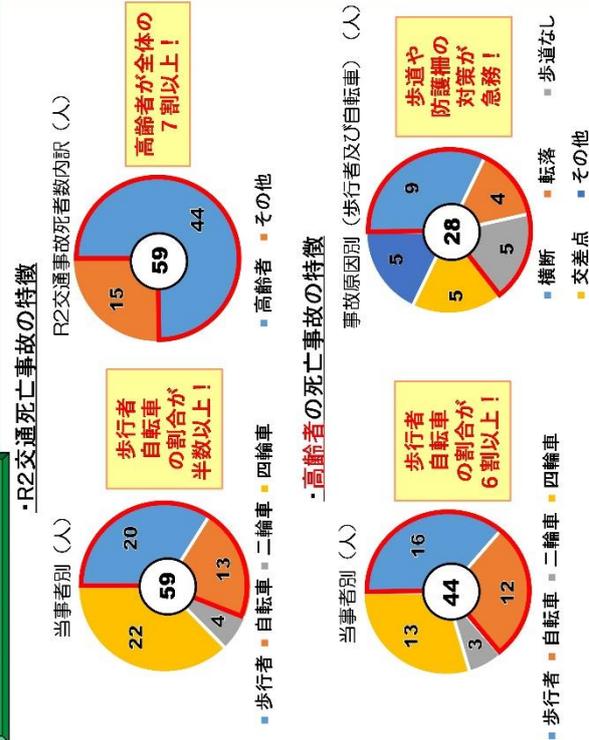
現状と課題

- ・ 県内の交通事故については、人口10万人当たりの交通事故死者数が、恒常的に全国ワースト上位(令和2年はワースト1位)であり、危機的な状況である。
- ・ これまでも、「交差点のカラー舗装化」等の即効性の高い対策とともに、通学路や未就学児の移動経路での歩道や自転車の通行帯の整備を進めてきた。
- ・ 交通死傷事故の件数は減少しているものの、死者数は依然と高水準で推移し、歩行者や自転車が半数以上を占めるとともに、高齢者が7割以上を占める。
- ・ 高齢者の死亡事故は、歩道や横断防止柵、転落防止柵が整備されていないところが多発していることから、これらの事故への対策が急務となっている。

交通事故の推移



交通事故死者数



これまでの歩道整備等の取組

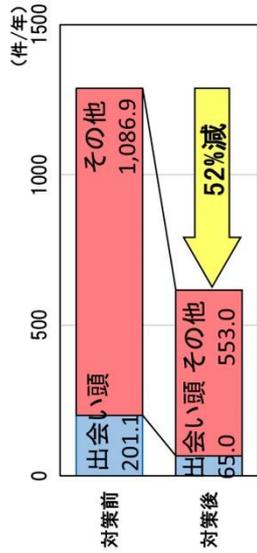
県道歸来本山停車場線 (香川県三豊市)



緊急交通安全対策の取り組み

○交通安全施設等の整備

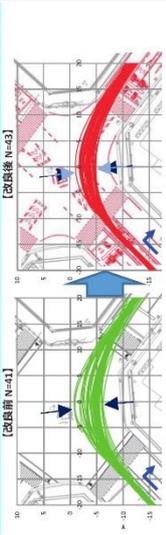
- 出会い頭事故など事故類型を分析し、交差点のカラー化・路面標示
- 自転車と自動車や歩行者を分離する自転車走行指導帯のモデル的整備
- 停止線間の距離が大きい交差点で、交差点コンパクト化のモデル的整備



① 事故抑止対策による事故減少効果 (N=434)

自転車と車が分離され
安全な走行空間が形成

整備した路線では
自転車事故が減少!



右折車両の軌跡のばらつきが小さくなり、
事故発生の潜在可能性が減少!

安全で円滑な道路環境の整備

通学路等における
自転車歩行者道の整備



交通事故死者数の半数を占める、
歩行者、自転車利用者の安全を確保

渋滞対策に資する
幹線道路整備・交差点改良

提案・要望事項

②道路施設の老朽化対策の推進

道路施設(橋梁・トンネル・舗装等)が将来にわたり、その機能を発揮できるよう老朽化対策を推進するための必要な予算を確保すること。

現状と課題

- ・ 建設後50年を経過した橋梁の割合は、20年後（令和24年）には53%から85%に激増
- ・ 平成26年度～平成30年度の法定点検の結果、Ⅲ判定（早期に措置を講ずべき状態）の施設は208施設（橋梁184橋、トンネル7本、道路附属物17基）
- ・ 橋梁等の点検データから策定した長寿命化修繕計画に基づき、予防保全の考え方を導入し、計画的かつ効率的な修繕を推進
- ・ 法定点検対象外の舗装や法面等の道路施設についても老朽化が進行しているため、路面性状調査等を活用し、計画的な修繕が必要

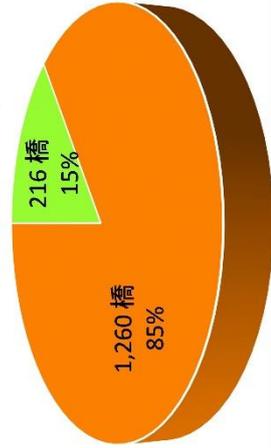
老朽化の状況

【現在（令和4年）】



道路橋の約80%が
建設後50年経過

【20年後（令和24年）】



■ 建設後50年未満
■ 建設後50年以上

老朽化対策

Ⅲ判定と診断された橋梁を早期に修繕

国道438号（犬の馬場橋）（緊急輸送道路）



全景

令和4年度実施



支承の腐食



下部工の鉄筋露出



この地図の著作権は、国土交通省国土院にあり、国土地理院が提供しています。地図の表示には、国土地理院の許可が必要です。この地図は、国土地理院の「国土地理院の地図データ」に基づいて作成されています。国土地理院の地図データは、国土地理院の「国土地理院の地図データ」に基づいて作成されています。

法定点検対象外の道路施設の取組み

舗装の取組み

大型車の交通量の変化に合わせ、舗装構成を見直し老朽化した舗装を改良 ⇒ 災害時に備えた緊急輸送道路・重要物流道路の安全な通行の確保



県道大屋富築港宇多津線(香川県宇多津町)



国道193号(香川県高松市)



県道高松長尾大内線(香川県三木町)

法面対策の取組み

災害に合わせた緊急点検による老朽化による法面を整備 ⇒ 唯一の避難道路の安全な通行を確保し、異常気象時等の集落の孤立を解消



県道高松王越坂出線(香川県坂出市)



道路施設の老朽化対策による効果

重要物流道路や緊急輸送道路などにおいて老朽化した道路施設を更新や長寿命化を推進することにより、道路施設の防災・減災、国土強靱化を加速し、常時安全な通行を確保

(7) 水道広域化後の着実な事業推進にかかる財政的支援の拡充

【提案・要望事項】

平成 30 年 4 月から全国に先駆けて「県内一水道」を実現した本県において、広域化による経営基盤の強化を早期かつ確実に実現していけるよう、生活基盤施設耐震化等交付金（水道事業運営基盤強化推進等事業）について、先駆的な取組を進める本県に対して、重点的に予算配分をすること。

【現状・課題】

- 水道事業については、全国的に、人口減少等に伴う給水収益の減少が見込まれるなか、老朽施設の大量更新や耐震化への対応、熟練技術者の大量退職に伴う次世代への技術の継承など様々な課題を抱えており、今後、中小規模の事業者単独では、安定的な事業継続が困難になることが懸念されています。
- このため、将来にわたり、安全な水の安定供給を維持していくためには、水道の広域化による基盤強化が強く求められており、平成 30 年 12 月には、水道事業者等に対して「水道の基盤の強化」に関する責務、とりわけ都道府県に対しては、水道事業者等の広域的な連携の推進役としての責務を課す、水道法の改正がなされたところです。
- このようななか、小規模の水道事業者が大半を占めていた本県では、全国共通の課題に加え、本県特有の湧水への対応も迫られてきたことから、広域化によるスケールメリットを生かしつつ、総合的な課題解決を図るため、県と市町とで広域化に向けた検討を進め、平成 29 年 11 月に「香川県広域水道企業団」を設置し、平成 30 年 4 月から事業を開始して、全国に先駆けて、直島町を除く全県域を対象とした「県内一水道」を実現したところです。
- 香川県広域水道企業団においては、広域化による経営基盤の強化を早期かつ確実に実現するために、事業開始から令和 9 年度までの 10 年間に、円滑な水融通のための連絡管の布設や統合浄水場の整備などの広域施設整備に加え、経年施設の更新や耐震化など、総額 1,300 億円余の整備事業を計画的に実施する予定としています。
- これら整備事業に対しては、これまでも国において、広域化にかかる支援措置の拡充等にも取り組んでいただいておりますが、本県の取組は、今般の水道法改正の趣旨を体現するものとして、全国的にも注目を集めており、リーディングケースとしての役割をし

っかり果たしていくためにも、整備事業に活用を見込んでいる「生活基盤施設耐震化等交付金（水道事業運営基盤強化推進等事業）」について、本県の事業執行状況に応じて、重点的に予算配分をしていただくことが必要です。

【所管府省】厚生労働省（医薬・生活衛生局）、財務省（主計局）

【県関係課】水資源対策課

8 地方創生に向けた社会資本の総合的な整備について (7) 水道広域化後の着実な事業推進にかかる財政的支援の拡充

所管府省

厚生労働省(医薬・生活衛生局)、財務省(主計局)

県関係課

水資源対策課

提案・要望事項

- 平成30年4月から全国に先駆けて「県内一水道」を実現した本県において、広域化による経営基盤の強化を早期かつ確実に実現していけるよう、生活基盤施設耐震化等交付金(水道事業運営基盤強化推進等事業)について、先駆的な取組を進める本県に対して重点的に予算配分をすること。

全国初！

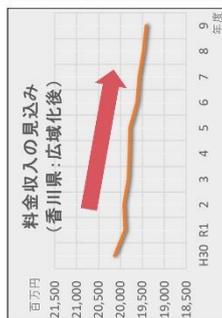
水道事業者が抱える課題

人口減少による給水収益の減少

老朽施設の
大量更新、耐震化

職員の大量退職
に伴う次世代への
技術継承

漏水への対応 など



地震による継手離脱 (H23東日本大震災)



老朽管の漏水事故 (H23丸亀市内)



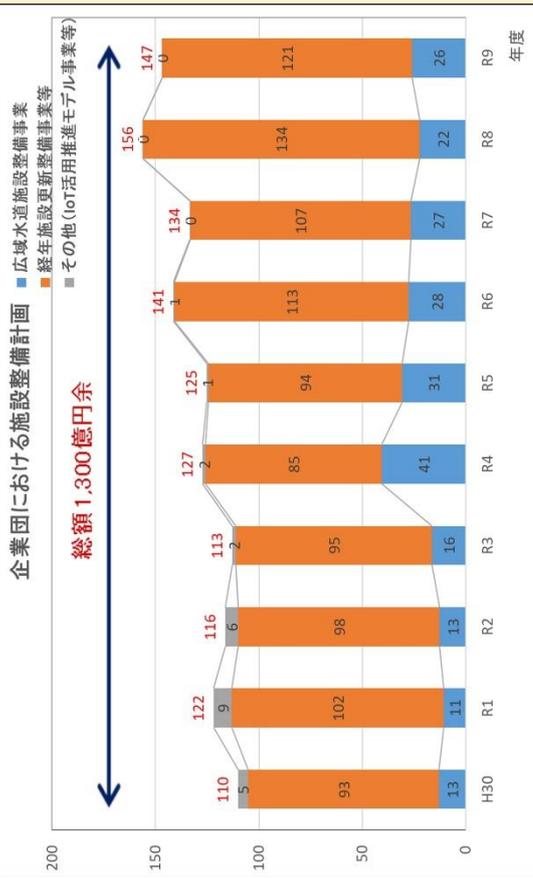
漏水時の応急給水 (H6高松市内)



対応策

県内一水道の実現
香川県広域水道企業団
(平成30年4月事業開始)

目的 スケールメリットを生かして経営基盤を強化



(8) ため池の耐震化整備及び老朽ため池整備等に必要な予算の確保

【提案・要望事項】

「平成 30 年 7 月豪雨等を踏まえた今後のため池対策の進め方」に基づき、防災重点農業用ため池の再選定を行うとともに、「ため池管理保全法」や「ため池工事特措法」の施行に伴い、ため池の適正な管理や計画的かつ集中的な防災工事等の推進を図っており、これら対策の円滑な推進のため、ため池の耐震化整備や老朽ため池の整備、ため池の管理・保全等に必要な予算について、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」に基づき、安定した予算を確保すること。

あわせて、ため池の保全・避難対策にかかるソフト対策の充実を図ること。

【現状・課題】

- 水不足に悩まされてきた本県では、農業用水の確保に努力を重ね、全国有数の規模を誇る満濃池をはじめ、数多くのため池が築造され、ため池密度は全国 1 位となっています。しかしながら、その多くは築造後 200～300 年が経過しています。
- 香川用水の通水後も、農業用水の過半をため池に依存しており、水資源を確保するうえで、ため池は重要な施設であるとともに、洪水の調節などにより災害を未然に防止し、また魚・昆虫・植物等の生息地として自然生態系の保全のほか、身近な水辺空間として住民に快適な環境を提供するなど、その役割は多岐にわたっています。
- 南海トラフ地震の今後 30 年以内の発生確率が、70～80%に引き上げられるなか、本県においても震度 7 が予測される地域（東かがわ市、観音寺市、三豊市）があり、ため池の震災対策の重要性と緊急性が認識され、着実な対策実施が求められています。
- 本県では、昭和 43 年度から「老朽ため池整備促進 5 か年計画」を順次策定し、令和 2 年度までの半世紀余にわたり 3,541 か所の老朽ため池を整備するとともに、ため池の耐震対策として、平成 26 年度から大規模ため池 39 か所の耐震化整備を、また、令和元年度からは、中小規模ため池の耐震化整備にも取り組んでいます。
- あわせて、『防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法』の制定に伴い、劣化状況評価等による「防災工事等推進計画」を策定し、「老朽ため池整備促進 5 か年計画」と整合を図りながら、計画的なため池の防災・減災対策を推進して

います。

- 国においては、近年の気象変動の影響により災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震が切迫している状況から、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を措置して、重点的・集中的に対策を講じることとしています。
- ため池の総合的な防災・減災対策を早急かつ計画的・積極的に推進するためには、老朽ため池の整備はもとより、ため池の耐震化整備など、総合的な防災減災対策を実施するための予算の確保が不可欠であり、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、安定したため池の防災減災関係予算の確保が必要です。
加えて、県土面積に対するため池の密度では全国一である本県の実情を踏まえると、本県へのため池整備にかかる予算の重点的な配分が必要です。
- また、令和元年度に『農業用ため池の管理及び保全に関する法律』、令和2年度に『防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法』が制定されたことに伴い、ため池の適正な保全管理に資する活動を実施するため、ため池の保全・避難対策にかかる監視・管理体制の強化に対する助成制度について、経過観察等の対象ため池が多い本県の実情を踏まえると、助成額の上限の廃止が必要です。

【所管府省】農林水産省（農村振興局）

【県関係課】土地改良課

8 地方創生に向けた社会資本の総合的な整備について (8)ため池の耐震化整備及び老朽ため池整備等に必要予算の確保

所管府省 農林水産省(農村振興局)

県関係課 農関係課

土地改良課

提案・要望事項

「ため池管理保全法」や「ため池工事特措法」の施行に伴い、ため池の適正な管理や計画的かつ集中的な防災工事等の円滑な推進を図る必要があるため、**ため池の耐震化整備や老朽ため池の整備、ため池の管理・保全等に必要予算について、安定した予算を確保すること。あわせて、ため池の保全・避難対策に係るソフト対策の充実を図ること。**

現状と課題

【香川県のため池】

- ・本県は、県土の総面積に対するため池の密度では**全国一位**
- ・農村地域と都市部が隣接しており、ため池下流部の**湿住化の進行**



ため池下流部の湿住化



サポートセンターによる現場指導

- ・「ため池管理保全法」に基づき、548箇所の特定農業用ため池を指定
- ・「ため池工事特措法」に基づき、3,049箇所の防災重点農業用ため池を指定
- ・ため池の適正管理のための技術的指導・助言や、計画的な防災工事等の推進のため、「香川県ため池保全管理協議会」を設置するとともに、「香川ため池保全管理サポートセンター」を開設

- ・老朽ため池整備やため池耐震化整備はもとより、**管理者不在等で管理が行き届いていないため池の防災対策が喫緊の課題**
- ・ため池管理者による**定期的な日常管理や、豪雨・地震時における円滑な点検・連絡**を行うための体制づくりが必要

【ため池整備の取組】

- 昭和43年度に**老朽ため池整備促進計画**を策定して以来、順次5か年計画を策定し、**3,541箇所の老朽ため池を整備**
- 平成30年度から第11次5か年計画に基づき、総合的な防災対策を推進
 - (1)ため池の耐震化整備
 - ・大規模 6箇所、中小規模 23箇所のため池耐震化整備
 - (2)老朽ため池の整備
 - ・計画期間(R4まで)に国庫補助事業を活用し、**140箇所を整備する計画**



前刈金工法によるため池改修



押え盛土工法による耐震化整備

- ため池工事特措法に基づく**劣化状況評価を1,530箇所**行い、そのうち**要整備ため池**については、緊急的かつ計画的に防災工事を実施

ため池の防災・減災対策を推進するには、国の財政支援が不可欠

【ため池管理・保全に関する取組】

ため池の適正な管理を行うには、国のソフト対策の充実が必要

9 子ども・若者のネット・ゲーム依存症対策について

【提案・要望事項】

- 子ども・若者の心身の発達に悪影響を及ぼす可能性のあるネット・ゲーム依存症について、正しい知識の普及啓発を行うとともに、他の依存症対策と同様、法整備や医療提供体制の充実などの必要な施策、ネット・ゲーム依存症の危険要因を踏まえた適切な予防対策の策定及び実施を講じること。
- 地方におけるネット・ゲーム依存症の適切な医療等を提供できる人材や、ネット・ゲーム依存の予防対策を教員等に対して指導する人材を育成するため、研修体制の構築や専門家の派遣等の支援を行うこと。
- 国においては、eスポーツの健全かつ多面的な発展に向けた取組を進めているが、eスポーツの活性化が子どものネット・ゲーム依存症につながることをないよう慎重に取り組むとともに、県民をネット・ゲーム依存症から守るため、乳幼児期からの子どもと保護者との愛着の形成や安定した関係の大切さについての啓発など、必要な支援その他必要な施策を講じること。

【現状・課題】

- ネット・ゲーム依存症については、世界保健機関（WHO）が平成30年6月に公表した改訂版国際疾病分類において、「ゲーム障害」という疾患として認定し、令和元年5月の総会において「物質使用症<障害>群または嗜癖行動症<障害>群」の категорияに収載されたほか、厚生労働省の研究事業として(独)国立病院機構久里浜医療センターが今年2月に公表した10代から70代を対象とした実態調査では、ゲームの使用状況、ゲーム利用時間及びゲームによる影響が示され、ゲーム利用時間が長い人ほど成績低下や仕事に悪影響が出やすい傾向にあることが判明しました。また、国においてはゲーム依存症の認識を高めるとともに、課題や対策等を共有し、ゲーム依存症対策の推進を図るため、昨年2月に「ゲーム依存症対策関係者連絡会議」を立ち上げ、ゲーム依存症対策について検討を行っているほか、令和2年度からは依存症対策総合支援事業の対象に新たに「ゲーム依存症」が追加され、一定の財源措置が図られたところであります。
- 本県においても、令和2年度に小中高生を対象に実施したスマートフォン等によるインターネットやゲームの利用状況等の調査結果などから、スマートフォン等の利用に当たり、ネット依存傾向として注意が必要な生徒の割合が増加傾向にあることが明らかとなったところであり、これまでも子ども・若者のスマートフォン等の適正利用に向けて、

フォーラムや出前講座の開催、家庭でのルールづくりなどの啓発活動に取り組むとともに、精神保健福祉センターや各保健所などにおける相談支援や、医療、保健、福祉等の関係者を対象とした研修会の開催、(独)国立病院機構久里浜医療センターが実施するインターネット依存症研修への教員の派遣などを行ってきたところです。

- また、子どもたちをはじめ、県民をネット・ゲーム依存症から守るための対策を総合的に推進するため、昨年3月には、インターネットやゲーム依存症対策に特化した「香川県ネット・ゲーム依存症対策条例」を全国で初めて制定したところであります。
- ネット・ゲーム依存症の対策に当たっては、家庭や学校を含む社会全体で対応を行っていく必要があり、依存状態に陥ることを未然に防ぐための正しい知識の普及啓発や、医療提供体制の充実などの対策を総合的に推進する必要があります。
- ネット・ゲーム依存症は、年齢が低いほど陥りやすいとも言われていることから、乳幼児期の子どもの保護者に対しても、ネット・ゲーム依存症についての正しい知識を普及啓発することが必要です。
- ネット・ゲーム依存症については、まだ解明されていないことも多いものの、(独)国立病院機構久里浜医療センターや本県の調査結果からは、日常生活や学習面への悪影響が懸念される状況となっており、全国的な調査結果等も踏まえた適切な予防対策などを講じる必要があります。
- また、子ども・若者は、ネット・ゲーム依存症に一度陥ると抜け出すことが困難となるため、その対策が急務であり、海外では16歳未満の午前0時から6時までのゲーム利用を遮断するなど、子ども・若者の深夜のオンラインゲームを規制している例もあることから、これまでの取組に加え、これらを参考にした法整備を検討する必要があります。
- 医療面においては、ネット・ゲーム依存症対策の拠点となる病院は全国的に見ても、(独)国立病院機構久里浜医療センターなどわずかしかなく、本県にもネット・ゲーム依存症を治療できる医療機関が不足していることから、医療提供体制の充実を図り、拠点となる病院を中心とした医療提供体制の構築を図るとともに、小児科医と精神科医との連携による早期発見・早期治療に取り組む必要があります。
- 加えて、学校現場等で適切な対応を行うためには、(独)国立病院機構久里浜医療センターにおけるネット・ゲーム依存症治療の知見や全国的な実態調査を踏まえたネット・ゲーム依存の予防や依存のおそれがある場合に活用できる対応マニュアルを整備する必

要があります。

- 人材面においては、早期発見・早期治療のための相談支援を行っているところですが、特に地方では、ネット・ゲーム依存症の相談や適切な医療を提供できる医師等のほか、直接児童生徒に対応する教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや保護者等に対するネット・ゲーム依存の予防対策の指導者の確保や育成が急務であります。
- eスポーツは、今後の成長分野として期待されており、国においては令和元年9月から昨年2月にかけて、「eスポーツを活性化させるための方策に関する検討会」を計5回開催したほか、昨年7月にeスポーツ競技大会のルール形成戦略に係る調査研究を開始するなど、eスポーツの健全かつ多面的な発展に向けた取組を進めていると承知していますが、eスポーツの活性化が子どものネット・ゲーム依存症につながるものがないよう慎重に取り組む必要があります。
- 子どものネット・ゲーム依存症対策においては、親子の信頼関係が形成される乳幼児期のみならず、子ども時代が愛情豊かに見守られることで、愛着が安定し、子どもの安心感や自己肯定感を高めることが重要であるとともに、社会全体で子どもがその成長段階において何事にも積極的にチャレンジし、活動の範囲を広げていけるように取り組む必要があります、そのための支援や施策を講じることを要望します。

【所管府省】 内閣府（政策統括官（政策調整担当））、厚生労働省（社会・援護局）、
文部科学省（総合教育政策局）

【県関係課】 子ども政策課、障害福祉課、教委総務課、義務教育課、高校教育課、
保健体育課、生涯学習・文化財課

9 子ども・若者のネット・ゲーム依存症対策について

所管府省

内閣府(政策統括官(政策調整担当))、厚生労働省(社会・援護局)、
文部科学省(総合教育政策局)

関係課

子ども政策課、障害福祉課、教委総務課、義務教育課、高校教育課、
保健体育課、生涯学習・文化財課

提案・要望事項

- 子ども・若者の心身の発達に悪影響を及ぼす可能性のあるネット・ゲーム依存症について、正しい知識の普及啓発を行うとともに、他の依存症対策と同様、法整備や医療提供体制の充実などの必要な施策、ネット・ゲーム依存症の危険要因を踏まえた適切な予防対策の策定及び実施を講じること。
- 地方におけるネット・ゲーム依存症の適切な医療等を提供できる人材や、ネット・ゲーム依存の予防対策を教員等に対して指導する人材を育成するため、研修体制の構築や専門家の派遣等の支援を行うこと。
- 国においては、eスポーツの健全かつ多面的な発展に向けた取組を進めているが、eスポーツの活性化が子どものネット・ゲーム依存症につながることを防ぐため、県民をネット・ゲーム依存症から守るため、乳幼児期からの子どもと保護者との愛着の形成や安定した関係の大切さについての啓発など、必要な支援その他必要な施策を講じること。

現状と課題

- WHOが「ゲーム障害」を病気として決定
- ゲームの長時間利用は成績低下や仕事などに悪影響
- 香川県ネット・ゲーム依存症対策条例
 - ・子どもたちをはじめ、県民をネット・ゲーム依存症から守るための対策を総合的に推進するため、昨年3月に、インターネットやゲーム依存症対策に特化した条例を全国で初めて制定
- 家庭や学校を含む社会全体で対応する必要
 - ・乳幼児期の子どもへの保護者への対応も必要
- 全国的な調査結果等を踏まえた適切な対応が必要
- 専門機関や専門家が不足
 - ・ネット・ゲーム依存症の専門外来がある医療機関、ネット・ゲーム依存症の相談や適切な医療を提供できる医師等が不足
- 学校現場等での適切な対応が必要
- eスポーツの活性化が依存症につながるような取組が必要
- 保護者との愛着形成が依存を抑制するとの指摘もあり重要

今後の取組

国による総合的な 対策と人材育成が必要

- 未然防止のための正しい知識の普及啓発
- より詳細な実態把握と適切な予防対策
- 依存症対策のための法整備の検討
- 医療提供体制の充実
 - ・拠点となる病院を中心とした医療提供体制の構築、小児科医と精神科医との連携体制の構築
- 全国的な実態調査等を踏まえた学校での予防対策
 - ・対応マニュアルの整備
- 人材確保・育成
 - ・医療、教育従事者向け研修体制の構築
 - ・専門家の派遣

10 医師確保対策について

【提案・要望事項】

- ① 機械的に算出された将来の必要医師数や医師需給推計等の数値のみをもって医師の過不足を判断し、医師が多数・過剰とみなされた都道府県に対して、地域枠医師の臨時定員の廃止や専攻医養成定員のシーリングなど、地域医療の崩壊に直結するおそれのある制約を画一的に設けることは、全く受け入れられないものであり、地域の医療提供体制に重大な影響を及ぼす制度の運用に当たっては、都道府県から地域ごとの実情・要望を丁寧に聞き取り、慎重かつ柔軟に運用することを強く要望する。
- ② 日本専門医機構によるサブスペシャリティ領域の専門研修制度の認定について、まずは、基本領域の専門研修制度の安定的な定着を図るべきであり、そのうえで、地域医療に従事要件のある地域枠医師の配置調整等にも馴染むように、地域医療に従事しながらも専門医を取得できる制度設計とすることを強く要望する。

【現状・課題】

- 地域枠医師の臨時定員については、厚生労働省において医師需給推計等の見直しを行い、将来的に医師が過剰供給となる都道府県は、令和5年度以降、臨時定員数を削減する方向で検討されていますが、都道府県ごとの将来的な必要医師数や医師需給推計に係る積算過程や基礎データについて、都道府県への詳細な情報提供がないまま検討が進められています。
- 令和元年度に厚生労働省から示された医師偏在指標によると、本県は251.9で、全国平均(239.8)を上回っており、全国都道府県別順位の上位1/3に含まれることから医師多数県に位置付けられていますが、県内には同指標が全国平均を大きく下回り、全国順位が下位1/3に含まれ医師少数区域とされている小豆保健医療圏(113.3)をはじめ、その他の二次医療圏内にも、国から提供されたデータに基づき県が独自に算出した医師偏在指標が全国平均を大きく下回る「大川圏域」(117.0)と「三豊圏域」(163.5)があるなど、県内にも医師の地域偏在がみられます。
- そのようななか、本県では、地域枠医師を、医師が特に不足している地域の医療機関へ積極的に配置するなど、地域偏在を解消する重要な人材と位置付けていることから、国からの十分な説明もなく一方的に示される数値のみをもって、貴重な医療資源を失う

ようなことは全く受け入れることはできません。

- また、専攻医養成定員シーリングは、都道府県ごとの診療科別医師数（厚生労働省：医師・歯科医師・薬剤師調査）が、医師需給分科会において示された診療科別必要医師数と同数あるいは上回る診療科を対象とすると日本専門医機構は説明しておりますが、上記のとおり、診療科別必要医師数の算出根拠となる基礎データ等について詳細な情報提供がないまま、本県では小児科や整形外科の医師数が必要医師数を上回っているとされています。
- これにより、本県の小児科と整形外科は、令和2年度専攻医採用に関して専攻医養成定員に上限が設けられ、令和2年度においても、当初の日本専門医機構案では、シーリング対象とされていました。
- しかしながら、令和元年度に県内の地域医療を支える医療機関を対象として実施した「医師の充足状況等実態調査」では、小児科及び整形外科は、いずれも各医療機関が運営上必要と考える医師数の9割程度しか充足しておらず、またそのうち2割から3割程度は他県の大学病院から派遣医師により支えられている状況であることが分かりました。
- 加えて、本県の小児科医の高齢化は全国より進行しており、高齢化等に伴い救急医療に参加する小児科医が減少するとともに、病院によっては小児科の勤務医が減少し、現行の小児救急医療体制を維持することが困難となっているなど、国の示す必要医師数等の指標は、本県の実態と乖離しています。
- 以上のことから、国において一方的かつ機械的に算出される将来の必要医師数や医師需給推計等の数値のみをもって医師の過不足を判断し、医師が多数・過剰とみなされた都道府県に対して、地域枠医師の臨時定員の廃止や専攻医養成定員のシーリングなど、地域医療の崩壊に直結するおそれのある制約を画一的に設けることは、全く受け入れられないものであり、都道府県に対し、算出根拠となる基礎データや詳細な積算過程などを開示のうえ十分な説明を行うとともに、地域の医療提供体制に重大な影響を及ぼす制度の運用に当たっては、都道府県から地域ごとの実情・要望を丁寧に聞き取り、慎重かつ柔軟に運用することを強く要望します。
- なお、令和2年度においては、厚生労働大臣から日本専門医機構に対し発出された「過去3年の専攻医採用数の平均が5人以下の都道府県別診療科はシーリング対象外とすること」という要請により、本県の小児科及び整形外科は、最終的にシーリング対象外とされ、結果として両診療科の専攻医採用数は、シーリング対象とされた前年度から一定

の回復が見られました。

次年度以降も、引き続き本県のようにそもそも専攻医の採用数が少ない都道府県に配慮したシーリング制度の運用を強く要望します。

- また、国では、日本専門医機構の認定するサブスペシャリティ領域の専門研修制度について、令和4年度からの開始に向けて準備を進めているとのことですが、上記のとおり、基本領域における専門研修制度でさえ、本県のように若手医師の不足に苦しんでいる都道府県にとって納得できる運用がされているとはいえないなか、サブスペシャリティ領域における専門研修制度まで開始されると、指導医や症例数が多く、連動研修が可能な都市部への専攻医の集中が加速すると懸念されるとともに、サブスペシャリティ領域の取得を希望する地域枠医師が、医師少数区域等での従事要件を達成できなくなるといった混乱を招く恐れがあります。

- つきましては、日本専門医機構によるサブスペシャリティ領域の専門研修制度の認定について、まずは、基本領域の専門研修制度について、各都道府県からの意見等に基づく検証を重ねるとともに、地域医療への影響を見極めながら、制度の安定的な定着に努めていただき、その上で、医師不足地域に従事要件のある地域枠医師の配置・ローテーションにも馴染むように、地域医療に従事しながらも専門医を取得できる制度設計としていただくことを強く要望します。

【所管府省】厚生労働省（医政局）

【県関係課】医務国保課

10 医師確保対策について

所管府省 厚生労働省(医政局)

県関係課

医務国保課

提案・要望事項

- 将来の必要医師数等機械的に算出された数値のみをもって医師数過剰とされた都道府県に対し、地域枠医師の臨時定員廃止や専攻医シリングなどの制約を画一的に設けることは、全く受け入れられず、地域の医療提供体制に重大な影響を及ぼす制度は、都道府県から地域ごとの実情・要望を丁寧に取り取ったうえで、慎重かつ柔軟に運用すること。
- 日本専門医機構によるサブスペシヤルティ領域の専門研修制度の認定について、まずは、基本領域の専門研修制度の安定的な定着を図るべきであり、そのうえで、地域医療に従事要件のある地域枠医師の配置調整等にも馴染むように、地域医療に従事しながらも専門医を取得できる制度設計とすること。

現状と課題

(1) 地域枠医師の臨時定員

・厚生労働省は、医師需給推計に基づき、将来的に医師が過剰供給となる都道府県は、令和5年度以降、臨時定員数を削減する方向で検討している。

⇒ **医師需給推計の算出根拠となる基礎データ等について、都道府県に詳細な情報提供がないまま検討が進められている**

・令和元年度に厚生労働省が示した医師偏在指標によると、本県は医師多数県とされているが、県内には医師の偏在が見られる。(大川・三豊・小豆)

| | 全国 | 県全体 | 東部 | (大川) | 西部 | (三豊) | 小豆 |
|--------|-------|---------|---------|-------|---------|-------|----------|
| 医師偏在指標 | 239.8 | 251.9 | 288.0 | 117.0 | 207.4 | 163.5 | 113.3 |
| 区分(順位) | - | 多数(15位) | 多数(35位) | - | 多数(93位) | - | 少数(332位) |

(※)大川、三豊圏域の指標値は、国から提供されたデータに基づき県が算出

⇒ **本県では、地域枠医師を上記のような医師の地域偏在を解消する重要な人材と位置付けており、国からの十分な説明もなく一方的に示される数値のみをもって、貴重な医療資源を失うことは受け入れられない**

(2) 専攻医シリング制度

・本県の小児科と整形外科は、足元医師数が国の示す必要医師数を上回っているとされ、シリングの対象とされていた。

・しかし、県内の主な医療機関を対象に実施した「医師充足状況等実態調査」では、いずれの診療科も9割程度しか充足しておらず、そのうち2～3割は他県の大学病院からの派遣医師を頼っていることが判明した。

・加えて、本県の小児科医の高齢化は全国より進行しており、現行の小児救急医療体制を維持することが困難となっている。

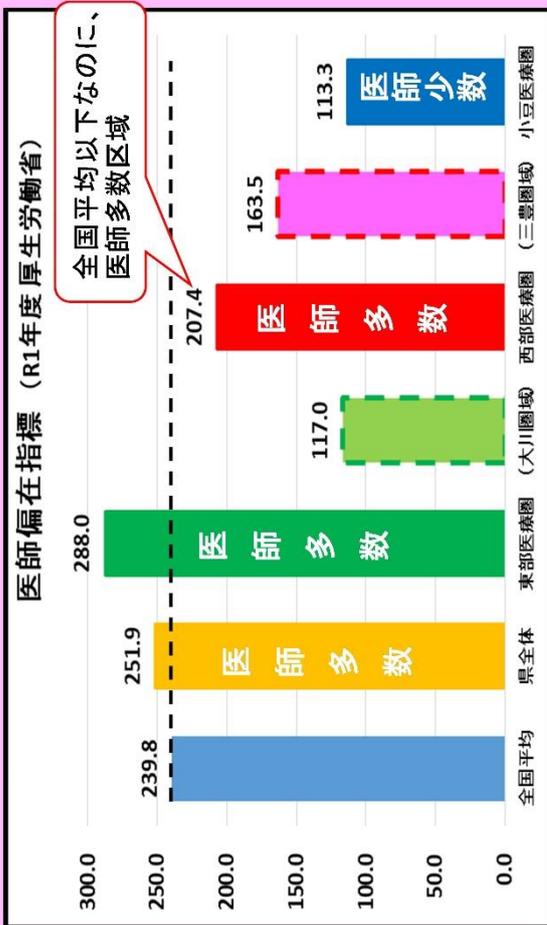
⇒ **国の示す必要医師数等の指標は、本県の実態と乖離している**

(3) サブスペシヤルティ領域制度における専門研修制度

・国では、日本専門医機構の認定するサブスペシヤルティ領域の専門研修制度について、令和4年度からの開始に向けて準備を進めている

⇒ **基本領域の制度でさえ定着していない現状で、サブスペ領域の制度まで開始されると、指導医や症例数が多く連動研修が可能な都市部への専攻医集中が加速し、地域医療従事要件のある地域枠医師等の配置に混乱をきたすおそれが懸念される**

地域偏在の顕在



小児科医師の高齢化

(資料) 医師・歯科医師・薬剤師調査(平成30年末現在)

| 小児医療圏 | 医療施設に従事する小児科医師数 | うち45歳未満の小児科医師数(%) |
|---------|-----------------|-------------------|
| 香川県(全体) | 155人 | 61人(39.4%) |
| 大川医療圏 | 6人 | 2人(33.3%) |
| 小豆医療圏 | 3人 | 3人(100.0%) |
| 高松医療圏 | 79人 | 29人(36.7%) |
| 中讃医療圏 | 55人 | 22人(40.0%) |
| 三豊医療圏 | 12人 | 5人(41.7%) |
| 【参考】全国 | 16,937人 | 7,083人(41.8%) |

県内の主な医療機関における小児科・整形外科医師充足状況

小児科

充足率(勤務医数/定員)・・・88.6%

勤務医の内訳

- 香川大学から派遣・・・18.0%
- 徳島大学から派遣・・・8.2%
- 岡山大学から派遣・・・4.9%
- 高知大学から派遣・・・5.9%
- 当該病院勤務医 60.5%

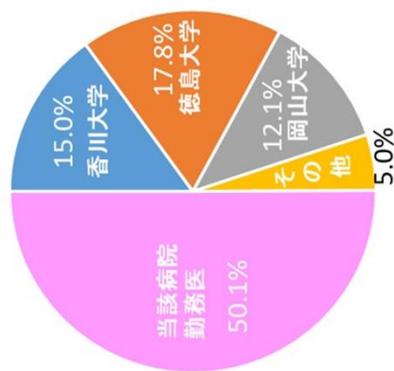


整形外科

充足率(勤務医数/定員)・・・90.5%

勤務医の内訳

- 香川大学から派遣・・・15.0%
- 徳島大学から派遣・・・17.8%
- 岡山大学から派遣・・・12.1%
- 当該病院勤務医 50.1%
- その他 5.0%



「医師の充足状況等実態調査」(令和元年9月実施)

※ 調査対象: 地域枠医師を配置する指定医療機関に加え、若手医師を積極的に育成している臨床研修・専門研修の基幹施設、地域医療を支えるべき地医療拠点施設等26医療機関を対象に実施

11 学校における働き方改革の実現について

【提案・要望事項】

学校における働き方改革を推進し、各都道府県及び各市町村の教育委員会が定めた「時間外在校等時間」の上限に関する規則等を教育職員が遵守するために、国において、教職員定数の一層の見直しを図るとともに、学校の指導・運営体制を強化するうえで必要な財源を措置すること。

【現状・課題】

- 令和元年12月の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（給特法）の一部改正を踏まえ、本県においては、公立全校種の教員について所定の勤務時間外に業務を行う時間として外形的に把握できる「時間外在校等時間」の上限に関する規則等の整備を行い、勤務時間の縮減や業務の適正化・効率化を図るとともに、令和3年4月から1年単位の変形労働時間制を導入することで、学校における働き方改革を推進しようとしているところです。
- 小学校の学級編制の標準については、令和3年度から5年間をかけて学年進行で35人に引き下げられることとなりましたが、教職員が心身両面の健康を維持しながら教育活動に意欲的に取り組む環境づくりを進め、ひいては、教育の質の向上と子どもたちの豊かな成長を実現するためには、中学校や高等学校においても、1学級35人をベースにした定数改善と研修等定数の基礎定数化による人員増を早急に進める必要があります。
- また、勤務時間内に授業準備をするための時間を十分確保し、子どもとしっかり向き合うことができる人員体制づくりが必要です。現在、国においては、令和4年度より、小学校高学年において外国語や理科、算数で教科担任制を実施することを検討しているとのことですが、単に学級担任が教科を分担し合うのではなく、専科教員の拡充により学級担任が行う授業時間数の縮減を図ることが重要です。
- 中学校、高等学校においては、部活動の指導が教員の長時間勤務の主な要因となっていることから、本県では、平成31年3月に策定した「香川県部活動ガイドライン」において、国の指針に準じた適切な休養日と活動時間を設定し、教員の負担軽減を図っているところです。働き方改革の推進には、教員に代わって指導等ができる部活動指導員の配置を促進することが求められており、そのためには、人材確保へのより一層の財政支援が必要です。

また、国は、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図る方針を示していますが、本県をはじめ地方にあっては、学校に代わり部活動を運営する地域団体は少なく、その規模も小さい状況です。こうした地域団体の育成・確保を図るためには、総合型地域スポーツクラブが運動部活動に対する指導を担うことができるための運営基盤の安定化や、文化部活動の地域移行に向けた体制構築に対する国の支援が必要です。

- 「チーム学校」として学校の指導・運営体制を一層強化し、働き方改革を強力に推進するためには、栄養教諭や養護教諭、事務職員の定数を改善するとともに、スクールサポートスタッフ、部活動指導員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員等の教員の業務を支援する専門スタッフの配置をより一層拡充する必要があります。
- さらに、ICTを活用した業務の効率化のための統合型校務支援システムや、きめ細かに個々の教員の勤務計画の作成や勤務時間の管理等が行えるよう、教員サービス管理システムの導入などへの財政支援が必要です。

【所管府省】 文部科学省（初等中等教育局）

【県関係課】 教委総務課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、保健体育課、生涯学習・文化財課

12 四国遍路の世界遺産登録について

【提案・要望事項】

四国一円に点在する札所を巡る巡礼として、地域社会と密接に関わりながら発展し、今に続く四国遍路の文化的伝統を表す札所や遍路道、道標等の文化遺産を、世界遺産暫定一覧表へ追加すること。

また、世界遺産暫定一覧表の改定に向けた取組を加速化すること。

【現状・課題】

- 徳島・高知・愛媛・香川の四国4県に点在する多数の札所を巡る四国遍路は、最終目的地がなく、周回することができるという特徴のある巡礼で、古くから四国の地と密接に結び付き、地域社会に支えられて発展した、世界でも稀な、多様な個人を救済する信仰の形を伝える証拠として顕著な普遍的価値を有することから、世界文化遺産にふさわしいものと考えています。
- 四国では、平成20年の国の審査結果を受け、平成22年3月に産学民官が協力して「『四国八十八箇所霊場と遍路道』世界遺産登録推進協議会」^{*}を設立し、これまでさまざまな取組を積み重ねてきました。

※令和3年4月1日から「四国遍路世界遺産登録推進協議会」に改称
- これらの取組の成果として、平成28年8月8日には、新たな提案書を文化庁長官へ提出しました。また、四国各県におきましても、札所寺院や遍路道の文化財指定の実績が着実に積み上がってきています。
- 今後とも、四国4県をはじめ地域における関係団体が一丸となり、学術的観点に立った顕著な普遍的価値の研究をさらに進め、それを証する資産の保護に積極的に取り組み、四国遍路という多様性に富む文化の継承に努めてまいります。また、地域社会と深く結びつきながら存続してきた四国遍路の特性を踏まえ、魅力的なまちづくりや地域の活性化につながるよう、地域コミュニティと共にある持続可能な文化遺産を目指してまいります。
- つきましては、我が国を代表する巡礼である四国遍路の世界遺産登録について、世界遺産暫定一覧表への追加記載を行うよう要望します。また、世界遺産暫定一覧表の改定に向けた取組を加速化することを要望いたします。

【所管府省】 文部科学省（文化庁）

【県関係課】 文化振興課

12 四国遍路の世界遺産登録について

所管府省

文部科学省 文化庁

県関係課

文化振興課

提案・要望事項

- 四国遍路の世界遺産登録について、速やかに国内暫定一覧表への追加記載を行うこと。
- 世界遺産暫定一覧表の改定に向けた取組を加速化すること。

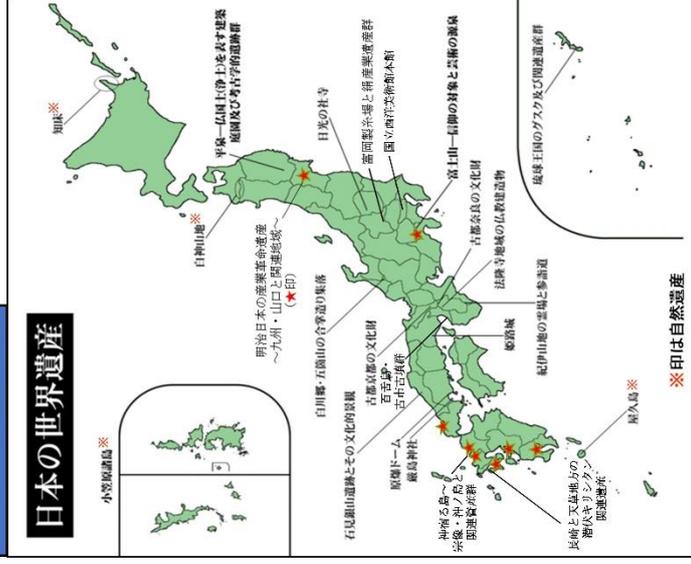
現状と課題

- ・ 四国遍路の世界遺産登録は、四国の地方創生、世界への発信につながる。
- ・ 世界遺産登録には、国内暫定一覧表に記載されることが必要で、現在、6件の世界遺産候補が暫定一覧表に記載。
- ・ 四国は、官民一体の推進協議会を組織し、課題の解決を図り、平成28年8月8日に新たな提案書を提出した。
- ・ 一方、国においては、世界遺産暫定一覧表への追加記載に向けた調査・審議は、平成20年以降行われていない。



日本の世界遺産

日本の世界遺産



日本の世界文化遺産

| 番号 | 記載物件名 | 所在地 | 暫定リスト記載年 | 世界遺産一覧表記載年 |
|----|-----------------------------------|--------------|----------|------------|
| ① | 法隆寺地域の仏教建造物 | 奈良県 | 平成 4年 | 平成 5年12月 |
| ② | 姫路城 | 兵庫県 | 平成 4年 | 平成 5年12月 |
| ③ | 古都京都の文化財(京都市、宇治市、大津市) | 京都府・滋賀県 | 平成 4年 | 平成 6年12月 |
| ④ | 白川郷・五箇山の合掌造り集落 | 岐阜県・富山県 | 平成 4年 | 平成 7年12月 |
| ⑤ | 広島市の平和記念碑(原爆ドーム) | 広島県 | 平成 7年 | 平成 8年12月 |
| ⑥ | 厳島神社 | 広島県 | 平成 4年 | 平成 8年12月 |
| ⑦ | 古都奈良の文化財 | 奈良県 | 平成 4年 | 平成10年12月 |
| ⑧ | 日光の社寺 | 栃木県 | 平成 4年 | 平成11年12月 |
| ⑨ | 琉球王国のグスク及び関連遺産群 | 沖縄県 | 平成 4年 | 平成12年12月 |
| ⑩ | 紀伊山地の霊場と参詣道 | 三重県・奈良県・和歌山県 | 平成13年 | 平成16年 7月 |
| ⑪ | 石見银山遺跡とその文化的景観 | 島根県 | 平成13年 | 平成19年 7月 |
| ⑫ | 平泉 - 仏国土 (浄土) を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群 - | 岩手県 | 平成13年 | 平成23年 6月 |
| ⑬ | 富士山 - 信仰の対象と芸術の源泉 - | 静岡県・山梨県 | 平成19年 | 平成25年 6月 |
| ⑭ | 富岡製糸場と絹産業遺産群 | 群馬県 | 平成19年 | 平成26年 6月 |
| ⑮ | 明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域 | 鹿児島県ほか7県 | 平成20年 | 平成27年 6月 |
| ⑯ | 国立西洋美術館本館 (7ヶ国) | 東京都 | 平成19年 | 平成28年 7月 |
| ⑰ | 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群 | 福岡県 | 平成20年 | 平成29年 7月 |
| ⑱ | 長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産 | 長崎県 | 平成19年 | 平成30年 6月 |
| ⑲ | 百舌鳥・古市古墳群 - 古代日本の墳墓群 - | 大阪府 | 平成22年 | 令和元年 7月 |

暫定リスト (文化遺産のみ)

| 番号 | 資産名 | 所在地 | 記載年 | 備考 |
|----|--|-------|-------|-------------------------------|
| ① | 古都鎌倉の寺院・神社ほか | 神奈川県 | 平成 4年 | ※H25年6月 イコモスによる不記載勧告、R1年 活動休止 |
| ② | 彦根城 | 滋賀県 | 平成 4年 | |
| ③ | 飛鳥・藤原の宮都とその関連遺産群 | 奈良県 | 平成19年 | |
| ④ | 北海道と北東北を中心とした縄文遺跡群 | 北海道ほか | 平成20年 | 令和2年2月 推薦書提出 |
| ⑤ | 金を中心とする佐渡鉱山の遺産群 | 新潟県 | 平成22年 | |
| ⑥ | 平泉 - 仏国土 (浄土) を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群 - (拡張) | 岩手県 | 平成23年 | ※拡張区域 |

13 地域の実情に応じたスポーツ施設やその周辺整備のための財源確保について

(1) スポーツ施設の整備のための財源確保

【提案・要望事項】

スポーツは、人に夢や感動を与え地域への誇りと愛着を高めるとともに、地方創生の核にもなるものであり、国においては、スポーツの成長産業化の方向性を打ち出している。時同じくして本県では、現在、スポーツの中核となる体育館が無い状況にあり、拠点となる施設整備が急がれている。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により交流人口が減少するなか、スポーツ施設には、十分な感染症対策を行ったうえで、コンサート等のイベント開催やMICE利用など交流人口の回復・拡大による地域経済の活性化に資する施設としての役割も期待されている。

このため、交流人口増や新たなニーズ開拓が進むよう、地方の実情に応じて実施する、公立スポーツ施設の機能向上や建替等を図ることができるよう、国においては、スポーツ施設の整備に対する支援強化を図っていただきたい。

具体的には、特別な地方債の発行とその元利償還金に対する交付税措置や、交流推進機能を備える等大規模なスポーツ施設整備に対する補助制度など、新たな財政支援制度の創設を図ること。

また、日本スポーツ振興センターが実施するスポーツ施設整備に係る助成金についても、財政支援措置の拡充を図ること。

【現状・課題】

- 本県では平成26年度の旧県立体育館の廃止により、県内に県立体育館がなくなったことから、本県スポーツの中核的な機能を有する施設として、また、人口の減少や少子化により地域の活力の低下が懸念されるなか、地域の活性化の拠点となる施設として、新県立体育館の整備を進めております。
- 新県立体育館は、競技スポーツや生涯スポーツ施設としての機能に加え、コンサートやMICEなど多くの集客交流が見込まれるイベントが開催できること、スポーツの観戦やスポーツイベントへの参加を通じて県民が広くスポーツに親しむ場所を提供できること、スポーツツーリズムの拠点として活用され、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により減少した交流人口の回復・拡大やにぎわいづくりにつながることといった交流推進施設としての機能を備え、地域経済の活性化に資する施設として、その経済波及効果は年間約52億円と試算されています。現在、令和6年度の開設に向けて取り組んでいるところでありますが、建設工事費は、実施設計の段階で約186億円と見込んでおり、厳しい財政状況のなか、一時に多額の経費が必要となります。

- 地域の実情に応じて実施するスポーツ施設の整備に対し、特別な地方債の発行とその元利償還金に対する交付税措置や、交流推進機能を備える等大規模なスポーツ施設整備に対する補助制度など、新たな財政支援制度の創設を要望します。また、日本スポーツ振興センターが実施するスポーツ施設整備に係る助成金についても、財政支援措置の拡充を要望します。

【所管府省】 文部科学省（スポーツ庁）、総務省（自治財政局）

【県関係課】 新県立体育館整備推進課

13 地域の実情に応じたスポーツ施設やその周辺整備のための財源確保について (1) スポーツ施設の整備のための財源確保

提案・要望事項

所管府省 文部科学省(スポーツ庁)、総務省(自治財政局)

県関係課

新県立体育館整備推進課

- 交流人口増や新たなニーズ開拓に向けた公立スポーツ施設の機能向上や建替等を図ることができるよう、スポーツ施設の整備に対する支援強化を図ること。

現状と課題

- ◆ 旧県立体育館の廃止(平成26年度)
- ◆ 新香川県立体育館整備基本計画(平成29年度)

○ 想定する用途

- ・ 全国大会や国際大会など大規模なスポーツ競技大会
- ・ コンサートやMICE等
- 建設地: サンポート高松
- ・ 海陸交通の結節拠点
- ・ 風光明媚なウォーターフロント
- ・ 高度な都市機能の集積

- ◆ 基本・実施設計(平成30年度～令和3年度)

○ 特徴

- ・ 建物の高さを低く抑え、サンポートの景観に調和
- ・ 交流エリアを設けた新しい発想のアリーナ、人々が気軽に立ち寄れる、開かれた公共空間
- ・ 最大収容人数 10,000人

- 建設工事費: 約186億円(実施設計段階)

◎ 成長戦略フォローアップ (R2.7.17 閣議決定)

- ・ スポーツ市場規模を2025年までに15兆円に拡大することを目指す。
 - ⇒ 2017年: 8.4兆円(スポーツGDP暫定推計値)
- ・ 全国のスタジアム・アリーナについて、多様な世代が集う交流拠点として、2017年から2025年までに20拠点を実現する。
 - ⇒ 構想・計画段階のスタジアム・アリーナは全国に80件以上が存在。



効果

交流人口拡大による 地域経済の活性化

- ・ 経済波及効果は、年間約52億円と試算

魅力・活力の創出

- ・ スポーツツーリズムの拠点
- ・ トップアスリートによるコンサート等の大規模イベントの開催
- ・ 国際会議場等の既存施設と連携したMICE機能の強化

(2) スポーツ施設の周辺整備のための都市構造再編集中支援事業に必要な 財源確保

【提案・要望事項】

地域の実情に応じたスポーツ施設の周辺整備を推進し、魅力あるまちづくりを実現するため、都市構造再編集中支援事業に必要な予算を確保すること。

【現状・課題】

- サンポート高松地区は、高松港をはじめ J R 高松駅や琴電高松築港駅などの集まる交通結節機能やウォーターフロントという優れた環境を生かし、商業、業務、官公庁、文化、交流、情報などの集積する四国の中核都市拠点であり、今後、J R 高松駅ビルの開発、徳島文理大学の移転など地区の拠点性を高める計画が予定されています。
- さらに本県では、サンポート高松地区において、県内スポーツの中核的な機能を有する施設として、また、人口の減少や少子高齢化により地域の活力の低下が懸念されるなか、地域の活性化の拠点となる施設として、令和 6 年度の開設に向けて新県立体育館の整備を進めています。
- サンポート高松地区のより一層のにぎわい創出のためには、新県立体育館の整備を機に、サンポート高松地区における回遊性の向上や鉄道駅や港からの安全で快適な歩行空間の確保による利便性の向上を図る必要があります。また、新県立体育館を利用したイベント開催時には、自動車交通の渋滞が予想されるため、その対策も必要となります。
- 本県では、四国の中核都市拠点にふさわしい魅力あるまちづくりを実現するため、現在、高松市が組織する「高松市サンポート地区都市再生検討委員会」に参画し、新県立体育館の開設に合わせたサンポート高松地区周辺の「都市再生整備計画」を取りまとめているところであり、この計画に基づいた都市構造再編集中支援事業に必要な予算の確保を要望します。

【所管府省】国土交通省（都市局）、財務省（主計局）

【県関係課】都市計画課、新県立体育館整備推進課、港湾課、交流推進課

13 地域の実情に応じたスポーツ施設やその周辺整備のための財源確保について (2) スポーツ施設の周辺整備のための都市構造再編集中支援事業に必要な財源確保

所管府省

国土交通省(都市局)、財務省(主計局)

関係係課

都市計画課、新県立体育館整備推進課、港湾課、交流推進課

提案・要望事項

- 地域の実情に応じたスポーツ施設の周辺整備を推進し、魅力あるまちづくりを実現するため、都市構造再編集中支援事業に必要な予算を確保すること。

現状と課題

◆ サンポート高松地区の現状

- サンポート高松地区は、高松港をはじめJR高松駅や琴電高松築港駅などの集まる交通結節機能やウォーターフロントという優れた環境を生かし、商業、業務、官公庁、文化、交流、情報などの集積する四国の中枢都市拠点である。
- 今後、新県立体育館の整備、JR高松駅ビルの開発、徳島文理大学の移転など地区の拠点性を高める計画が予定されている。

◆ サンポート高松地区の課題

- より一層のにぎわい創出のためには、新県立体育館の整備を機に、サンポート高松地区における回遊性の向上や鉄道駅や港からの安全で快適な歩行空間の確保による利便性の向上を図る必要がある。
- 新県立体育館を利用したイベント開催時には、自動車交通の渋滞が予想されるため、その対策も必要である。

◆ 取組状況

- 四国の中枢都市拠点にふさわしい魅力あるまちづくりを実現するため、「高松市サンポート地区都市再生検討委員会」において、新県立体育館の開設に合わせた周辺整備を検討しているところであり、その必要な予算を確保し、事業を進める必要がある。

期待される効果

- ・安全で快適な歩行空間の確保
- ・回遊性の確保
- ・自動車交通の渋滞対策



キャノピー(屋根付き歩道)等による安全で快適な動線確保が必要



交差点改良等による渋滞対策が必要

- ・安全で快適なまちづくり
- ・にぎわい、魅力あるまちづくり